

宍粟市社協 第3次地域福祉推進計画

2016年度～2019年度

支え合い ふくしプラン

だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり
～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～



2016年8月

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

ごあいさつ



宍粟市社会福祉協議会の発足から 11 年、この間、世の中の状況は大きく変化し、福祉関係の法律も多く改正がなされました。中でも、介護保険法では、家庭でも地域でも高齢者を見守る方向で、施設入所に重きが置かれていましたが、社会保障費、医療費の増加により、介護保険料が増加する一方となり、27 年度の改正により一転して施設入所より地域で見守る方向に転換しました。

訪問介護サービス及び通所介護サービスは、新しい総合事業として市町村の事業として位置づけられ、地域包括支援センターがその役目を担うこととなり、高齢になったり、病気や機能面で障がいがあったり、失業などで経済的に苦しくなったり、何らかの障がいが出てきて生活することが難しくなった人々をどう支援していくのか、家族とか地域社会とのつながりの中で地域も本人も認めあう地域社会をつくるのが、今まで以上に求められるようになっていきます。

このことは、社会福祉協議会が以前から進めています「小地域福祉活動」そのものであると思いますが、市内全域にこの活動が浸透しているかと思えばそうではなく、社会福祉協議会として力不足を痛感しています。

一方、善意の預託や会費、募金を財源として事業の展開をしている社会福祉協議会でありますが、それらは減少の一途をたどっており、より以上に市民各位のご理解を得られるような事業の展開が求められています。

このような厳しい中、第 2 次地域福祉推進計画（2011～2015）では、「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を地域福祉目標として策定し、実践してきましたが、第 3 次地域福祉推進計画（2016～2019）は 4 か年計画として、地域福祉目標は使命として引き継ぎながら、地域で築き上げられてきた「つながり」を生かして、地域において住民全体で取り組む支え合いの仕組みづくりをめざし「支え合いふくしプラン」と名付けました。今後の活動の指針となるものです。

宍粟市でも集落機能が弱まり、地域に住み続けることの困難さが増し、地域の中で住民同士のつながりが希薄化する今、お互いが助け合い、支え合う地域づくりこそ、介護保険法の改正の趣旨であるのではないのでしょうか。もちろん、宍粟市の「地域福祉計画」との整合や協働を考慮しながら計画の実践をいたします。

終わりになりましたが、計画の策定にあたり、流通科学大学前教授 松澤賢治先生を中心として、オブザーバーの兵庫県社協 杉田部長、識見者である市民団体・ボランティア代表、専門機関として施設の役職員、本会理事等 12 名の委員で策定委員会を、又、本会職員で作業部会を構成し、1 年間に及び真剣に議論を重ねていただきました。その間、多大なるご尽力に感謝しお礼を申し上げます。

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会
会長 森 本 都 規 夫

もくじ

はじめに	第3次地域福祉推進計画の策定にあたって	1
第1章	社会福祉協議会の理念と目標	
	1. 社会福祉協議会の理念	2
	2. 社会福祉協議会がめざすもの	2
	3. 宍粟市社会福祉協議会の組織	3
第2章	計画の策定にむけて	
	1. 社会福祉をとりまく現状と課題	5
	2. 統計データからみる宍粟市	7
	3. 行政の地域福祉計画との整合性	10
	4. 第2次地域福祉推進計画の総括	14
	5. 第3次地域福祉推進計画策定までの流れ	17
第3章	第3次地域福祉推進計画	
	1. 計画のねらい	19
	2. 計画の推進期間	19
	3. 地域福祉目標	19
	4. 計画の愛称	20
	5. 計画の推進視点	20
	6. 総合体系図	21
	7. 第3次地域福祉推進計画を進める会の設置	21
	8. 推進目標、活動項目、個別活動項目	21
	9. 支え合いネットワーク関係図	22
第4章	計画の推進と管理方法	
	1. 第3次地域福祉推進計画の進行管理	45
	2. 宍粟市社会福祉協議会職員の連携	46
資料編	課題抽出のための資料	
	第2次地域福祉推進計画の総括	47
	市の福祉に関する諸計画からの課題抽出	54
	宍粟のことを考えてみましょうアンケート	59
	第2期宍粟市地域福祉計画の施策の整理	64
	参考資料	
	用語解説	69
	計画策定の経緯	73
	策定委員会設置要綱	76
	策定委員名簿	78

第3次地域福祉推進計画の策定にあたって



地域福祉推進計画は、社会福祉協議会（以下、社協）の中期経営計画にあたるもので、今回は平成28年度から平成31年度までの4年間の事業目標とその実現のための計画を示したものです。

社協の経営計画には一般企業のそれとは、違う特徴があります。

社協は、宍粟市民の皆さんで組織された地域福祉を押し進める非営利の協議体であり、地域での生活上の困りごとや課題を、相互に協力して解決、緩和することを目的としています（参加・参画）。しかし、そうした課題の解決は市民が相互に協力して助け合うだけではなかなか困難です。そこで社協は、取り組みを企画立案し、提案し、先頭に立って実行する専門の職員集団で構成されています（専門性）。また、福祉にかかわる生活課題がより複雑になる中で、様々な立場や視点でその解決をサポートする各種専門家・専門機関の協力が不可欠ですので、これらが協働するお膳立ても重要な仕事になっています（ネットワーク・システム化）。あわせて、福祉にかかわる生活課題の解決には、法律や制度によるセーフティネットの活用も欠かせません。そこで、これらを結びつけ有効に機能させるために、福祉にかかわる事業や活動を行うすべての組織、関係者、市民が協力する基盤づくり（協働のプラットフォーム）をめざしています。

さて、今回の計画は策定委員会での度重なる議論を経て、社協が大切にしていきたい考え方のもとに、市民が抱える生活・福祉課題と向き合い、解決策や支援策、活動方針を提案するものです。前回計画の基本理念を踏襲しつつ、推進目標を出来るだけ具体的に表現することを心がけ、事業の方向性がこれまで以上に明確になるように工夫しました。

また、宍粟市の策定した関連の諸計画、とくに地域福祉計画の考え方や社協への期待に応えることも重視しています。その上に、国が進める「地域包括ケアシステム」を宍粟市で推進するための具体策の提案としての役割も意識し、地域の活動と国の進める政策が融合し、効果を上げる重要な契機にしたいと考えています。

市民の皆様には、この計画をご自身とご家族、そして地域の様子に照らしてご覧いただきたいと思います。その上で、皆さんのご参加と協力、ご支援、そして情報提供や注文を頂くことが計画実行のエネルギーになると確信しています。

第3次地域福祉推進計画策定委員会

委員長 松澤 賢治

第1章 社会福祉協議会の理念と目標

1. 社会福祉協議会の理念

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、すべての都道府県・市区町村に設置されています。社協は、地域の人々だれもが住みなれたまちで、いつまでも安心して暮らせる「ふくしのまち」をつくることを理念としています。

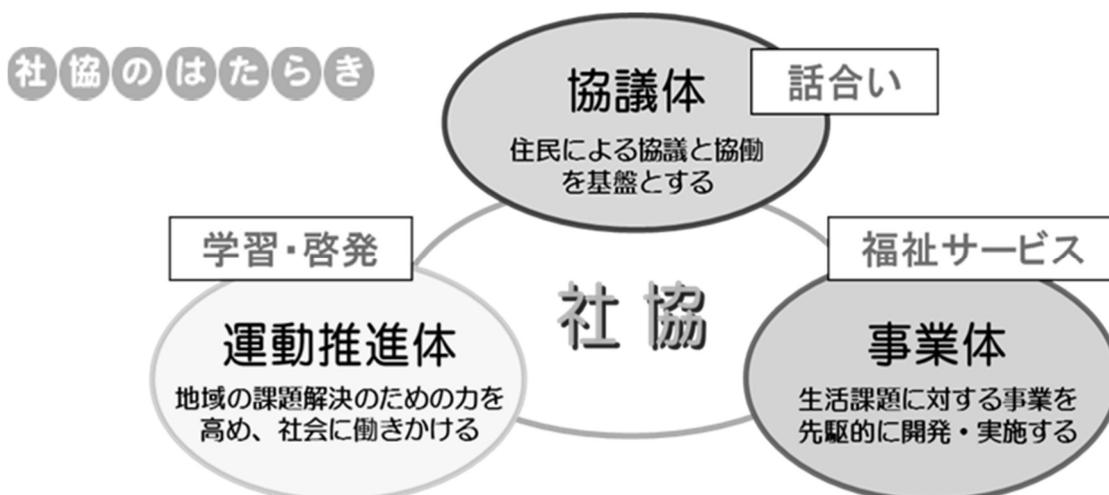
社協の使命は、「**当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人一人が地域の一員として、『自分らしく』暮らせる地域社会（＝福祉コミュニティ）づくりを進める**」ことです。自らの生活と地域を築く主役は、住民一人ひとりであるという考え方にに基づき、当事者の生活課題の解決に向けた住民の主体的な取り組みを支援することをあらわしています。つまり、当事者の生活課題への気づきや共感を出発点にしなが、一人ひとりの主体性をつなぎあわせ、ノーマライゼーションの理念が根付く福祉コミュニティづくりを図ることが社協の使命なのです。どれだけ情勢が変化しようとも、変えてはならない社協の原点です。

2. 社会福祉協議会がめざすもの

（1）社会福祉協議会の性格

社協は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現をめざす公共的生活を有する地域福祉推進の中核的民間組織です。そして、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動をすすめるとともに、保健・医療・福祉その他公私関連領域との連携を図ります。

また、社協は、使命を実現するために、「協議体」「運動推進体」「事業体」の3つの組織特性を持っています。これら3つの特性を融合しながら、地域の発展を図りつつ、住みなれた地域で住民一人ひとりが暮らし続けるために、地域住民や当事者のニーズに寄り添った支援活動をすすめ、関係各機関との連携と協働に努めています。



このように社協の使命と3つの特性のもと、「このまちに住んでいてよかった」と思える地域をみなさんと共につくることが社協の役割となります。

（２）社会福祉協議会活動の6つの原則

社協は、地域福祉の実現をめざし、次の6つの原則に基づいて活動をすすめます。これは、兵庫県社会福祉協議会が1991年に定義したものです。

① ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等のあらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することをめざします。また社協はその組織運営及び活動においてもその実現をめざします。

② 住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し、実施します。

③ 自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その確実な決定及び選択をすることを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助します。

④ 継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの性格の継続を保障する活動を推進します。

⑤ 総合性の原則

社協は、生活者の立場にたって、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図ります。

⑥ 民間性の原則

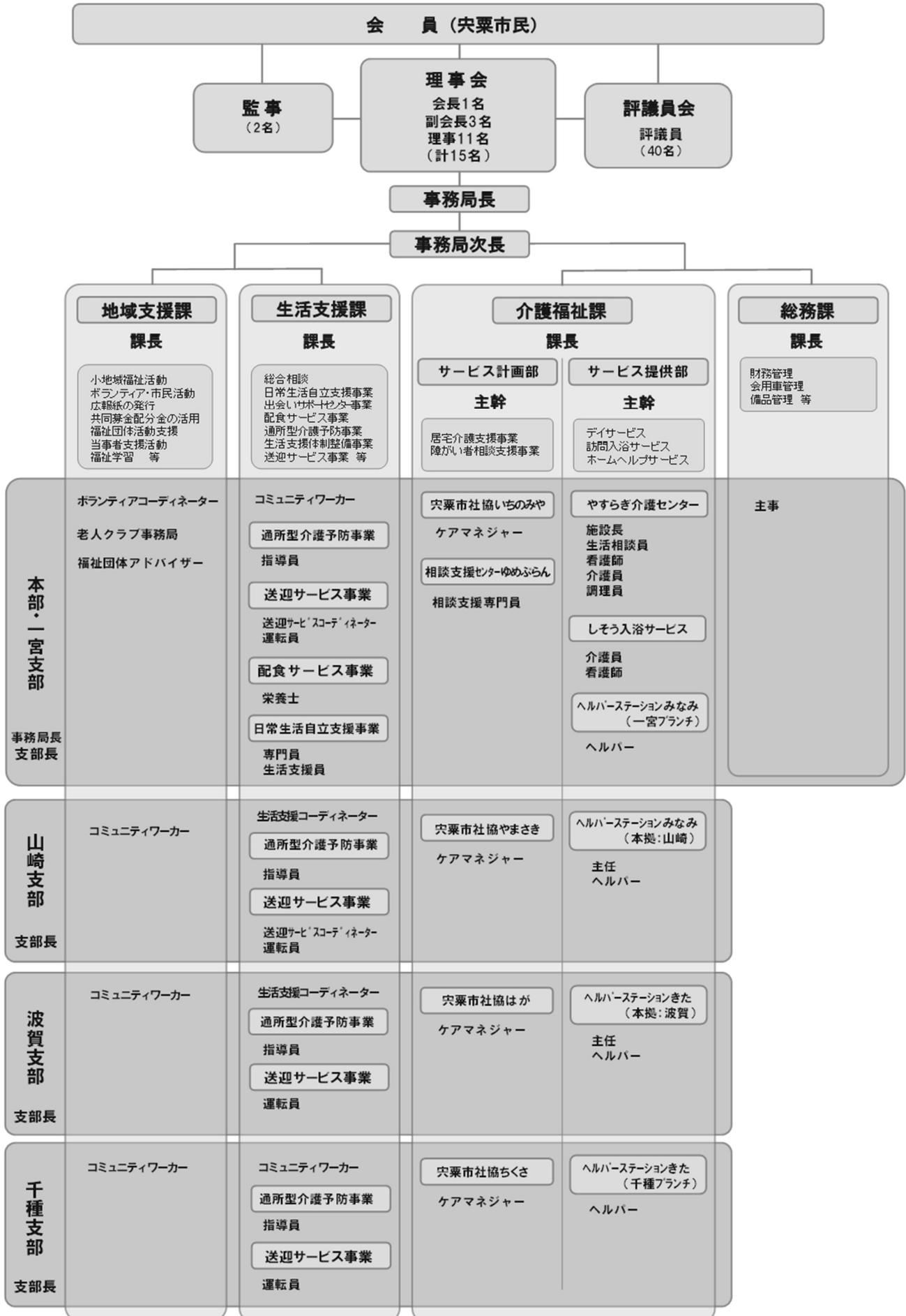
社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮します。

3. 宍粟市社会福祉協議会の組織

宍粟市社会福祉協議会（以下、「宍粟市社協」という）は、社会福祉法や定款で定められたルールに則り、組織を構成・運営しています。組織の中核を担っているのが執行機関である**理事会**で、理事の業務執行の状況や法人の財産の状況を監査するのが**監事**です。理事と監事を合わせて役員としており、法人の業務、財産の状況、あるいは役員業務執行状況について意見を述べたり、予算や決算、基本財産の処分、事業計画や事業報告等々について議決権を持つのが評議員で、**評議員会**は議決機関としての役割があります。

宍粟市社協の本部は一宮に置き、各町に支部があります。平成26年度から支部エリア制に加え、支部域を越えた業務連携をめざすために事務局組織改革を行い、「総務課」「介護福祉課」「生活支援課」「地域支援課」の4課を配置し、業務の効率化と質的向上を図っています。

社協組織図・職員配置図



第2章 計画の策定にむけて

1. 社会福祉をとりまく現状と課題

(1) 社会福祉をめぐる情勢の変化

- 国の施策が「地域」に向けられ、人口減少社会が進行する中、安心して住み続けられる地域づくりやそのあり方が問われるようになってきました。とくに、暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域や家族、職場の支え合いの機能が弱まり、「無縁社会」という状況が一層進んでいます。また、ゴミ屋敷問題やひきこもり対策などに象徴されるように、格差社会の進行と合わせ、経済的困窮や社会的孤立による問題が拡大し、従来の福祉課題にとどまらない、様々な生活課題への対応が求められています。
- 国では、現在、社会保障推進プログラム法に基づく4分野（少子化対策、医療、介護、年金）の改革が進められていますが、切れ目なく全世代を対象とする社会保障制度の転換が必要です。
- 平成27年10月には、安倍晋三首相がアベノミクスの「新3本の矢」として「強い経済」「子育て」「社会保障」を打ち出し「一億総活躍社会」に向けて、出生率を1.8にし、介護施設の増設等により「介護離職ゼロ」をめざしていくことが提起されました。
- 社会福祉法人の内部留保や他の経営主体とのイコールフィッティング（同等の条件）に対する指摘を背景として進められてきた社会福祉法人制度改革では、「経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」とともに「地域における公益的な取組を実施する責務」が位置づけられようとしており、そのコーディネート役としての社協への期待も高まっています。
- 一方で、地方から都市への若年層の流出や低出生率を要因として人口減少が今後とも進むことが予想されており、兵庫県では平成27年10月に、宍粟市では平成27年12月に、人口対策や地域の元気づくりを柱とした「地域創生戦略（宍粟市は地域創生総合戦略）」が策定され、今後は地域の実情に応じた施策が具体化されていくこととなります。
- 高齢者分野では、社会制度改革の流れを受けて、在宅での介護サービスと連携しながら、地域での暮らしの継続を支援する「地域包括ケアシステム」の推進が掲げられ、平成27年4月施行の「介護保険制度改正」では、新しい地域支援事業の中に「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」が創設され、地域の支え合いによる生活支援サービスの体制整備が宍粟市においても進められることになりました。
- 子ども・子育て分野では、少子化が進む中で地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的に「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されており、宍粟市においても地域子ども・子育て支援事業等が展開されています。

- 障がい者分野では、障がい者の地域移行が進められる中で、地域の中での受け皿づくりが依然として課題となっています。平成 27 年 3 月に策定された「第 4 期宍粟市障害福祉計画」では、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価・検証し、障がい者やその家族のニーズの多様化への対応をめざしています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行されています。
- 自然災害が全国で多発する中で、南海トラフ地震などの大規模災害も想定して、官民協働による災害時の支援体制の強化も喫緊の課題です。

(2) 宍粟市の現状と課題

- 宍粟市では、平成 28 年 2 月合併後初めて人口（住民基本台帳による）が、4 万人を割り、「人口減少非常事態宣言」が発表され、昨年の国勢調査の速報値においても、37,792 人となり深刻な状況です。財政面においても、少子高齢化に伴い、市税収入の減少や扶助費の増加などが予想され、そのような中、平成 27 年 12 月に「宍粟市人口ビジョン」及び「宍粟市地域創生総合戦略」が策定され、平成 72（2060）年の人口 33,000 人をめざし、定住促進などの取り組みが行われています。
- 宍粟市の福祉分野では、平成 27 年 4 月 1 日から、「生活困窮者自立支援法」の施行による自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業を行うため、社会福祉課に自立相談支援員及び就労支援員等を配置し、相談支援の取り組みが行われています。
- 平成 27 年 3 月に、「宍粟市老人福祉計画及び第 6 期宍粟市介護保険事業計画」が策定され、平成 27 年 6 月には、平成 31 年までの 5 年間の計画期間とする宍粟市の地域福祉推進の具体的な方針書としての「第 2 期宍粟市地域福祉計画」が策定されました。各計画では、高齢者が地域でできるだけ自立した生活が営まれるように、介護だけでなく、医療や予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され、地域全体で出来る人が出来ることで支えていく仕組みを重層的に創り上げていくための「地域包括ケアシステム」の構築が重要課題に掲げてあります。
- 障がい者分野では、西播磨地域では初めてとなる「手話言語条例」が、平成 28 年 3 月 11 日、第 68 回宍粟市議会定例会において「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」として全会一致で可決されました。この条例は、手話が一つの言語であることを市民一人ひとりが認識し、手話の普及と手話が使いやすい環境づくりを推進し、聞こえない人と聞こえる人がお互いの個性や人格（言語や文化、考え方）を尊重し、安心して暮らすことできる宍粟市をめざして制定されたものです。
- 宍粟市地域公共交通再編計画に基づき、平成 27 年 11 月から市内全自治会を隈なく走る小型バスが運行され、200 円で市内すべての地域に行けることとなりました。これに伴い宍粟市外出支援サービス事業は、制度の見直しが行われ、利用者は、一人では公共交通を利用することが出来ない方に限られることとなる一方、利用目的は、社会生活上必要不可

欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援することに広がり、また、利用日は日曜、祝日、年末年始も可能で、利用時間も朝7時から夜9時まで広がりました。これにより、本会の送迎サービスは、平成28年度から、福祉有償運送事業のみを実施することとし、利用対象者も外出支援サービス事業利用者と同様とすることとしました。

- このような情勢のもと、宍粟市社協では、今年度から始まる「第3次地域福祉推進計画」の推進と宍粟市の第2期宍粟市地域福祉計画の推進に向け、社協の立場を生かしながら、宍粟市内全域で地域福祉が息づく地域づくりをめざすため全力をあげます。

2. 統計データからみる宍粟市

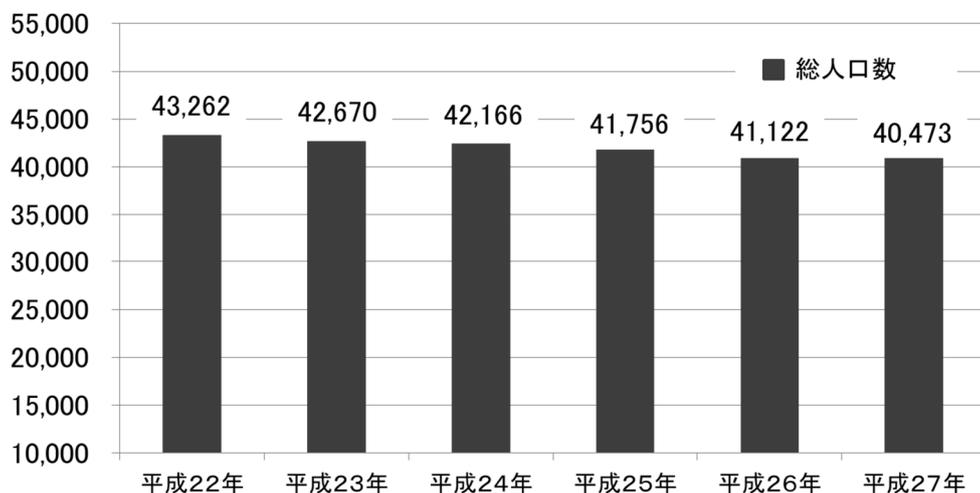
宍粟市の人口、世帯数は、平成22(2010)年3月末時点で43,262人、14,290世帯、1世帯当たりの人員が3.02人でしたが、平成27(2015)年3月末時点で40,473人、14,546世帯、1世帯当たりの人員が2.78人となり、5年間で2,789人減少し、世帯数は256世帯増加し、世帯人員の減少が進んでいます。(グラフ1・2)

また、人口ピラミッドからも、少子高齢化の影響が顕著に表れています。(グラフ3)

国の推計では、宍粟市は今後も人口減少、少子高齢化が進行すると予測されています。平成37(2025)年には、宍粟市の将来の総人口は、34,000人を下回るとされています。(グラフ4) また、高齢化率については、65歳以上の高齢者が37.4%、75歳以上の高齢者が20.8%と、年々上昇すると予測されます。(グラフ5) そして、何らかの介護や支援を必要とする認知症の人も1,826人と増加する見込みです。(グラフ6)

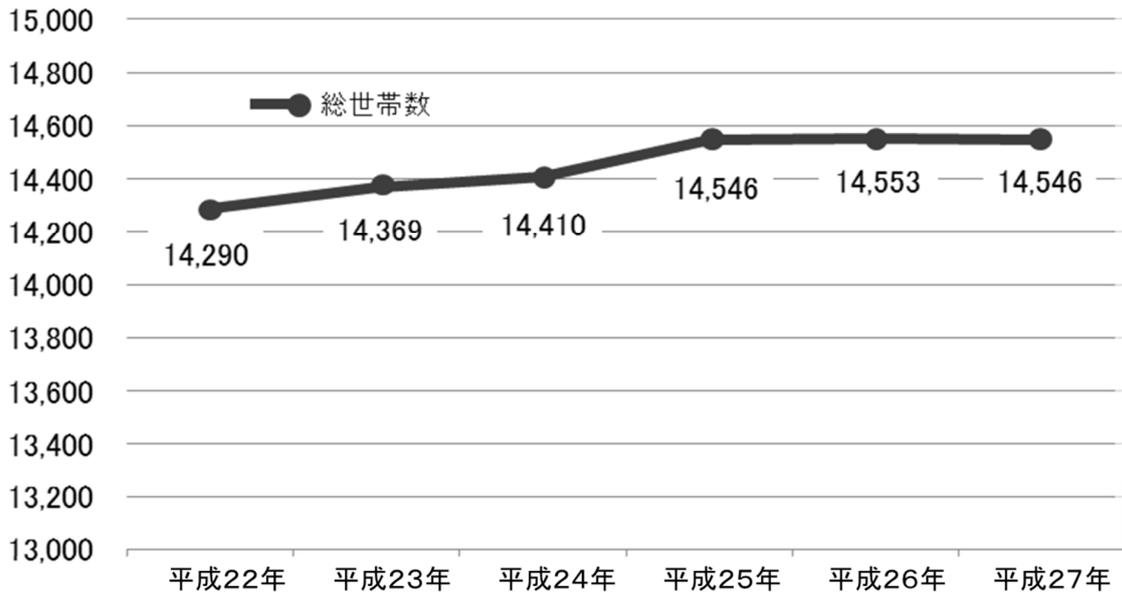
これらのデータから、人口の減少、核家族化、世帯の縮小、2世代、3世代同居が当たり前で、家族や集落内の助け合いが普通だった時代から、それらが困難になりつつある状態が進行していることがわかります。今後、認知症の人が急増する中で、その支援体制づくりは認知症の人や家族、その人たちに関わる専門職だけでなく、地域住民の理解を得ながら進めることが重要となります。

＜グラフ1＞人口の推移



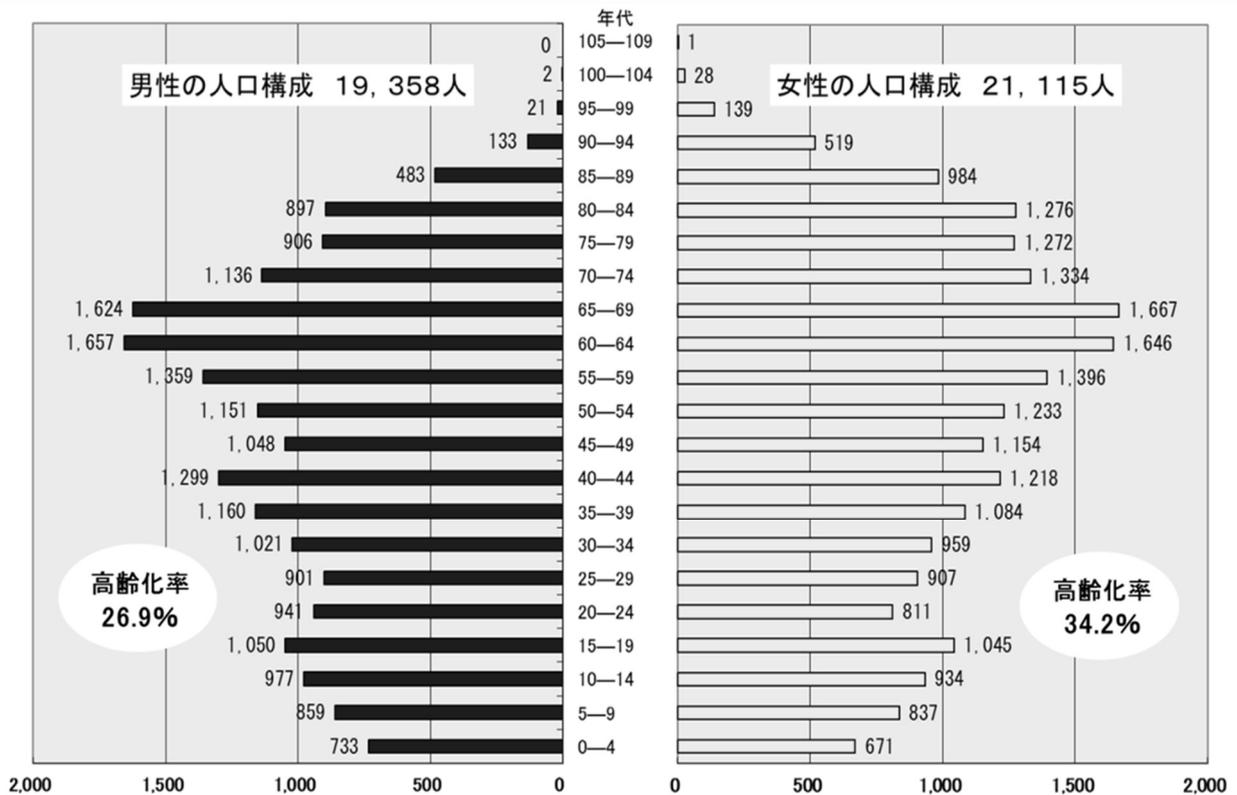
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

<グラフ2> 世帯数の推移



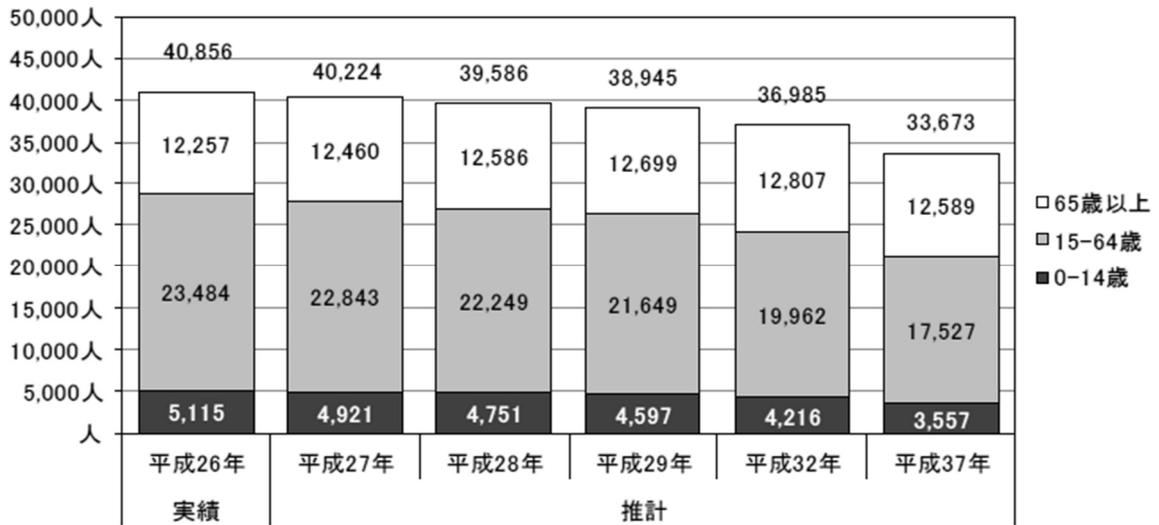
資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

<グラフ3> 人口ピラミッド



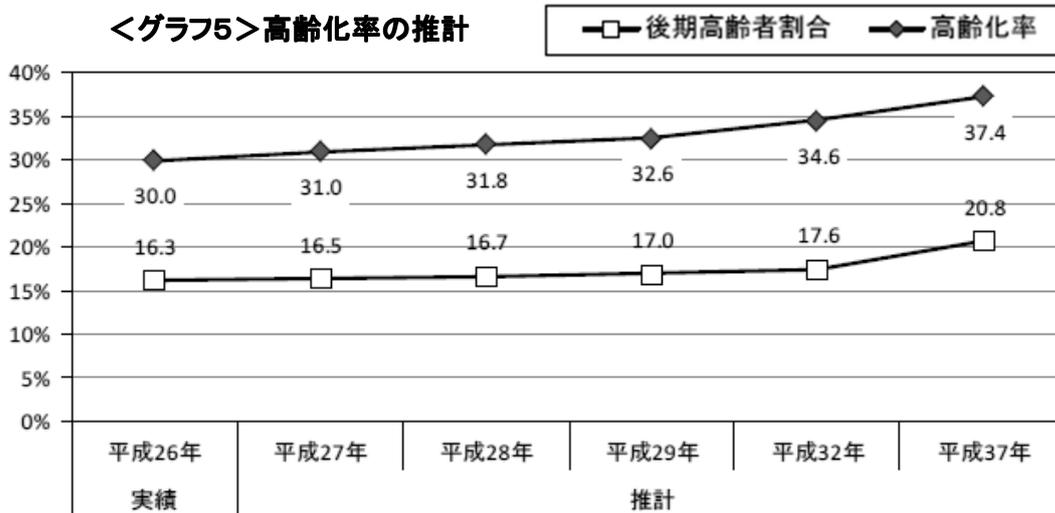
資料:住民基本台帳(平成27年3月31日現在)

＜グラフ4＞人口の推計

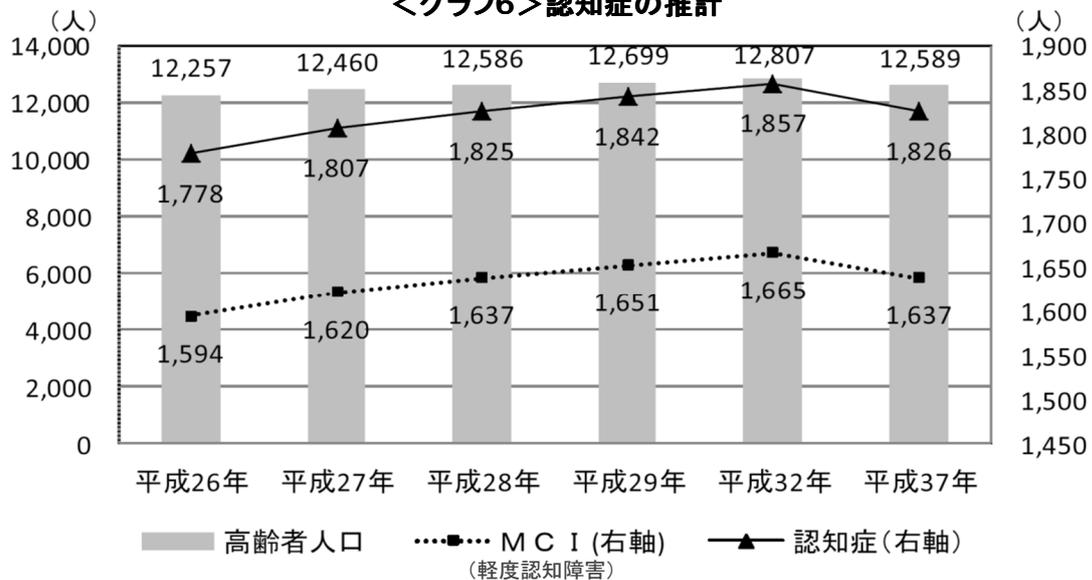


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

＜グラフ5＞高齢化率の推計



＜グラフ6＞認知症の推計



※グラフ4・5・6は、「第6期宍粟市介護保険事業計画」から引用。

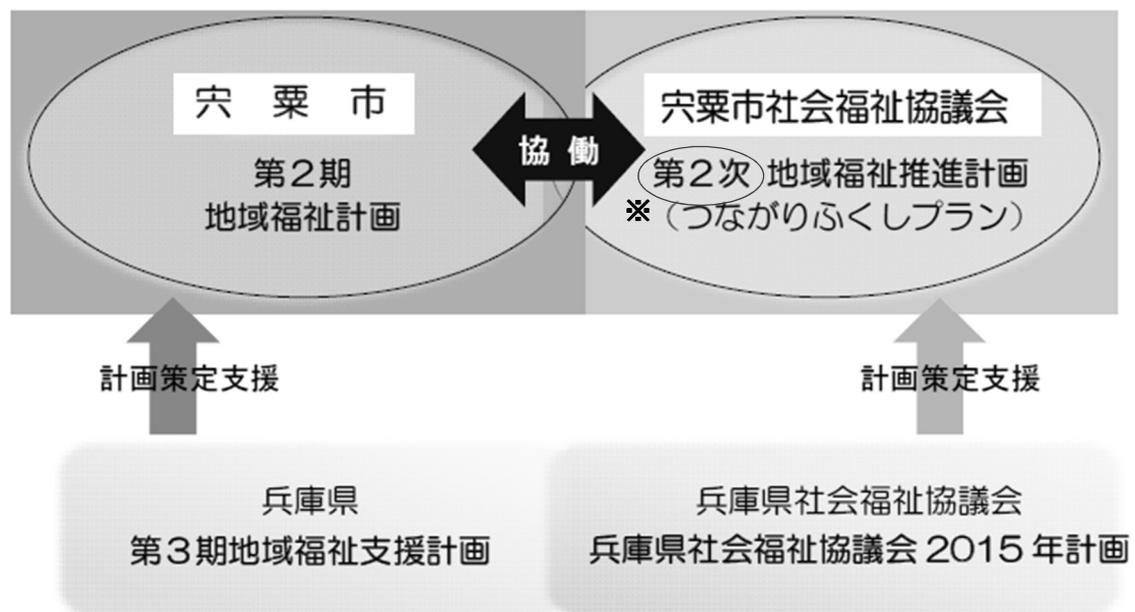
3. 行政の地域福祉計画との整合性

(1) 地域福祉計画と地域福祉推進計画の連携

行政が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定され、宍粟市においても、平成 27 年 6 月に「第 2 期宍粟市地域福祉計画」が策定されています。計画には、①地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項。②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一體的に定める計画であるとされています。

これに対して、社協の策定する「地域福祉推進計画」は、行政の計画を踏まえつつ、社協の強みである地域とのつながりを重視し、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体・機関などが連携・協働して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画という位置付けです。

この 2 つの計画は、ともに宍粟市の地域福祉を推進するために策定された計画であり、方向性や内容について重なり合う部分があります。重要なことは、計画の中で明確にした行政と社協の役割をいかに果たしていくかということであり、そのためにも相互の連携を強めていく必要があります。

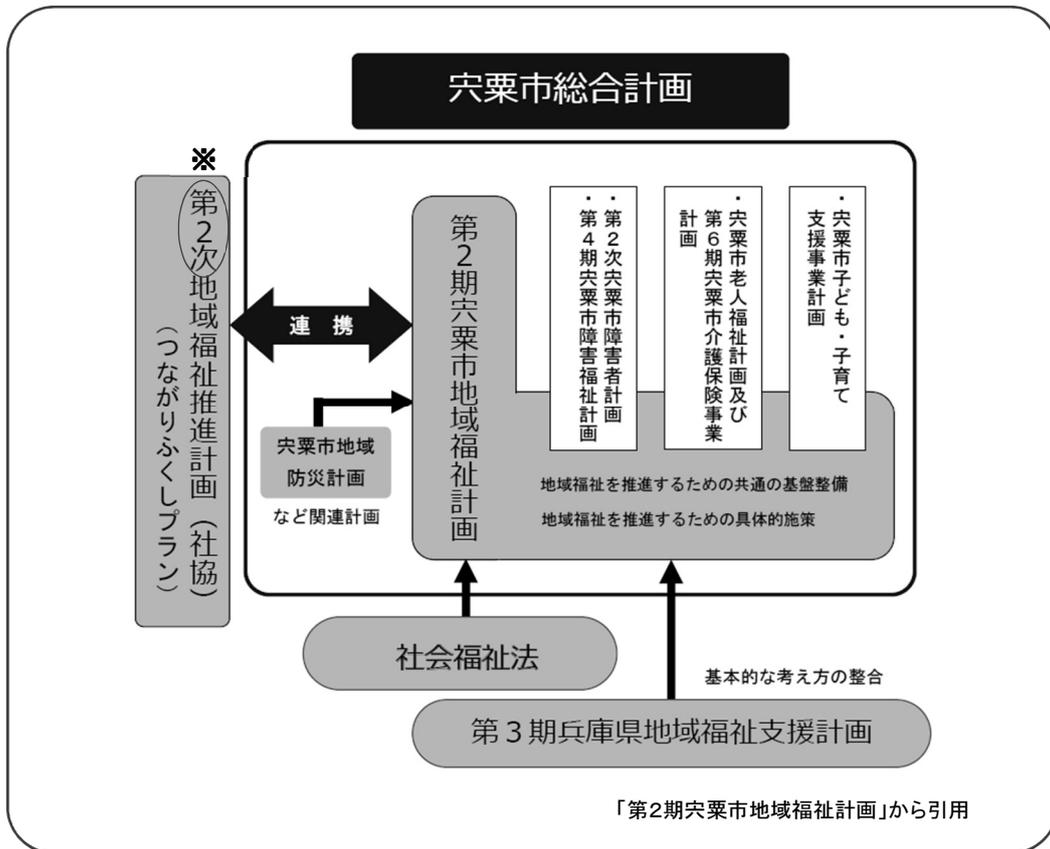


「第2期宍粟市地域福祉計画」から引用

※平成 27 年 6 月に策定された「第2期宍粟市地域福祉計画」から引用しているため、社協の計画は「第2次」となっています。

(2) 計画の位置付けと関係

第 2 期宍粟市地域福祉計画は、次の表のとおり宍粟市総合計画の下に位置付けられ、福祉の分野別計画である「第 4 期宍粟市障害福祉計画」「第 2 期宍粟市障害者計画」「宍粟市老人福祉計画及び第 6 期宍粟市介護保険事業計画」「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を横断的にまとめた計画として位置づけられています。そして、宍粟市社協の第 2 次地域福祉推進計画と連携する形がとられています。



※平成 27 年6月に策定された「第2期穴粟市地域福祉計画」から引用しているため、社協の計画は「第2次」となっています。

(3) 地域福祉計画の計画期間

第2期穴粟市地域福祉計画の計画期間は、平成 27 (2015) 年度から平成 31 (2019) 年度までの5年間です。これを受け、穴粟市社協の第3次地域福祉推進計画は、平成 28 (2016) 年度から 31 (2019) 年度までの4か年計画としました。これは、第2期穴粟市地域福祉計画の最終年度に合わせることで、次期計画では、穴粟の地域福祉を公民協働で推進するため、市と社協がそれぞれの役割を更に発揮できるような取り組みをめざしています。

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
穴粟市総合計画	第1次計画				第2次計画			
穴粟市地域福祉計画	第1期計画			第2期計画				
穴粟市老人福祉計画及び 穴粟市介護保険事業計画	第5期計画			第6期計画				
穴粟市障害者計画・ 穴粟市障害福祉計画	第2次障害者計画 (障害福祉計画は第3期計画)				第4期計画 (障害福祉計画は第4期計画)			
穴粟市少子化対策推進 総合計画	第2次計画				第3次計画			
穴粟市子ども・子育て 支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画			

「第2期穴粟市地域福祉計画」から引用

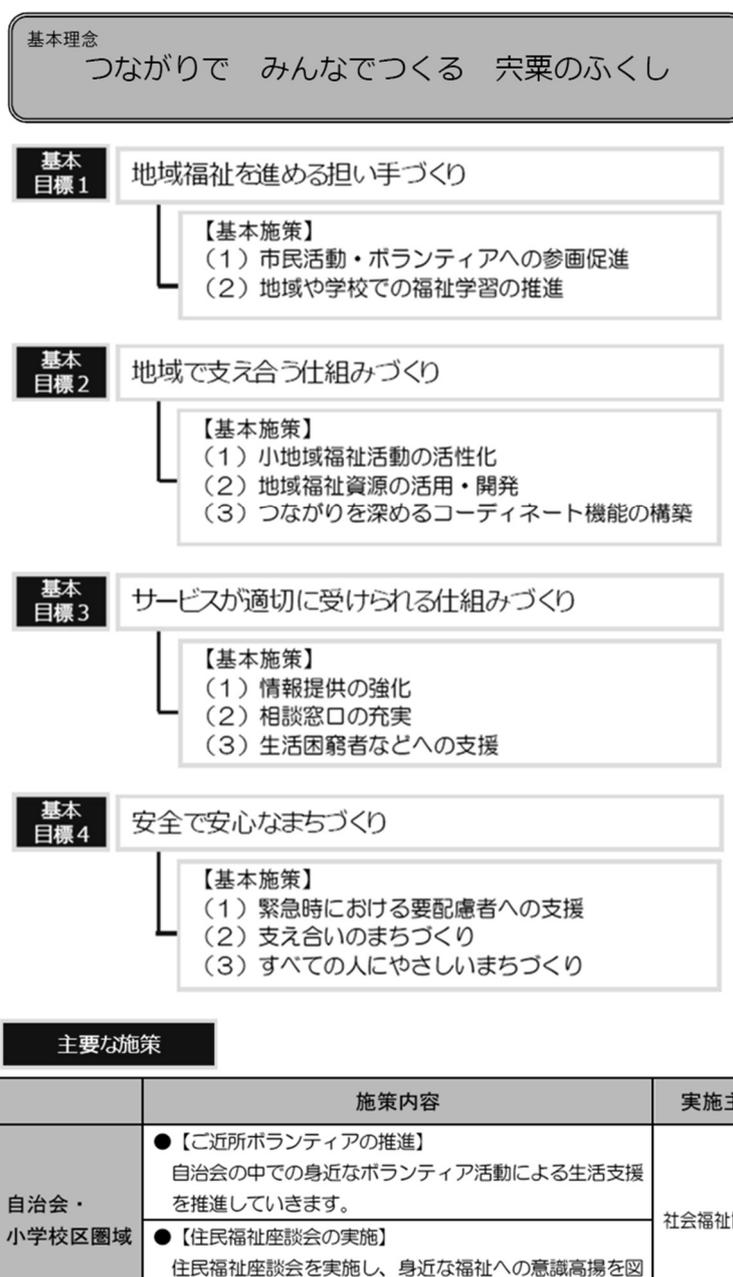
(4) 第2期宍粟市地域福祉計画の施策の展開

第2期宍粟市地域福祉計画では、「つながりで みんなでつくる 宍粟のふくし」を基本理念に、4つの基本目標、11の基本施策、91の主要な施策がこの計画で示されています。

主要な施策である91の項目の内、「ご近所ボランティアの推進」をはじめ、「福祉学習の実施」など、33の項目に社協の個別活動項目である事業が取り上げられています。このことから、宍粟市社協への期待が大きくなっています。

そして、第3次地域福祉推進計画（以下、「第3次計画」という）を策定するにあたり、91の項目の内、残りの58の項目についても、「障がい配慮した情報提供」や「社会福祉法人の活動推進」など、関連性の高い項目について反映させるとともに、第6期宍粟市介護保険事業計画での施策についても、「生活支援サービスの充実」や「相談体制・情報共有の充実」など、関連性の高い項目について第3次計画に反映させました。

第2期宍粟市地域福祉計画の施策の整理については、資料編（64頁～）をご覧ください。

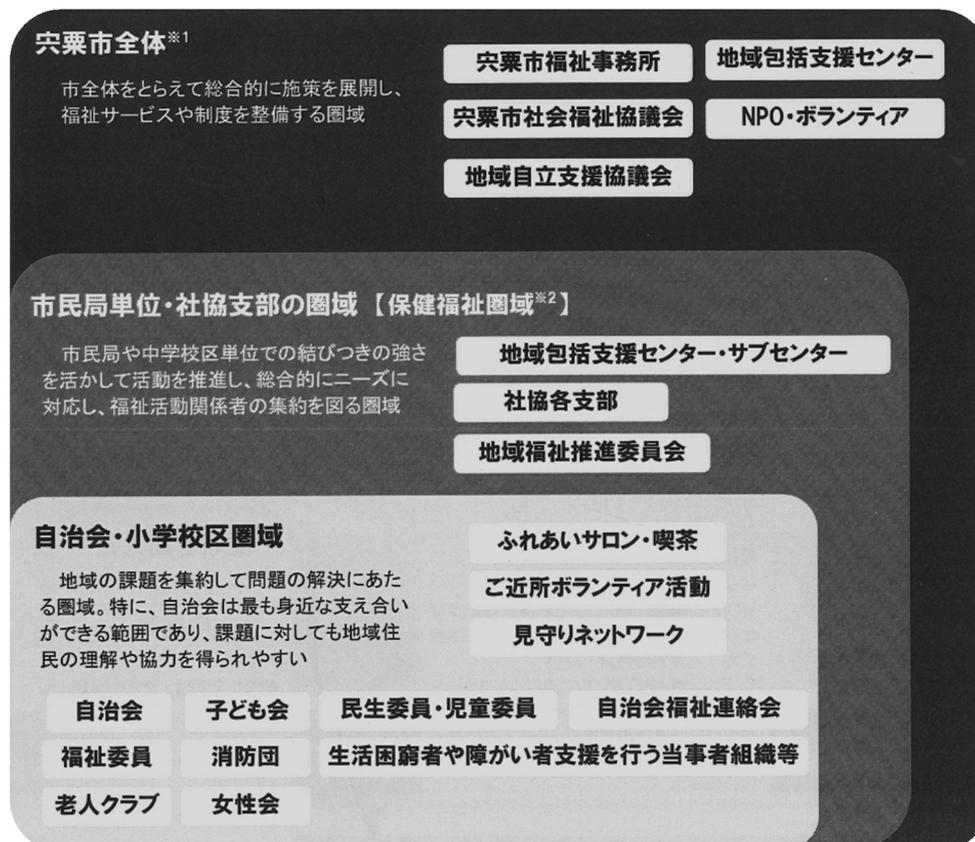


「第2期宍粟市地域福祉計画」から引用

(5) 第2期宍粟市地域福祉計画での圏域の考え方

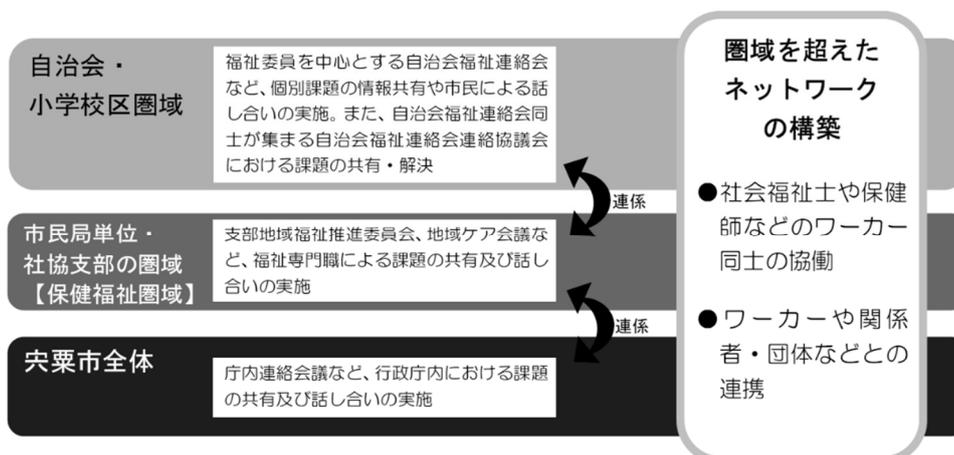
圏域の考え方については、地域福祉推進のための基盤として取り組みやすい内容や解決すべき課題に応じた圏域設定として、自治会・小学校区圏域、市民局単位・社協支部の圏域（保健福祉圏域）、宍粟市全体という捉え方が提起されています。「だれもが安心して暮らしていくためには、自治会圏域での見守りなどを通じて生活課題を抱えた本人・家族を発見し、必要に応じて市や社会福祉協議会などによるケアに結びつけていくことが大切です」とされており、「重層的なネットワークの構築」が重要であるとされています。

◆圏域のイメージ



※1) 本市においては、地域福祉計画における圏域とは別に「協働によるまちづくり」を推進する圏域（地区）として、旧村及び旧町を基本とする15地区を設定しています。

※2) 保健福祉圏域とは、老人福祉法及び介護保険法の規定による日常生活圏域のことであり、市全域を調整して高齢者への保健福祉サービスの提供を図るために、自治体が定める区域です。本市においては旧4町を保健福祉圏域と定めています。



「第2期宍粟市地域福祉計画」から引用

4. 第2次地域福祉推進計画（愛称：つながりふくしプラン）の総括

（1）5年間で取り組んできたこと

宍粟市社協では、第2次地域福祉推進計画（以下、「第2次計画」という）に基づいて、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度の5年間、『だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり ～宍粟での新しいつながりのカタチをつくる～』を地域福祉目標に掲げ、4つの推進目標と16の活動項目、75の個別活動項目に取り組み、年度ごとの事業計画と連動させながら各種事業を実施してきました。

住民同士の支え合いや助け合いの精神が「つながりのカタチ」となり、「自治会単位での見守り活動」や「退職世代のボランティア活動」など、地域住民の主体的な取り組みとして広がりを見せ、特に、平成24（2012）年度に設置した、「役職員業務研究会」では、理事と幹部職員、地域福祉担当者等の職員が第2次計画であげている重点事業について調査・研究を進め、「ご近所ボランティア活動の推進」や「買い物送迎バス『お出かけ号』の運行」など、その成果を地域福祉の推進に活かすことができました。

しかし、地域福祉活動財源である善意銀行預託金や赤い羽根共同募金は年々減少の一途をたどり、このような状況の中、介護サービス事業も経営状況が厳しくなっており、社協事業の見直しや経営効率を考える事業メニューの精査などが課題となりました。

第2次計画の進捗については、「第2次地域福祉推進計画を進める会」を設置し、年度ごとの事業終了後に、個別活動項目（事業）の評価を行いました。平成25（2013）年度には、中間年度として計画内容を見直し、それをまとめたものとして「中間見直し書」を発行し、平成26年（2014）度以降の計画について推進を図りました。

①自治会域での福祉の
つながりづくりを進めます

福祉委員研修会

**福祉委員が
福祉活動のリーダー**



見守り活動リーフレット
市内779人が活動

～見守り活動を進めるための担い手をつくる～ ①

①自治会域での福祉の
つながりづくりを進めます

見守り活動を進める住民がメンバー
154自治会で設置

小地域福祉活動
モデル地区指定事業
(第1期～2期)



**自治会福祉連絡会で
地域の福祉課題を把握**

～見守りをみんなの活動にする地域の組織づくり～ ②

①自治会域での福祉の
つながりづくりを進めます

ふれあい喫茶
(市内132か所)

見守りは、まずは知り
合っ、つながること
から。ふれあい喫茶や
サロンなどの交流活動
は、見守りを進める第
一歩です。



**孤立しがちな人の
地域での居場所づくり**

ふれあいサロン
(市内32か所)

～ふれあい喫茶・ふれあいサロンの活動を応援～ ③

②宍粟市全域での福祉の
つながりづくりを進めます

**共通の課題を抱える
当事者同士のつながりづくり**

身体障害者福祉協会

宍粟市男性介護者の会



宍粟市男性介護者の会5周年記念事業
介護する人への支援を考える集い

～男性介護者など当事者組織への支援～ ④

② 宍粟市全域での福祉の
つながりづくりを進めます

セカンドライフ応援セミナー
(第1期～3期)

ふるーべりい会(1期生)

ボランティア活動
リーフレット

生活の軸足が会社から
自分の住む地域へ

～退職世代のボランティア活動を促進～ ⑤

② 宍粟市全域での福祉の
つながりづくりを進めます

災害ボランティアセンター
運営模擬訓練

活動支援ボランティア
マニュアル

災害ボランティアセンター
運営模擬訓練

豪雨災害での経験や
教訓を生かす

～災害時、社協が持つ機能を発揮するために～ ⑥

③ 地域での暮らしを支えるための
つながりづくりを進めます

金融機関での
お金の出し入れ

平成22年度より本会が基幹的社協(宍粟市・佐用町工リア)を受け、専任の相談員を1名配置。現在、利用件数は23件。生活支援員の派遣回数は、26年度439回(25年度387回)。この事業へのニーズはますます高まっています。

判断能力に不安のある方の
生活をお手伝い

～福祉サービス利用援助事業で毎日の生活が安心～ ⑦

③ 地域での暮らしを支えるための
つながりづくりを進めます

お盆と正月前に
ゆっくりとお買い物

バス路線のない
遠隔地区の買い物を応援

～買い物送迎バス「お出かけ号」の運行～ ⑧

③ 地域での暮らしを支えるための
つながりづくりを進めます

相談支援専門員
(2名)が対応

障がいのある方が、自分らしく地域で自立した生活を送ることが出来るよう、日常生活に関する様々な相談に対応し、必要な情報の提供や助言を行います。

障がいのある方の
自立にむけた相談に対応

～「相談支援センター ゆめぶらん」の開設～ ⑨

④ 社会福祉協議会の
基盤強化を進めます

自分の地域に目を向ける

地域の特性にあわせた
支部発の福祉活動

～支部地域福祉推進委員会の活性化～ ⑩

④ 社会福祉協議会の
基盤強化を進めます

成年後見と権利擁護の推進について

毎日型配食サービスの
実施について

宍粟の地域にあった
取り組みを調査・研究

～役員業務研究会で重点事業を推進～ ⑪

④ 社会福祉協議会の
基盤強化を進めます

開かれた社協活動や
福祉情報の発信を

ホームページ

社協広報紙

～住民に見えやすい、分かりやすい組織を目指して～ ⑫

(2) 新たな課題への対応

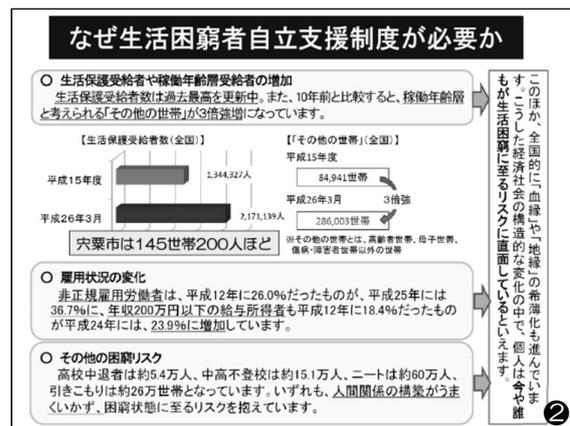
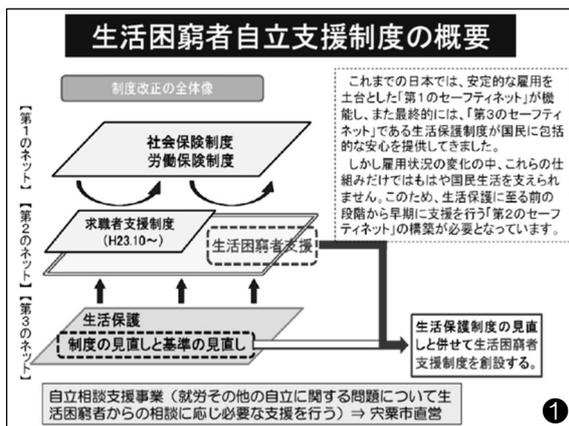
第2次計画で定めた5年間の中で、**制度の狭間の課題や深刻化する生活福祉課題など、従来の取り組みでは対応できない課題**が出てきました。平成27(2015)年度には、「生活困窮者自立支援法の本格施行」や「介護保険制度の改正」など、福祉関係の各分野において大きな改革が行われ、宍粟市社協としてこれらの制度改革への対応が大きな課題です。

生活困窮者自立支援法では、制度の狭間に対応するため宍粟市に相談支援員等が配置されました。宍粟市社協は、これまで実施してきた「生活福祉資金貸付事業」や「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」などの、各種相談支援事業や地域関係者とのネットワークづくり、総合相談や生活支援の取り組みを更に強化し、**行政だけでは対応できなくなった部分について、社協としてどのように取り組んでいくのか検討が必要**です。

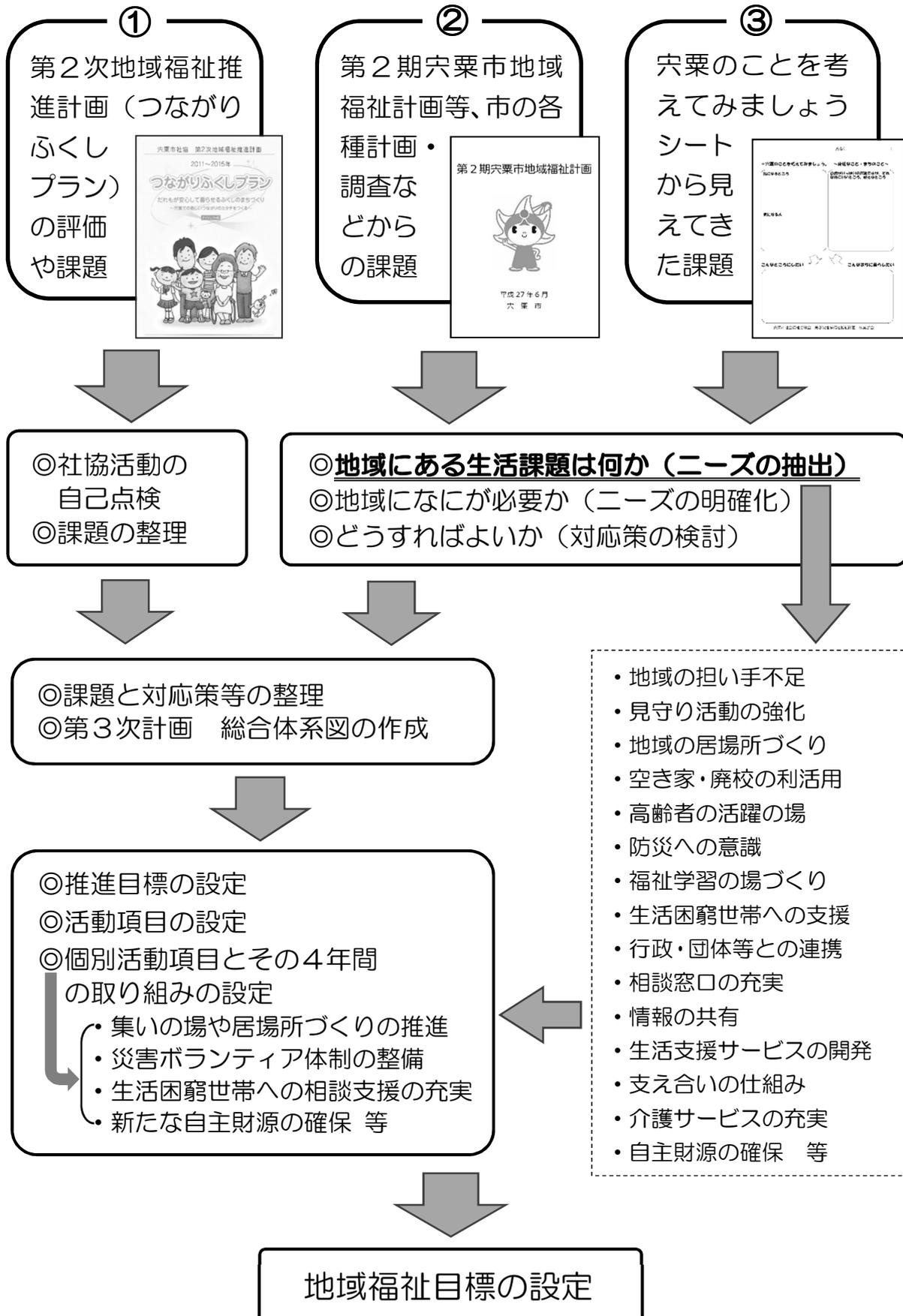
介護保険制度の改正では、介護保険の要支援者への訪問・通所サービスが、市町村を実施主体とする「新しい総合事業」に移行します。地域の暮らしを宍粟市がどう考えていくのか。社協には地域福祉を推進する団体として、従来から取り組んできた地域福祉活動の基盤があります。宍粟市との役割を明確にしながら、新しい受託事業となる生活支援コーディネーターの設置や協議体(話し合い・協議の場づくり)への支援を通じて、「新しい総合事業」という新しい枠組みの中においても、**今までの経験を活かして、地域住民とのつながりや信頼を構築してきた宍粟市社協として、介護予防にとどまらず幅広い地域の実情や今ある地域の取り組みに合わせた柔軟な地域づくりを今まで以上に考えていきます。**

地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村が地域特性に応じて作り上げていくことが必要であり、介護だけでなく医療や予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みが求められます。宍粟市社協においても、生活困窮者や障がい、子どもや高齢者、介護など、個別ではなく包含的にとらえ、宍粟市と協働して取り組むことが必要です。

また、宍粟市社協は、平成27(2015)年度決算において、法人全体で昨年度に続き赤字を計上しました。この要因としては、平成27(2015)年4月からの介護報酬引き下げに加え、在宅福祉サービス全般の利用者の伸び悩み(利用者減)によるものがあげられます。介護保険事業が赤字経営に陥ったことが、地域支援事業、生活支援事業の運営にも大きな影響を与えています。宍粟市社協として、この状況を真摯に受け止め、「**社会福祉協議会の経営理念**」を明確にし、**地域福祉財源のあり方や介護保険事業のあり方等についての検討を行う必要があります。**このため、早急に「経営検討委員会」を設置し、今後の方向性を「経営改善計画」として示すことが、現状における重要な課題となります。



生活福祉課題の抽出から計画策定までの流れ



第3章 第3次地域福祉推進計画

1. 計画のねらい

社協は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、市町村に1つしか設置できない、きわめて公共性の高い民間福祉団体です。地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ地域で活動する様々な団体、機関などが参画して、地域の実情や生活福祉課題を理解し合って、役割や機能を活かし合いながら活動を進めていくことが必要であり、社協として進めていくべき方向性やそれらを具体化した取り組みをまとめたものが「地域福祉推進計画」です。

宍粟市社協では合併後、平成19(2007)年度に「第1次計画」を、平成23(2011)年度に「第2次計画」を策定し、宍粟市の地域福祉の推進に取り組んできました。その後5年が経過し、それらの計画を継承し、「第3次計画(4か年計画)」を策定しました。

第3次計画では、「地域包括ケアシステム」を宍粟市で構築していくために、生活困窮者自立支援法の本格施行や介護保険制度の改正など、福祉関係の各分野において大きな改革が行われる中で、制度改革への対応も含め、社協の立場でどのような具体策を提案していくのかに焦点を充て策定作業を進めました。

平成27(2015)年6月から、毎月1回、「第3次地域福祉推進計画策定委員会」(以下「委員会」という)を開催し、委員会とは別に、地域福祉担当者や介護職員で構成の「作業部会」を組織し、委員会の議論に必要なデータ収集や課題の分析を行ってきました。

一年間に及ぶ議論を重ね、今後4年間の宍粟市の生活課題や福祉課題を抽出・分析し、宍粟市の地域福祉を推進するための計画が完成しました。また、これを推進する母体である社協の強化方策についても具体化しました。この計画は、宍粟市民が取り組む地域福祉の目標とその推進の責務を果たす社協の強化目標を定めています。

2. 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成28(2016)年度から平成31(2019)年度までの4年間とします。本計画は、宍粟市社協が取り組むべき課題を具体的に示し、4年間の取り組みを設定し、その評価をしながら目標を達成していきます。ただし、社会情勢の変化や「第2期宍粟市地域福祉計画(平成27年度から平成31年度)」と整合性を図るために、行政と連携を図りながら、毎年、計画の進捗状況を確認し新たな課題には適宜対応していきます。

3. 地域福祉目標

だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり
～ “ほっとけない、をほっとかない宍粟に～

第3次計画では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり ～ “ほっとけない、をほっとかない宍粟に～”」を、今後4年間で宍粟市社協がめざす地域福祉目標として定めました。近年、地域住民の抱える生活福祉課題（困りごとや悩みごと）は複雑化しています。こういった課題に対応していくには、公的なサービスのみならず、住民相互の助け合い・支え合い活動が必要となってきます。だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくりを進めるためには、地域住民一人ひとりの主体的な活動への参加が欠かせません。自治会福祉連絡会をはじめ、地域で活動するさまざまな団体や機関と連携・協働しながら、「ほっとけない、をほっとかない宍粟」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

4. 計画の愛称

『支え合いふくしプラン』

地域福祉目標で定めました、「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり ～ “ほっとけない、をほっとかない宍粟に～”」のとおり、第3次計画は、「ほっとかない」をキーワードに計画を策定しています。地域、団体、行政、社協等が連携と協働を図りながら“支え合い”を進める本計画にふさわしい愛称として、「支え合いふくしプラン」と名付けました。

5. 計画の推進視点

地域福祉目標「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現のため、第3次計画のすべての活動・事業展開において、以下の4つの視点をもって取り組みます。

① 住民主体の視点

地域福祉の推進には、住民主体の活動が不可欠です。住民主体とは住民が権利主体となることです。この理念をすべての活動で保障します。

② 地域特性を活かしたまちづくりの視点

地域には個々の特性があります。それぞれの地域特性を活かし、地域自立生活の継続ができるための地域（まち）づくりを大切にします。

③ 総合相談・生活支援の視点

総合相談・生活支援とは、地域自立生活のためのさまざまな制度や活動を相互に関連づけることでつくる切れ目のない支援体制です。これを基本にした活動を展開します。

④ 連携と協働の視点

地域住民をはじめ、関係団体・専門機関・行政等、多様な活動主体と連携・協働することにより、宍粟市全体の「地域福祉力」の向上を図ります。

6. 総合体系図

計画の体系は、本計画の期間で宍粟市社協が取り組む施策・事業を明確にし、そのために必要な目標や行動指針を設定しています。「宍粟市社会福祉協議会 第3次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）総合体系図」は、23頁のとおりです。地域福祉目標と4つの推進目標、12の活動項目、61の個別活動項目から成り立っています。

7. 第3次地域福祉推進計画を進める会の設置

第3次計画を着実に推進するための協議の場として、第2次計画から引き継ぐ形で、「第3次地域福祉推進計画を進める会」を設置し、毎年半年に1度、取り組みの進捗状況について点検・評価を行い、次年度への改善策を検討します。

8. 推進目標、活動項目、個別活動項目

地域福祉目標を実現するために、4つの推進目標を設定し、地域福祉の推進と社協の基盤強化に取り組んでいきます。そして、宍粟市社協の主要事業活動にあたるものとして、12の具体的な活動項目を提示し、活動項目に取り組むためのキーワードとして、全体で61の個別活動項目を設定しました。

個別活動項目については、1～12の活動項目ごとに分類・整理していますが、他の活動項目に関連するものがあり、個別活動項目ひとつを取り上げても、さまざまな意味合いや捉え方があります。（図1）

<図1>



9. 支え合いネットワーク関係図

支え合いネットワーク関係図は、24 頁のとおりです。地域社会のまとまりや市民の日常的な生活範囲に配慮して「自治会」を地域の基本単位とし、それを支えるための宍粟市の住民や関係団体との支え合いの圏域である、小学校区域、中学校区域、宍粟市域での圏域も含めて、市全体を4つの層に設定しています。それぞれの圏域でネットワークを整備するとともに、地域住民をはじめ地域団体、行政、社協などが幅広く連携・協働しながら、地域全体で支え合うネットワークづくりを進めていくものです。

今回の介護保険制度改正における新しい地域支援事業にあてはめると、**第1層協議体エリアが宍粟市域、第2層協議体エリアが保健福祉圏域＝支部域**になりエリアが広すぎるため、**第3層協議体エリアとして、自治会福祉連絡会に設置の「地域見守り会議」**を位置づけることとしています。

(1) 自治会域でのネットワーク（見守りによる支え合いのエリア）

自治会域での見守りは、**自治会福祉連絡会**がその役割を担っており、住民の困りごとや生活福祉課題を協議する場として**地域見守り会議**を設置します。個別なニーズの検討については、本人・家族・専門職・住民の参加による**地域ケア個別会議（ケース会議）**を随時開催しネットワークの構築につながります。また、宍粟市社協各支部の専門職（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター等）は、地域の見守りから発見された課題について住民と話し合い（地域見守り会議への参加）、仕組み化、施策化していくまでの包括的、総合的な仕組みづくりを進め、**集いの場・居場所**での住民主体の支え合い活動を継続的に支援します。

(2) 小学校区域・中学校区域でのネットワーク （ネットワークと支え合いの仕組みづくりのエリア）

校区域は、支部（旧町）により様々で、波賀・千種については学校の統合等もあり、小学校区域＝中学校区域＝支部域となっており、各支部の校区域の規模や地域性に合わせたネットワークや支え合いの仕組みづくりを進める必要があります。**宍粟市社協支部**は、自治会福祉連絡会への活動支援や情報共有を図り、校区域の包括的、総合的な協議の場として**支部地域福祉推進委員会**を設置し、個別ニーズの検討の場については、専門職（実践者レベル）を中心に進める**地域ケア個別会議（ケースからの課題化会議）**が役割を果たします。行政（市民局）機関や民児協、町連合自治会、支部老人クラブ連合会、NPO団体等との連携を強化し、支え合い活動を進めていける仕組みづくりを行う圏域として強化を図ります。

(3) 宍粟市域でのネットワーク（支え合いの仕組みの施策化エリア）

宍粟市では、住民や民間の多様な福祉活動が発展し、自治会域、小学校区域、中学校区域と重層的なネットワークの構築が確立されつつあります。市全域は、そこから発見された課題やニーズを解決するため、官民協働で協議や合意形成を図り、支え合いの仕組みを施策化するエリアです。**宍粟市社協本部**は、各支部との情報交換を密とし、**地域包括支援センター**や**福祉支援ネットワーク連絡会**、市エリアでの各種団体、**地域ケア推進会議**等の連携会議や協議会等との連携の更なる強化を図ります。

第3次地域福祉推進計画総合体系図

(愛称:支え合いふくしプラン)

第3次地域福祉推進計画の進行管理については、「第3次地域福祉推進計画を進める会」で進めていきます。

地域福祉
目標

推進目標

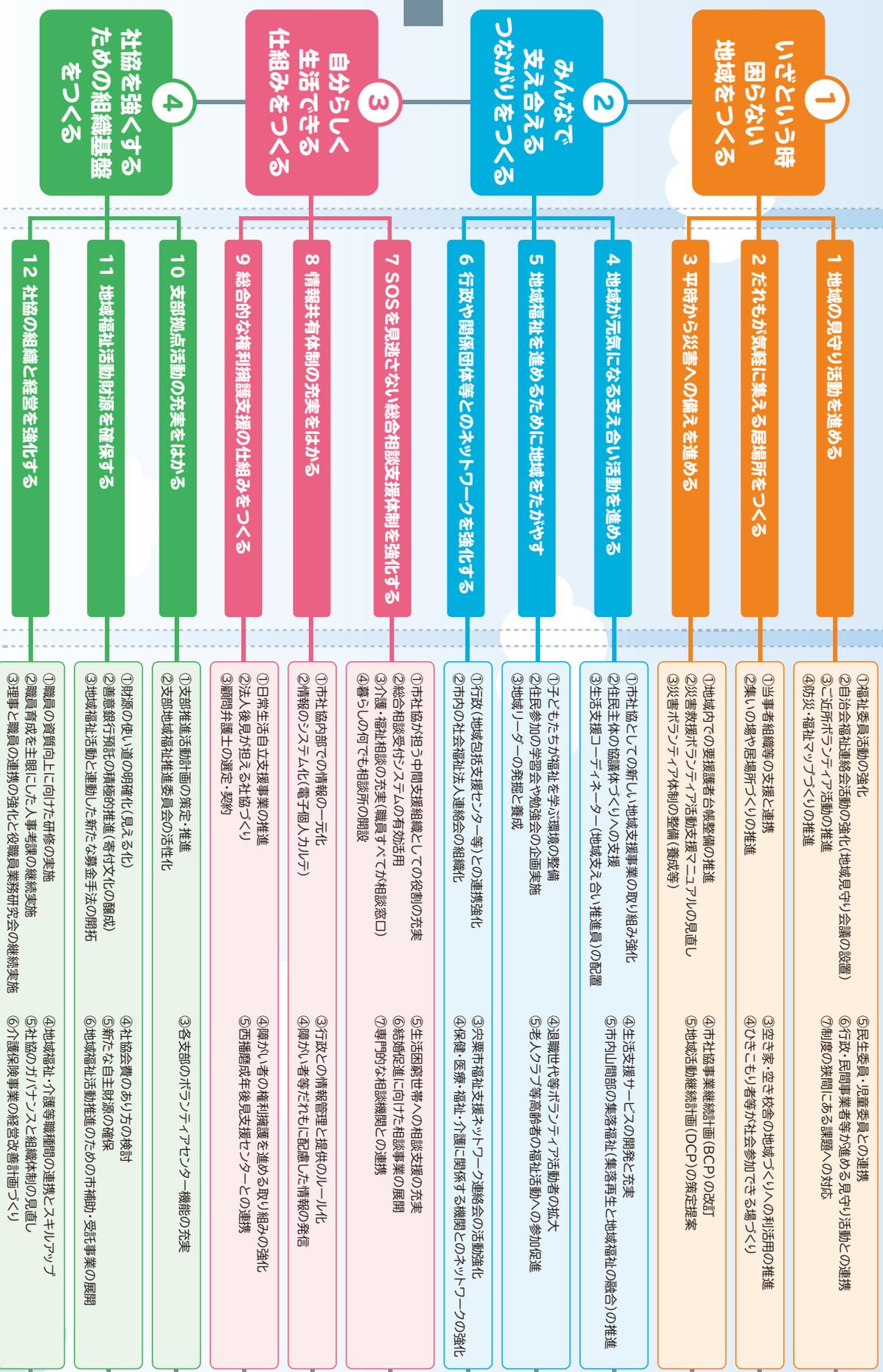
活動項目

個別活動項目



だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり

「ほっとけない」をほっとかない兵庫県に



推進目標1 いざという時困らない地域をつくる

過疎化・人口減少が進み、従来からあった地域での営みが難しくなってきた今、いざという時困らないためには、平時からの取り組みが何より大切になってきます。各自治会で組織されている福祉連絡会を中心に、地域での見守り活動を展開し、住民一人ひとりがいつでもどこかで誰かとつながっているという安心感が持てるような地域づくりに努めます。また、子どもから高齢者まで、誰もが孤立せずに、元気と笑顔があふれる居場所や拠点づくりに努め、災害時などに支援が必要な人を見逃すことのないよう、平時から災害に備えた取り組みや機能強化を図ります。

推進目標2 みんなで支え合えるつながりをつくる

住民だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくためには、住民同士によるつながりの再構築が重要です。地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等、幅広い地域関係者が協働し、支援を必要としている人を地域全体で支え合えるつながりづくりを進めます。そして、地域全体の問題や課題について、住民同士で話し合い、学習し、気づき、ともに考える場をつくり、そこで構築していく住民同士の関係づくりを支援します。みんなが支え合えるつながりをつくることで、社会的孤立を防ぐ、社会参加のできる地域づくりにつながります。

推進目標3 自分らしく生活できる仕組みをつくる

地域で暮らすすべての人が、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、自分らしく生活できる地域づくりを具体的に進めるには、人やニーズを柔軟につなぐ仕組みが不可欠です。そのために、社協の職種間はもちろん、行政、地域包括支援センター等の関係者同士が、しっかりと情報共有を図り、住民のSOSを見逃さない総合相談支援体制を構築できるよう、連携・協働できる仕組みをつくることをめざします。また、様々な障がいや疾患により判断能力が不十分であったり、精神が不安定な方の権利を擁護し、その人の意思決定を適切に支援できるような権利擁護支援の仕組みづくりを検討します。

推進目標4 社協を強くするための組織基盤をつくる

社協の基盤強化は、社協自身のためにあるのではなく、地域福祉の推進のためにあります。社協は、住民にとって最も身近な地域福祉を推進する中核団体として、福祉ニーズに対応したきめ細やかな活動を展開しています。今後、多様化・複雑化する生活福祉課題に、より柔軟に 대응していくためには、財政基盤の強化や運営体制の整備が必要です。そして、宍粟市全域の地域福祉の推進と並行した、地域の特性に合わせた4つの支部拠点活動の充実を図りながら事業や活動を展開していきます。推進目標の1～3を実現するために、その活動推進母体としての社協組織を強化していきます。

【活動項目 1】 地域の見守り活動を進める

各自治会の福祉連絡会が主体となり進めている見守り活動は、地域における生活福祉課題を早期に発見し、住民と専門職が協働で課題解決を図る実践です。宍粟市社協では、4支部に地域福祉担当（コミュニティワーカー）を配置しており、各自治会の福祉連絡会活動を支援するとともに、行政が進めている、企業や事業者等の見守り活動とも連携を図りながら、認知症や障がい者の方、生きづらさを抱えている人など、地域の中で見守りや支援を必要とする人たちがそこに暮らせるよう見守り体制の構築を進めます。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 福祉委員活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●社協広報紙やパンフレットでの福祉委員の啓発や懇談会等で地域に出向いての説明など、住民への福祉委員の認知度を高める取り組みを進めます。 ●福祉委員活動マニュアルを作成し、福祉委員の役割や活動内容について研修や学習の場を設けるなど、福祉委員活動の強化を図ります。
② 自治会福祉連絡会活動の強化（地域見守り会議の設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉連絡会で「地域見守り会議」を定着させ、自治会の中で見守りや支援が必要な方の情報共有や、地域課題の早期発見・早期対応の機能を果たせる場として位置づけます。 ●福祉連絡会を対象とした研修の開催や、共同募金配分金や善意銀行を財源とした活動助成金の交付など、福祉連絡会の活動基盤を支えます。
③ ご近所ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●五十波福祉連絡会「^{い-}e生活応援し隊」（山崎町）、高齢者見守り隊「ひだまり」（山崎町）などで進めているご近所ボランティア活動を宍粟市全体の取り組みに広げ、支援が必要な方の日常生活を近所同士（地域）で支え合う仕組みを、福祉連絡会と協働し進めます。
④ 防災・福祉マップづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会内の要援護者等の緊急時の支援（救援）だけでなく、平時からの見守り活動の意識向上をめざし、福祉連絡会が主体となり、地域ぐるみの防災福祉活動を進める取り組みとして、行政が進める自主防災マップと連携を図りながらマップづくりを進めていきます。
⑤ 民生委員・児童委員との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃の民生委員・児童委員活動と連携し、要援護者等、見守りが必要な方の状況について宍粟市社協へつないでもらえるよう連携を図ります。 ●福祉連絡会と民生委員・児童委員が連携しながら、地域見守り会議やふれあいサロン・喫茶活動に取り組めるよう活動支援を行います。

<p>⑥ 行政・民間事業者等が進める見守り活動との連携</p>	<p>●行政が進める「宍粟市高齢者地域支え合い活動事業」では、日常的に地域や個人宅に出向く民間事業者や企業と連携し、日頃から見守りを進めており、宍粟市社協もこのような活動と連携を図りながら、行政・企業等と緊急事態への早期対応ができるネットワークを構築します。</p>
<p>⑦ 制度の狭間にある課題への対応</p>	<p>●制度の狭間や複合した生活福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な方への見守りを、宍粟市社協の職員（コミュニティワーカー等）や行政、民生委員・児童委員、福祉委員、NPO等の協働により対応していきます。</p>

活動事例 1

地域を元気にする支え合いの仕組みづくり

～五十波福祉連絡会「い生活応援し隊」～

い生活応援し隊は、平成 25（2013）年 12 月に結成された、『ご近所ボランティア』グループで、自治会内のひとり暮らし高齢者や体の不自由な方を対象に、日常生活で「できないこと」や「手が足りないこと」を、お手伝いして生活を応援したい（隊）と、現在 23 名の登録メンバーで活動されています。

活動内容は、雨もりの修復から灯油の注ぎ足し、ゴミ出しや草刈りに行事へ参加するための送迎、話し相手など多岐に渡ります。また、個別の生活支援だけではなく『ふれあいサロン』の開催や、平成 26 年秋からは、畑に残された野菜の再利用を生産者に呼びかけ、軽トラックの荷台を市場に変えた『ご近所ふれあい市』を開催し、休耕田の活用や生産者の意欲にもつながり、地域を元気にする取り組みへと活動が広がっています。



ご近所ふれあい市



手作りのチラシを配布

活動事例 2

2つの自治会が連携した見守り活動

～高齢者見守り隊「ひだまり」～

高齢者見守り隊「ひだまり」は、山崎町伊沢町と大歳町の2つの自治会が連携し、地域のひとり暮らし高齢者等、見守りの必要な方の孤立を防ぐことを目的に、平成 23（2011）年 7 月に結成されました。民生委員・児童委員を中心に、自治会長や福祉委員など 21 名が見守り隊員として隣保ごとに配置され、気になるお宅へ見守りシートを使った訪問活動や安否確認、日常生活の困りごと相談やお手伝いなどを行っています。

また、70 歳以上の方の居場所づくりを目的に、公民館を利用した交流会や音楽鑑賞など『ふれあいサロン』にも取り組み、閉じこもり防止や介護予防の役割も果たしています。自治会同士が連携して行う新たな見守り活動のカタチとなっています。



見守りシート



見守り隊が訪問すると玄関先が「ふれあいの場」に

【活動項目 2】だれもが気軽に集える居場所をつくる

私たちの地域には、元気で活動的な人もいれば、心身の健康に不安のある人など、さまざまな事情を抱えた人たちが生活しています。このような事情を考慮しながら、地域の中でだれもが気軽に集える居場所（拠点・機会）づくりを進めます。例えば、社会参加することが介護予防につながるというように積極的にとらえ、高齢者の方たちが自分たちの思いを実現できる、集いの場や居場所をいかに地域の中にたくさん創っていくかが重要です。そして、集いの場（サロン等）から出てくる住民の困りごとなどを、そこに暮らす人たちが自分の地域の課題として受け止め、向き合っていける地域づくりをめざします。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 当事者組織等の支援と連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 宍粟市男性介護者の会や高次脳機能障害家族会、ひきこもり家族会など、各当事者組織との連携を強化し、各支部在宅介護者の会への活動支援を継続的に進めます。 ● 新たな生活福祉課題をもつ当事者支援に取り組み、当事者が主体となる活動の場づくりや組織化の支援を進めます。
② 集いの場や居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ふれあいサロンやふれあい喫茶、いきいき百歳体操等の運営者と参加者が、支援する・されるの関係ではなく、参加するすべての人が、何かの役割を担えるような、集いの場や居場所づくりを進めます。
③ 空き家・空き校舎の地域づくりへの利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家や空き校舎、空き園舎などの地域資源について、コミュニティハウス青い家（山崎町）やたかのす東小学校（千種町）おふくろ工房波賀・のはら（波賀町）のような、地域を活性化するための拠点として生み出せる利活用を宍粟市社協として市民とともに進めます。 ● 空き家等が住民交流や身近な相談窓口として、誰もが気軽に集える多機能な共同拠点として機能する利活用を進めます。
④ ひきこもり者等が社会参加できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり等で将来的に生活困窮や社会的孤立に陥りやすい人たちの支援について、行政、NPO団体、民生委員・児童委員宍粟市社協等が連携し、住民への理解を深める機会づくりや、社会参加のきっかけとなる活動の場づくりの支援を進めます。 ● 行政が行う「ひきこもり相談支援連絡会」に宍粟市社協も参加し、ひきこもり支援について協働して取り組みます。

活動事例 3

空き家を活用した住民の憩いの場 ～コミュニティハウス「青い家」～

コミュニティハウス「青い家」(山崎町高下)は、平成 26 (2014) 年 4 月に「地域の人がいつでも誰でも寄れる場所が作りたい」と、空き家だった洋風の民家を借りて活動がスタートしました。

現在では、ご近所の住民の協力により 15 名で運営されており、貸館、イベント、教室、打合せなど、幅広い用途で活用されています。

毎日営業されている喫茶(カフェ)は、住民同士の交流の場になっており、年に数回は、フリーマーケットなどのイベントも開催し、多くの人で賑わいます。

青い家に集まった人たちは、雑談から相談になることもあり、お茶を飲むという入り口で、話しやすい雰囲気だからこそできる、「身近な相談窓口」としての役割も果たしています。



地域の人がいつでも誰でも寄れる場所

活動事例 4

小学校の閉校から“集落の元気”につなげる ～鷹巣^{たかのす}活性化委員会～

千種町鷹巣は、町内中心地から約5キロ離れた世帯数 81 戸の集落です。少子高齢化が進み、平成 23 (2011) 年に集落の中心にあった旧千種東小学校は閉校しましたが、さらなる“集落の元気”につなげようと、空校舎を集落活性化の拠点とし、新たな地域おこしが始まりました。



里帰りバーベキュー大会

地元住民からの賛同を受け、鷹巣活性化委員会を結成し、歴代の自治会長等の有志、男女 11 名が立ち上がりました。

同委員会では、住民活動(月 1 回のふれあい食堂等)や宿泊施設としての運営や薬草茶などの特産品の出荷、つるし柿づくり、婚活イベントの開催、故郷を応援してもらうため地元出身者へ「鷹巣だより」を発送するなど、地域資源や人とのつながりを大切に、年をとっても安心して暮らせる元気な集落づくりを行っています。

活動事例 5

休園した園舎を地域活性の拠点に活用 ～おふくろ工房波賀・のはら～

おふくろ工房波賀・のはらは、平成 27 (2015) 年春に休園した野尻幼稚園を改装し、同年 11 月に地域活性の拠点としてオープンしたレストランです。(野尻幼稚園は平成 28 (2016) 年 3 月末で閉園)

運営は波賀町内の女性 10 名で行い、土曜日のモーニングと日曜日のランチを営業しています。これまでも地域を盛り上げるため、イベント等で手作りの巻き寿司を販売しており、ランチメニューの巻き寿司は、市外からの来客があるほど人気メニューです。



思い出の園舎でモーニング

また、町内の方の絵や工芸品の展示する「つながり美術展」も併設し、見に来た人たちは作品を見ながら会話ははずみ、和やかに過ごされます。知らない人同士が出会い、話をして、そこから新しいつながりが生まれ、地域が元気になる。そんなきっかけとなるような居場所をめざしています。

【活動項目3】 平時から災害への備えを進める

災害時において、地域での助け合い・支えあいが必要不可欠であり、平時から災害に備えた避難体制や、要援護者への支援体制を意識した福祉活動を展開します。また、行政と宍粟市社協との「災害時における宍粟市と社会福祉協議会のボランティア等に関する協定書」に基づき、宍粟市社協の役割を果たすために、事業継続計画（BCP）や災害救援ボランティア活動支援マニュアルを定期的に見直し、災害時に地域・行政・NPO団体・社協等が連携し救援活動に取り組めるよう、災害に備えた取り組みを進めます。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 地域内での要援護者台帳整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に自力で避難することが困難な方、独居及び高齢者世帯など、地域からの支援が必要な方を把握し、迅速に対応できるよう自治会内の福祉関係者（福祉連絡会）で協議し、要援護者台帳の作成と共有が図れるよう支援します。
② 災害救援ボランティア活動支援マニュアルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時対応訓練（災害ボランティアセンター設置訓練等）を行政と連携しながら毎年行い、宍粟市社協役員や住民等が訓練に関わる中で、ボランティアセンターの組織体制や役割分担等、マニュアルの検証を行いながら、必要な箇所について見直しを行います。 ●社協職員の携帯版（A5サイズ）についてもマニュアル同様に見直しを行い、携帯版を全職員が所持することで、平時からの災害時の意識向上に努めます。
③ 災害ボランティア体制の整備（養成等）	<ul style="list-style-type: none"> ●市内での災害は基より、他市町の災害救援活動に協力できる人材の確保に向けて、活動リーダーやボランティアの養成を行います。 ●災害時の支援体制として、災害ボランティア養成講座受講生等でネットワーク化（連絡協議会の設置）を図り、被災地支援活動に迅速に取り組めるよう整備を進めます。
④ 市社協事業継続計画（BCP）の改訂	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模地震災害と豪雨災害等に対応するための社協事業継続計画（BCP）を平成25年3月に策定していますが、改めて時間も経過しており、優先すべき事業や業務も含め、見直しや点検を行います。 ●災害時対応訓練の実施等から新たな課題を洗い出し、対応策を検討しBCPに反映していきます。これらを通じて、危機管理に取り組んでいる事業所として、宍粟市社協が果たす社会的責任や地域や社会の中で信頼を得られるよう努めます。
⑤ 地域活動継続計画（DCP）の策定提案	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害が発生した際に、被災した地域が、地域全体で連携して助け合うための対応や方法をまとめた地域活動継続計画（DCP）づくりを提案し、地域に応じた支援体制の構築を進めます。

【活動項目 4】 地域が元気になる支え合い活動を進める

平成 27(2015)年 4 月施行の介護保険制度改正における新しい地域支援事業がめざすのは、生活支援の「サービスづくり」ではなく、生活支援機能もある「地域づくり」です。

そのため必要なのが、生活支援コーディネーターと協議体であり、介護予防にとどまらず幅広い地域の実情に合わせた柔軟な地域づくりが求められることとなります。

また、宍粟市においても、集落機能が弱まり、地域に住み続けることの困難さが増してきた状況のもとで、不足する資源を集落のなかで住民の協力を得て確保するといった取り組みが求められています。地域住民とのつながりや信頼を構築してきた宍粟市社協として、新しい視点に立った住民主体の地域づくりに取り組む必要があります。今までの経験を活かしたコーディネート機能を発揮しながら、地域が元気になるための支え合い活動を進めていきます。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 市社協としての新しい地域支援事業の取り組み強化	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援や介護予防に大きく関係する事業として、介護予防・日常生活支援総合事業（要支援者に相当する比較的軽度の高齢者が対象）と、生活支援体制整備事業（地域全体の生活支援体制の強化をめざす）を行う予定です。これまで宍粟市社協が推進してきた地域福祉活動を活かし、新しい地域支援事業を地域づくりの一つとしてとらえ、宍粟市と連携しながら事業展開を図っていきます。
② 住民主体の協議体づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市を中心に、住民や企業、専門職等の福祉の枠を超えた多職種間の定期的な情報共有や連携強化の場として、圏域ごと（1層、2層）に「協議体」が設置されます。宍粟市社協では、協議体づくりが住民主体で取り組めるよう支援していきます。
③ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市社協では、宍粟市からの運営委託を受け、「生活支援コーディネーター」を第2層（保健福祉圏域）に配置し、社協の立場で生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを進めます。
④ 生活支援サービスの開発と充実	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度等の公的サービスだけでなく、個別ニーズに即した柔軟なサービスを、新しい地域支援事業の中で生活支援サービスとして生み出し（例：暮らしの助け合いサービス（仮称）など）、地域で要支援者を支援する新たな支え合いの仕組みとして充実を図ります。 ●「介護保険制度改正を踏まえた生活支援サービスのあり方」について、支え合い活動やサービス、機関や専門職、商店などあらゆる資源をつなげる方策を考えます。

⑤ 市内山間部の集落福祉
（集落再生と地域福祉
の融合）の推進

- 生栖集落営農組合（一宮町）や土万ふれあいの館（山崎町）等が進める山間部での地域づくりは、集落再生と地域福祉の融合した取組（＝集落福祉）であり、集落を維持していく中で必要となる福祉機能をどのように入れていくのか、これからの宍粟市のあり方として進めていきます。
- 「宍粟市における集落福祉のあり方」について研究を進め、高齢者の活躍の場や生活支援の担い手づくりとして、地域で取り組むご近所ボランティア活動など、集落再生のために必要な資源や仕組みを地域福祉の視点で考えていきます。
- 市内の山間部で暮らしを支える移動販売者（車・店）や地域活性拠点（土万ふれあいの館等）などと協働して、ふれあいサロンやいきいき百歳体操の場から、お出かけ号を運行するなど、買い物支援と介護予防活動に取り組みます。
- 山間部の移動販売者（車・店）や地域活性拠点と協働して、宍粟市社協が進める「見守り・気づき『まま』チェックシート」や『まま』シート」を活用し、見守りや声かけ、安否確認など定期的な情報の共有や提供の仕組みづくりを行います。

活動事例 6

ご近所で見守り！日頃の気づきや意識づけに
～『まま』シートの活用提案～

山間部の移動販売者（車・店）や地域活性拠点と協働して宍粟市社協が進める「見守り・気づき『まま』チェックシート」は、多様な生活支援サービスの担い手が買い物支援や配食、また、見守りや声かけなどの安否確認を行ってもらうなかで、市社協との定期的な情報共有や情報提供の仕組みづくりを図るためのツールとして活用します。

『まま』シート」は、山間部で地域住民が日頃集う居場所、移動販売車や商店、地域活性拠点に掲示をお願いし、みんなが日頃からどんなことを意識してお互いの見守りを心がければいいのかを共有できるようになればと考案したツールです。

これらのシートは、日頃から声かけや見守りを共通して意識するための項目にあげた「新聞がたまったまま」、「電気がついたまま」などの、「まま」をもじって、その総称を『まま』シート」と名付けました。

見守り・気づき『まま』チェックシート	
氏名: _____	住所: _____
電話番号: _____	移動販売車: _____
家族構成: _____	利用状況: _____
【ご近所の様子】	【本人・ご家族の様子】
郵便物・新聞がたまったまま。	道路や河川にゴミが散らかっている。
電気がついたまま。電気が消えたまま。	道路や河川に、雪や氷が溜まっている。
洗濯物が干されたまま。	道路や河川に、雪や氷が溜まっている。
雨戸やカーテンが閉まったまま。	道路や河川に、雪や氷が溜まっている。
	道路や河川に、雪や氷が溜まっている。
	道路や河川に、雪や氷が溜まっている。
	道路や河川に、雪や氷が溜まっている。

見守り・気づき『まま』チェックシート

ご近所で 見守り！ こんなことに 気を付けてね 『まま』シート	
【日頃の様子】	
郵便物、新聞がたまったまま。	
電気がついたまま。電気が消えたまま。	
洗濯物が干されたまま。	
雨戸やカーテンが閉まったまま。	
（お店や移動販売車でパナール化等、日頃の気づきや意識づけに）	

『まま』シート



移動販売車と見守りをコッポ

活動事例 7

高齢者パワーでふるさとの再生を

～いきいきファーム（生栖集落営農組合）^{いぎす}～



朝倉山椒の摘み取り作業

一宮町生栖自治会では、平成 24（2012）年にいきいきファーム（生栖集落営農組合）を結成し、農家、非農家を問わず自治会内の全世帯に協力を呼びかけ活動に取り組みられています。

いきいきファームの特徴は、地域の中にある元気な高齢者パワーを活かした活動になるように、野菜部高齢者グループを立上げ活動されていることです。

地域課題となっていた耕作放棄田での朝倉山椒づくりや学校給食へ野菜の提供、神戸新聞地祭りへ協力し地元野菜の直売、そして以前から行われていた都市との交流事業（農業体験）に協力するなど、さまざまな取り組みを地域の支え合いで行っています。高齢者パワーを活かした取り組みを行い、助け合いのできる地域づくりをめざしています。

活動事例 8

地区のふれあいと活性化の拠点づくり ^{ひじま}～土万ふれあいの館～

山崎町土万地区（葛根、土万、塩山、大沢）は少子高齢化が進み、高齢化率が当時 38%を上回る中、「老人社会をどう生き抜くか」と深刻な問題を地区全体の福祉課題にあげ、地域の存続と活性化を目指し、平成 17（2005）年 4 月に「土万ふれあいの館」を建設。地区自治会で土地を購入し、所有権を市へ寄付した上で補助事業や自治会負担金を財源に福祉拠点が誕生しました。

野菜の直売や農産物の加工品を販売しながら小規模研修室は、趣味や生きがいづくりと地域交流の場として「ちぎり絵教室」や「書道教室」などにも開放しています。当初は野菜生産者も多く地域も盛況でしたが、11 年が経過する中で地域の人口構成の変化が大きく影響し、スタッフや野菜生産者の減少もありますが、ひきこもりや高齢者などの孤立を防ぎながら、地域住民の交流や地域の活性化をめざした福祉拠点となっています。現在は、多機能拠点としての必要性が上がり「いこいの家土万」と共同して、配食サービスにも取り組んでいます。

また、野菜や日用生活用品も配達しながら地域巡回を行い、気になる人への見守りなども行っています。過疎と高齢化が年々進む中、地域で暮らす一人ひとりが出来ることを束ね、地域を自分たちの力と方法で活性化していこうと決め、地域を元気にするための拠点を地域から生み出すことができました。



野菜の直売や農産品の加工販売

【活動項目 5】 地域福祉を進めるために地域をたがやす

子どもから大人まで、すべての人が地域の中で自らの果たす役割について、自覚と意欲を持つことができるように、学校での体験学習をはじめ、自治会での住民学習会など、福祉への理解や関心を高める取り組みを進めます。

また、地域活動のキーマンとなる自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、女性会、老人クラブをはじめ、新たな地域活動の担い手として退職世代の人材を育成するなど、地域の中で福祉活動を進める理解者を増やし、住民相互の助け合いによる福祉活動が地域に根付くようたがやします。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 子どもたちが福祉を学ぶ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の心を育成するため小学校、中学校、高校などそれぞれの段階でのプログラムを作成し、当事者やボランティア、社協職員等が協力し、幅広い視点で福祉学習に取り組みます。 ●学校での学びや体験を地域で活かすことができる活動の受け皿づくり（地域での見守り活動やボランティア活動等への参加）を促進します。
② 住民参加の学習会や勉強会の企画実施	<ul style="list-style-type: none"> ●住民懇談会や地域見守り会議など、住民や福祉連絡会の話し合いの場に当事者（障がいがある人等）が関わり、自分の暮らす地域について考える機会を作ります。 ●福祉出前講座のプログラムを作成し、地域の見守り、認知症、障がい、防災など、さまざまなテーマやメニューを盛り込んだ、より多くの住民が福祉を学ぶ機会をつくります。
③ 地域活動リーダーの発掘と養成	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉連絡会の代表者や代表福祉委員等が自治会の福祉活動リーダーとして役割が担えるよう、活動内容の提案や研修の機会を設けます。 ●地域活動を進めていく新たな人材を発掘し、福祉活動や地域づくりのリーダー（コーディネーター）として幅広い活動に取り組みめるよう支援します。
④ 退職世代等ボランティア活動者の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな地域の担い手として退職世代の方々の地域参加が必要不可欠です。これまで仕事で培ってきた知識や経験をセカンドライフに活かせるよう、活動のきっかけや仲間づくりの場を提供します。
⑤ 老人クラブ等高齢者の福祉活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉活動を進めるためには、地域活動の現役世代である老人クラブ等の高齢者の力が欠かせません。一人でも多くの高齢者が福祉活動に参加し、協力できる機会づくりを進めます。

【活動項目 6】 行政や関係団体等とのネットワークを強化する

行政や関係団体と互いの役割や強み・弱みを理解し、一体となって地域の課題に取り組むことが今後、益々重要となっていきます。このネットワークを通じて信頼関係を築いていくことが、住民主体の地域づくりや地域包括ケアシステムの構築実現にもつながることから、行政や関係団体とのネットワークの強化をさらに図ります。

そして、関係団体や社会福祉法人等が情報交換できる場の調整や行政へのつなぎ役など、宍粟市社協が地域福祉の中間支援組織としての役割を果たします。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 行政（地域包括支援センター等）との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターでは保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職がチームで業務を実施しており、宍粟市社協も個別支援から地域生活支援への展開を図るために、地域包括支援センターとの連携・協働の強化を図ります。 ●健康福祉部との連携会議を定期的で開催し、内容の充実をはかると共に、必要に応じて他部署とも協議の場を持ちながら、行政とのさらなる連携の強化を図ります。
② 市内の社会福祉法人連絡会の組織化	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法の一部改正により地域貢献活動が義務化される市内の社会福祉法人が、意見交換や情報共有が出来る場（ラウンドテーブル）として「宍粟市内社会福祉法人連絡会（仮）」を開催し、新たなネットワークの構築を図ります。
③ 宍粟市福祉支援ネットワーク連絡会の活動強化	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の障がい者作業所（あおぞら太陽の家、作業所あゆみ等）やNPO団体（NPO 法人ピアサポートひまわりの家、NPO さつき等）、行政等関係団体で結成の福祉支援ネットワーク連絡会が、団体同士の相互交流を深められるよう、情報交換の場や研修会の開催等、事務局として連絡会の活動強化を図ります。
④ 保健・医療・福祉・介護に関する機関とのネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域ケア推進会議」や「医療と介護連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携の場が重要であり、市内にある関係機関との協働のネットワークが構築できるよう情報の共有を図ります。

【活動項目7】SOSを見逃さない総合相談支援体制を強化する

介護保険制度の改正、生活困窮者自立支援法の施行等により、様々な課題に対して包括的な相談支援体制の構築が必要です。これまでの住民参加による小地域福祉活動を基盤に、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、NPO団体、ボランティア等との連携をさらに図り、潜在するニーズや住民レベルで支えきれない生活福祉課題について、各専門相談機関の連携により、多様な生活福祉課題を総合的に受け止められる相談支援体制（ワンストップ）の構築をめざします。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 市社協が担う中間支援組織としての役割の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設、専門機関、NPO団体等からの相談に対応し、行政と地域の間になって様々な活動がサポートできる中間支援組織として、宍粟市社協の役割が果たせるよう相談窓口の充実を図ります。
② 総合相談受付システムの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談受付システムは、相談ケースや対応記録などをデジタル化し、その内容を職員が確認共有できるシステムですが、今後は記録確認や個別支援による完結に終わらず、支部や職種間を超えて相談内容を有効に共有し、地域支援へ繋げるためのツールとして活用していきます。 ●個人情報厳守しながら集まる課題や情報を整理し、様々な生活課題の総合相談受付として取り扱います。
③ 介護・福祉相談の充実（職員すべてが相談窓口）	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市社協職員全てが相談窓口として、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を日頃の業務や活動の中で受け付け、総合相談受付システムへの登録等、職員間で共有を図りながら進めていきます。
④ 暮らしの何でも相談所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいサロン・ふれあい喫茶等の公民館活動や、NPO等が進める空き家・空き校舎等での拠点活動などの住民活動の場に職員が出向き、相談窓口として「暮らしの何でも相談所」を設け、住民からの相談やニーズに対応します。
⑤ 生活困窮世帯への相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援法に基づく支援策構築に向けて、自立相談支援事業の相談支援員や就労支援員等と協議の場をもち、宍粟市社協の役割を明確にしながら連携を進めていきます。 ●宍粟市社協内の相談支援体制として、生活困窮課題を抱える対象が予想される、生活福祉資金やまごころ福祉資金の貸付事業や、日常生活自立支援事業等の相談強化を図り、制度活用に至らないケースにおいても、継続した支援を行うよう社協内外の連携を図ります。 ●新たな子どもの貧困対策として、「こども食堂」などの取り組みが全国で広がりを見せています。宍粟市においても、子どもの貧困対策についてどのように進めていくのか、宍粟市社協の立場で検討していきます。

⑥ 結婚促進に向けた相談事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚相談事業と宍粟市出会いサポートセンター事業との連携した取り組みを進め、相談から成婚に至るまでの未婚者へのサポートを強化します。 ●市内各種団体・グループ等が企画する交流会（婚活イベント等）への側面的な支援を行い、行政と情報共有しながら連携を図ります。
⑦ 専門的な相談機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な相談の受け皿として、宍粟市社協が契約している弁護士による無料相談を偶数月（2か月に1回）に実施し、日常生活の中での困りごとや悩みの解決を図ります。

活動事例9

人生のパートナー探しのお手伝いを！

～宍粟市出会いサポートセンター（結婚相談）～

少子化の大きな要因の一つといわれる「晩婚化・未婚化」に対する取り組みとして、平成 19(2007)年に宍粟市から委託を受け、宍粟市出会いサポートセンターを開設しています。

センターでは、結婚へのアプローチとなる「自分磨き」をする婚活セミナーや出会いの場を提供するカップリングパーティーなど企画実施する『出会いサポート事業』と、昔ながらの仲人のような婚活応援団である結婚相談員さん 24 名によりパートナー探しの『結婚相談事業』に取り組んでいます。

ここ数年の全国的な「婚活」ブームに後押しされ、宍粟市でも今年は市や市内の有志による婚活交流会が開催されるようになり、その機運が高まっています。

その反面、ライフスタイルや結婚観の変化、草食系男子の増加等により、結婚に積極的な独身者が減少しているため、成果である成婚率が低調な状況が続いています。この状況を打開すべく、今後は結婚に向けた啓発や婚活支援を市内企業や関係団体等と連携しながら、継続した取り組みとなる必要があります。



イベントでの出会いをきっかけに

【活動項目 8】 情報共有体制の充実をはかる

介護、福祉、結婚、法律等の様々な各相談に取り組んでいますが、今後は個別支援から地域全体を包括的に支援する体制の構築に向け、情報共有のあり方やルール化を協議していきます。社協の職種間はもちろん、行政や地域包括支援センター等の関係機関や、自治会や民生委員・児童委員、福祉委員等が地域から課題を持ち込める場づくりを検討し、生活困窮やひきこもり、複合型問題世帯、高齢者や障がい者、社会的な孤立・排除の状態に陥りやすい方への支援へつながるよう、情報共有、情報提供の仕組みづくりを協議します。そして、宍粟市社協が発行の広報紙やホームページ、支部かわら版、見守り活動やボランティアセンターのリーフレット、総合相談パンフレット等を活用しながら、様々な福祉情報を発信します。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 市社協内部での情報一元化	<ul style="list-style-type: none"> ●各支部で管理している要援護者台帳を統一したルールや項目にそって整備や整理を行い、定期的な更新を図っていきます。 ●地域福祉部門と介護サービス部門の人材や財源、情報を地域福祉全体に活かすなど、社協の各職種間と更に連携強化を取りながら、支援が必要な人への情報の一元化を図ります。（プライバシーに触れるもの、啓示方法、回覧のルール等を構築する）
② 情報のシステム化（電子個人カルテ）	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市社協内部にとどまらず、民生委員・児童委員や福祉委員自治会等からの情報を集約し要援護者情報の共有を図ります。 ●業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を整理し、総合相談受付システムと連動した「電子個人カルテ（仮）」の検討を進めます。
③ 行政との情報管理のルール化	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護法などがあり、情報の取り扱いが難しい中で、社協や行政がもつ個人情報をどのように扱えるか、行政（担当部局や地域包括支援センター等）と協議していきます。 ●行政は自治会や民生委員・児童委員との深いつながりがあることから、様々な部局と連携の上、一定の要援護者情報を集約管理いただき、必要な情報を社協も共有できるようお互いに協力支援体制を取りながら、社協と行政との情報管理のルール化と情報共有体制の構築に向けて、協議が進むよう働きかけます。 ●災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報としても活用できるよう同様のルール化へ向け検討や協議を進めます。
④ 障がい者等だれにも配慮した情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ●社協活動や福祉活動の情報を、目や耳が不自由な方などに発信するため、朗読・点訳・要約筆記ボランティア等の協力により、朗読テープやCD、点字図書などを作成するなど、障がい者の方に配慮した情報の発信につとめます。 ●子どもからお年寄りまで、幅広い層に見てもらえる広報紙づくりをめざし、紙面形態や編集方法等の見直しを行います。また、ホームページ等も通じて積極的に情報を公開し、住民に見えやすい、わかりやすい情報を発信します。

【活動項目 9】 総合的な権利擁護支援の仕組みをつくる

認知症高齢者の増加や精神障がい者の地域生活への移行が進められるなか、地域での生活を支える体制整備が求められています。宍粟市社協が実施する日常生活自立支援事業の充実と推進体制の整備に努め、誰もが安心して地域で暮らせる受け皿をつくります。

日常生活自立支援事業では対応できない部分については、成年後見制度につないでいく必要があります。宍粟市社協として、西播磨成年後見支援センターと連携して切れ目のない支援をしていくと共に、法人後見できる体制を整え、地域ぐるみの権利擁護支援の仕組みづくりを検討していきます。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 日常生活自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的軽度な認知症や精神障がい、知的障がいの方が適切に福祉サービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業の啓発と利用を進めていきます。 ●今後増加が予想される利用者に対応するため、生活支援員の登録を推進し、事業の充実を図ります。
② 法人後見が担える社協づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護の困難ケースの受け皿として、社協が法人後見を担える体制を作り、市民の身近な相談窓口となる必要があります。そのため担当者は、市民後見人の養成研修に参加するなど権利擁護のスキルを身につけ、市民に向けた成年後見制度の啓発に取り組みます。 ●「権利擁護事業、総合相談事業を踏まえた社協の法人後見」について研究を進め、社協が法人後見をするためにどのような体制づくりが必要なのか考えていきます。
③ 顧問弁護士の選定・契約	<ul style="list-style-type: none"> ●法人後見が出来る社協をめざすことや総合相談体制づくりのためには、社協の立場で相談できる顧問弁護士の選定や契約が必要であり、契約の内容等についてもさらに協議が必要です。
④ 障がい者の権利擁護を進める取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 28（2016）年4月より施行された「障害者差別解消法」。それに伴い、「相談支援センターゆめぷらん」と「宍粟市相談支援事業所みずばしょう」と連携しながら障がい者の方の権利擁護を進めます。
⑤ 西播磨成年後見支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になった時に、円滑に利用につなぐよう、西播磨成年後見支援センター（西播磨4市3町で設置）との連携を図ります。

活動事例10

人と人をつなぐ「古民家カフェ」 ～NPO法人ピアサポート ひまわりの家～

空き家だった古民家を利用し、カフェと雑貨の店として平成24(2012)年4月にオープンした「ひまわりの家」(山崎町段)は、高次脳機能障害者やひきこもりの若者をはじめ、心や体に障がいがあるため社会生活が困難な人たちへの支援を行っており、生きづらさを抱える人たちの活動拠点として、共に歩む家として集い場づくりに取り組んでいます。(平成28(2016)年から就労継続支援B型事業所に)

高次脳機能障がいとは、病気やけがなどにより、脳が損傷することで起こる言語や記憶、注意などの認知機能の障がいです。受傷前に出来ていたことが出来なくなり、仕事や生活など様々な場面で支障をきたすことがあります。外見上わかりにくい障がいとも言われています。

また、ひきこもりの人は働く気持ちがないのではなく働けないのです。対人恐怖、社会不安障がいがあり、いきなり社会に出ていくのは不安で怖い……。そんな気持ちの若者達に寄り添い、社会に慣れる場所、自信を取り戻す場所として支援に取り組んでいます。



昔なつかしい古民家。くつろぎの空間です

活動事例11

地域の声を反映した福祉の取り組みを ～支部地域福祉推進委員会とかわら版の発行～

宍粟市社協では、地域のみなさんの声を聞き、住民主体の福祉のまちづくりを推進するため、4つの支部に地域福祉推進委員会を設置し、それぞれの地域にあった福祉活動を展開しています。

支部地域福祉推進委員会は、社協理事や自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等で組織し、それぞれの立場や日ごろ地域で活動されている視点で意見をいただくことで、支部ごとの地域特性に合わせた取り組みにつながります。

また、推進委員会では、「支部かわら版」を年2回発行しています。委員のみなさんが日ごろ地域の中で実践されている取り組みや地域の中で紹介したいことなどを提案いただき作製します。そのため紙面はより住民目線で、地域に密着した「支部かわら版」が出来上がります。



かわら版は各支部年2回発行



推進委員がそれぞれの立場で話し合える機会を

【活動項目 10】支部拠点活動の充実をはかる

市町村合併後、宍粟市社協として市全域の地域福祉を推進していますが、地域の特性に合わせた地域福祉の推進を並行して進めていくことが重要です。宍粟市社協では4つの支部の拠点活動の活性化を図るために「支部地域福祉推進委員会」を設置しており、それぞれの支部の情報発信や計画づくりを進めています。また、ボランティア活動においても旧町からのつながりで各町ボランティア連絡会等との協働により進めており、4つの支部が住民にとって身近な地域福祉の拠点となるよう、さらなる活動の充実を図ります。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 支部推進活動計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●支部地域福祉推進委員会を中心に、各支部で進めていく事業や取り組みについて、今後4年間の中長期的な将来計画を策定します。支部内の特徴や課題を整理し、支部の特徴を活かした計画づくりを行います。 ●各支部の現状把握や課題整理を行い、支部活動目標をまとめ、地域に住むすべての人がお互いに支えあっていける各支部の基本理念・モットーを作ります。
② 支部地域福祉推進委員会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●支部推進活動計画に基づき各支部の福祉活動や運営活性化をめざし、支部地域福祉推進委員と支部職員が協力しながら、地域住民のニーズの把握と共有化に取り組みます。 ●支部地域福祉推進委員会から地域福祉に関する情報の収集、提供、発信を行い、推進委員がそれぞれの立場で協議できる場を作ります。そして、推進委員と宍粟市社協のコミュニティワーカーやボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター、ケアマネジャー、ケアワーカー等が情報交換できる場をつくります。
③ 各支部のボランティアセンター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の多様な困りごとを受け止めるボランティアセンターのコーディネート機能を強化するとともに、住民が気軽に立ち寄れる身近な相談窓口としてのセンター機能の充実を図ります。 ●各支部のボランティアセンターと各町ボランティア連絡会との協働により、支部で進めるボランティア活動に加え、イベントや行事等活動の充実を図ります。

【活動項目 1 1】地域福祉活動財源を確保する

地域福祉活動財源である社協会費や善意銀行預託金、赤い羽根共同募金は、年々減少しており、これは地域にとっても宍粟市社協にとっても大きな問題です。このような状況の中、介護サービス事業も経営状況は厳しくなっており、社協事業の適切な評価や経営効率を考える事業メニューの精査を行うことが課題です。中長期的な財政計画を策定し、公費財源や宍粟市社協の自主財源の確保方策について研究を進め、安定的な財政運営に努めていきます。

また、今後も宍粟市社協が行政からの委託や補助事業等に対応し、既存活動や推進体制をいかに強化するかが課題となります。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 財源の使い道の明確化（見える化）	<ul style="list-style-type: none"> ●財源全体の配分について、お金の使われ方をわかりやすくする取り組みが、会費や寄附金の増強につながっていくと考えます。広報で特集を組むなど積極的な啓発を行い、寄付者に対し寄付金の使途について理解が得られるように努めていきます。
② 善意銀行預託の積極的推進（寄付文化の醸成）	<ul style="list-style-type: none"> ●「ささえあい」「持ち寄り」など、多くの人を持っている「社会の役に立ちたい」という公共への関心と意識を大切にし、新たな住民参加として寄付文化として育てていく仕組みづくりを進めます。 ●「お互い様」の考えから「お返しをやめて宍粟市善意銀行へ預託する運動」を引き続き提案していきます。
③ 地域福祉活動と連動した新たな募金手法の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ●事業や活動をもっと市民にPRし、地域福祉活動の理解者、協力者、応援団を増やします。赤い羽根共同募金運動では、企業NPOなどの新たなパートナーと協働した新しい募金手法を取入れ、募金の増額に取組みます。
④ 社協会費のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●社協会費は、市民の皆様から任意でお寄せいただく地域福祉推進のための貴重な財源ですが、強制感や負担感といった地域からの声もあり、理事会でも協議を重ねてきましたが、会費制度のあり方と納入方法について更に協議を進めます。
⑤ 新たな自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●安定した財源の確保と同様に、限られた財源の中で、職員一人ひとりが、費用対効果を考えた事業のあり方、財源の使い方を検討していきます。 ●「宍粟市社協の自主財源の確保方策」について研究を進め、各種募金等の取り組みの工夫（例えば、広報紙への広告料収入などの導入）を検討していきます。また、自主財源確保にかかる検討委員会での協議を継続していきます。
⑥ 地域福祉活動推進のための市補助・受託事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市社協が地域福祉推進に果たす役割を明らかにしながら、それを支える活動財源については、行政からの補助事業や委託事業なども継続してもらえるよう、要望や政策提言を行うことが必要です。

【活動項目 1 2】社協の組織と経営を強化する

地域の中では、高齢者や障がいのある人、支援する人も入り混じって暮らしており、その中には問題を複合的に抱えている人がいます。その人らしく、地域で生活し続けていくことができるよう、住民や当事者の想いに寄り添い、エンパワメント（生きる力を湧き出させる）できる職員の育成に取り組みます。そして、社協らしい地域生活支援ができるよう、地域福祉・介護等の職種間での連携を図りながら、総合的な支援が行える組織体制を構築し経営の強化を図ります。

個別活動項目	4年間の取り組み
① 職員の資質向上に向けた研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●社協理念・使命、目的の共有のための研修、地域、当事者の課題に目を向け、自ら行動できる職員の育成を行います。 ●各部署における専門職向上のための研修等、組織全体のスキルアップを図るために職場研修体系に基づいた研修計画を立案し、職場内の教育・研修を進めていきます。
② 職員育成を主眼にした人事考課の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の基準に基づいた「人事考課」と、各職員や部署で具体的な目標を設定する「目標考課」「部署目標」を継続し、職員の長所や課題を把握しフィードバックすることで本人の気づきを促し人材育成を行っていきます。
③ 理事と職員の連携の強化と役職員業務研究会の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市社協の各事業や取り組みについて、理事会での助言をいただき、理事と職員が連携しながら進めていきます。また、支部活動の運営についても、支部選出の理事と職員と一緒に考えながら進めていくことで連携を強化します。 ●理事と幹部職員、地域福祉等の担当職員が重点事業について研究を行い、その成果を地域福祉の推進に活かす「役職員業務研究会」。第3次計画の推進期間においても継続的に実施し、宍粟の地域にあった、地域福祉サービスの資源開発や事業の推進に繋げていきます。
④ 地域福祉・介護等職種間の連携とスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター、ケアマネジャー、ケアワーカー等が、生活支援ニーズを持つ人たちの課題について一緒に考え取り組むため「職種間連携会議（仮称）」を発足し、定期的な話し合いの場や事例検討等、情報共有を図りながら進めていきます。
⑤ 社協のガバナンスと組織体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンスの厳格化は法人組織を守っていく上で最も大切なことであり、住民から信頼され期待される組織であり続けるために、内部監査機能を充実させることで、より強固なガバナンスを確立させていきます。 ●平成 26（2014）年度に支部体制と業務連携による課体制の融合をめざした社協組織改革を行い、一定の効果が出始めましたが、さらなる業務の効率化や働きやすい職場環境づくりに向けた組織体制の見直しを行っていきます。

⑥ 介護保険事業の経営改善計画づくり

- 介護保険制度改正や報酬改定といった環境変化に大きく影響される中で、提供するサービスの質の向上や透明性を確保し、利用者やその家族に信頼される事業経営の強化を図ります。
- 介護保険事業の収支状況を理事会で報告し、経営改善計画をいつまでに行うか、経営検討委員会等で議論を進めながら樹立していきます。

活動事例12

善意を福祉に結ぶ「架け橋」 ～宍粟市善意銀行～

善意銀行は、昭和37（1962）年に徳島県で生まれ、銀行のように寄付金品と人（ボランティア）を預かり、必要に応じて払い出し（配分・派遣）をするという、その独創的なアイデアと先駆的なシステムは大きな反響を呼び、またたく間に全国に広がりました。兵庫県における善意銀行の誕生もこの頃です。



善意銀行は地域福祉の貴重な財源

宍粟市においても旧4町時代から善意銀行を開設し、社協が実施する地域福祉活動の財源として、長年活用させていただきました。しかし、合併当初2000万円を超えていた預託金が年々減少し、平成27（2015）年度は1200万円台まで落ち込むこととなりました。このことは、現在の経済低迷期と相まって、ここ数年のライフスタイルや葬儀形態の大きな変化によるものが大きいですが、合わせて、善意銀行＝社会福祉協議会 に対し、「なぜ社協に寄付するか。」「この寄付金は何のために使うのか」という明確な市民へのメッセージが弱かったことを表していると言えます。

今後は、善意銀行への預託を増強する新たな施策を検討すると同時に、社協活動をPRし「社協理解者」を増やす取り組みも合わせて実施することが急務です。

活動事例13

社協理事と職員の協働作業 ～役職員業務研究会～

宍粟市社協では、平成24（2012）年度から「役職員業務研究会」を設置し、理事と職員（幹部職員、地域福祉担当者等）が重点事業について研究を行い、その成果を地域福祉の推進に活かしています。平成27（2015）年度は、4つのテーマを掲げ研究を進め、平成28年3月6日（日）、宍粟防災センターを会場に開催し、本会の理事、評議員、支部地域福祉推進委員、介護事業職員をはじめ、市役所関係者や県内市町社協の職員など90人の参加がありました。

テーマ

- 1 班「宍粟市社協の自主財源の確保方策」
 - 2 班「介護保険制度改正を踏まえた生活支援サービスについて」
 - 3 班「宍粟市における集落福祉のあり方と地域拠点型福祉サービスの開発について」
 - 4 班「権利擁護事業、総合相談事業を踏まえた宍粟市社協の法人後見について」
- 特命班 「食の生活支援パンフレット」の紹介

当日は、各班、視察研修や学習会、資料づくりと精力的に取り組み、趣向を凝らした発表で、28年度に向けた課題や目標を共有する場となりました。

研究での成果や内容は、『宍粟市社協第3次地域福祉推進計画』に活かされています。



学んだ成果を活動に活かします

第4章 計画の推進と管理方法

1. 第3次地域福祉推進計画の進行管理

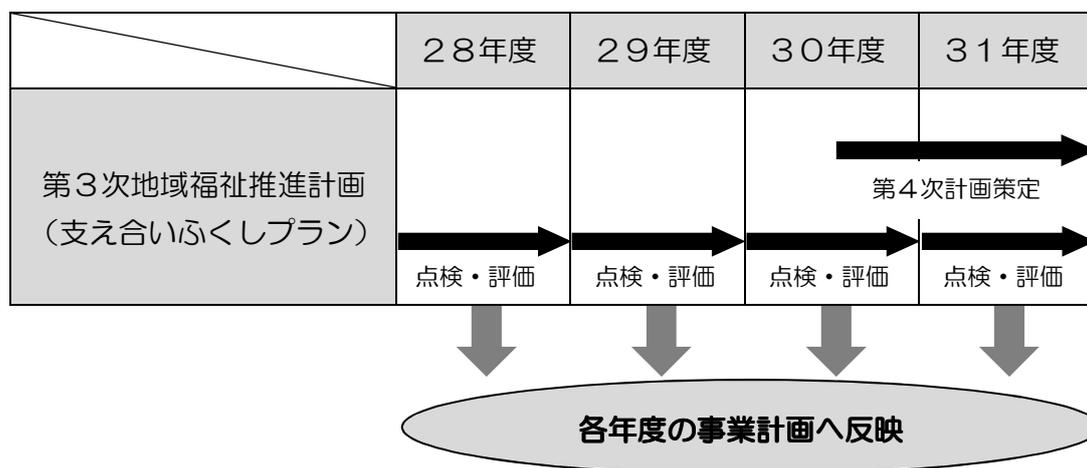
平成28(2016)年度から平成31(2019)年度までの4年間、地域住民の皆さまと関係機関・団体の方々と共に第3次計画を推進していきます。そして、各年度の事業計画の中で各種事業(個別活動項目)を具体化していきます。

第3次計画は、宍粟市社協が取り組むべき課題を具体的に示し、4年間の取り組みを設定し、その評価をしながら目標を達成していきますが、社会情勢の変化や第2期宍粟市地域福祉計画と整合性を図るために、行政と連携を取りながら、毎年、計画の進捗状況を確認し新たな課題には適宜対応していきます。

第3次計画を着実に推進するための協議の場として、第2次計画から引き継ぐ形で、「**第3次地域福祉推進計画を進める会**」(以下、「進める会」という)を設置します。進める会には、策定に関わった委員や各支部の地域福祉推進委員、そして社協理事が参加し、計画の進行管理(=地域福祉推進の進行管理)を進めていきます。

毎年半年に1度、進める会において取り組みの進捗状況を点検・評価し、次年度への改善策を検討します。中間見直しについては、「第3次地域福祉推進計画策定委員会 作業部会」を中心に進めていきます。

また、第3次計画は4か年計画であることから、次期計画(第4次)の策定開始時期を平成30(2018)年下半期に設定します。



2. 宍粟市社会福祉協議会職員の連携

第3次計画を着実に推進していくためには、宍粟市社協職員相互の連携と意識の向上が大切です。コミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター、ケアマネジャー、ケアワーカー等すべての職員が、それぞれの専門性を発揮しながら連携していくことが求められます。

計画を「絵に描いた餅」に終わらせないように、この計画の位置付けを明確にし、「PDCAサイクル」を基本に、日常業務において職種間で協議しながら計画を進め、必要に応じて介護福祉課リーダー会議や幹部会議にかけるなど、敏速かつ柔軟な推進に努めます。

そして、第3次計画で掲げている個別活動項目を、すべての職員が日常業務の中で関連している事業や取り組みとして意識が持てるよう、研修や情報共有の機会を設けながら職員相互の連携を図っていきます。

さらに、計画の進行管理については、地域住民への報告をする必要があります。毎月発行の広報紙「こんにちは！社協です！！」やホームページなど多様な情報発信の媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。とくに、2年に1回開催の「宍粟市地域福祉のつどい」では、計画の進捗状況を報告する機会として周知していきます。



第5回宍粟市地域福祉のつどい (H27.2.15)



職員研修で情報共有 (H28.4.19)

資 料 編

【課題抽出のための資料】

○第2次地域福祉推進計画（愛称：つながりふくしプラン）の総括

○市の福祉に関する諸計画からの課題抽出

- ① 第2期穴粟市地域福祉計画
- ② 穴粟市老人福祉計画及び第6期穴粟市介護保険事業計画
- ③ 第4期穴粟市障害福祉計画
- ④ 第2次穴粟市少子化対策推進総合計画
- ⑤ 穴粟市子ども・子育て支援事業計画

○穴粟のことを考えてみましょうアンケート

○第2期穴粟市地域福祉計画（行政計画）の施策の整理

【参考資料】

○用語解説

○計画策定の経緯

○策定委員会設置要綱

○策定委員名簿

【第2次地域福祉推進計画（つながりふくしプラン）の総括】（H27.9まとめ）

推進目標1 自治会域での福祉のつながりづくりを進めます

活動項目	2次計画の総括（進捗状況）・評価	問題・課題等	委員等からの意見等
1-1 自治会福祉連絡会の組織強化	<p>◎25年度中間報告では、福祉連絡会を「設置している」が51%、「設置はないが連携している」が40%と9割の自治会が連携して取り組んでいるが、福祉連絡会が定着していない状況。</p> <p>◎26年度に小地域福祉活動の要綱や様式を見直し、自治会の福祉活動を進めるメンバーを福祉連絡会の構成員と位置づけたことから（名簿を作成）、98%（154自治会/156自治会）の自治会で福祉連絡会の組織化が進んでいる。各自治会、福祉連絡会の人数や構成メンバー、考えなどさまざまであり、活動にも偏りがある。</p> <p>◎小地域福祉活動モデル地区指定事業（第1期：24～25年度、第2期：26～27年度・各6自治会）では、指定自治会の福祉活動が住民主体で継続した活動となるよう組織づくりを進めており、話し合いや交流の場等、福祉連絡会の構成員の意識が高まっている。しかし、モデル事業を全自治会に展開していくにはあまりにも時間がかかると見られる。</p> <p>◎25年度、モデル地区指定事業での実践等をもとに、小地域福祉活動や福祉委員の役割等を1つにした「見守り活動リーフレット」を作成し、福祉委員の研修をはじめ、福祉連絡会の実践の場などで活用しながら推進を図っている。</p> <p>◎福祉連絡会の会議や高齢者等への個別訪問、ふれあい喫茶やサロンなどの交流活動、学習会や懇談会等が、見守りにつながる取り組みとして福祉連絡会に提案しながら見守りネットワークの体制づくりを進めてきた。連絡会議（話し合い）は見守りの活動につながる大切な機会であるが、事業報告書等だけでは話し合いの内容が把握できない。</p> <p>◎第1期モデル地区の原福祉連絡会（波賀町）で訪問活動に活用している「見守りシート」や、第2期モデル地区の五十波福祉連絡会（山崎町）が実践している「ご近所ボランティア」など、福祉連絡会が進める見守り活動の新たな力やモチベーションが生まれている。</p> <p>◎福祉連絡会の活動強化として活動推進費（助成金）を渡し（26年度414万円）、自主的な活動を奨励しているが、活動費を有効に活用しながら見守り活動を実践している自治会が少ない。本会の定期的な点検（助言、アドバイス、地域まわり等）が出来ていないことも要因の一つ。</p> <p>◎市内164か所で行われている「ふれあい喫茶（132）・ふれあいサロン（32）」を実践しており、未実施の自治会にはコミュニケーションワーカー等が立ち上げ支援等を行い、活動に広がりを見せている。（23～26年度11か所立上げ支援）</p> <p>◎交流の場から、相談機能や困りごとをキャッチできる場として、ふれあい喫茶やサロンが機能出来ていない。交流の場からステップアップしていない自治会が多い。</p>	<p>◎全自治会の福祉連絡会組織化をめざす。未設置自治会への働きかけ。</p> <p>◎自治会の実情（人口規模、世帯数、高齢化率等）に応じた福祉連絡会のモデルの提案。</p> <p>◎福祉連絡会の構成員の意識の醸成。特に民生委員児童委員の福祉連絡会への関わり。</p> <p>◎設置のみで福祉連絡会が機能していない自治会への支援。</p> <p>◎モデル地区以外への関わりが弱い。全自治会に活動を広げていく提案が必要。</p> <p>◎活動推進費（助成金）の有効な用途の提案。財源の確保と見直し。</p> <p>◎福祉委員だけでなく福祉連絡会のメンバー全員が研修や実践できる機会づくり。</p> <p>◎福祉連絡会の話し合いシートや見守りシート等、活動できるカタチの提案。</p> <p>◎見守り活動が実践できていない自治会への支援。</p> <p>◎交流の場から、相談機能や困りごとをキャッチできる場として、喫茶やサロンのスタンスを推進を図る。喫茶やサロンのスタッフを対象とした研修や学習の場。</p>	<p>◎自治会と福祉連絡会の関係で、福祉連絡会の役員が自治会を動かすことはほとんどの自治会で無理である</p> <p>◎自治会長がトップになり福祉連絡会を組織化し一つになった。</p> <p>◎福祉連絡会の代表を自治会長だけでなく福祉委員の中から選んでいる。</p> <p>◎地域で活動や事業をしていくには“自治会”というキーワードは大きい。</p> <p>◎モデル地区で助成金を活用し活動が活発になり、福祉委員が勉強することで意識が向上した。</p> <p>◎見守りの必要な人に何かあったときにきちんとサポートできているよう念頭に置いて活動していくことが大切。</p> <p>◎困っている人にご近所ボランティアとして手を届かそうと思えば、自治会の困りごとを自治会長や隣保長が把握していないと前に進まない。</p> <p>◎ふれあい喫茶やサロンが交流の場からステップアップしていない自治会が多いということに同感した。</p> <p>◎ふれあい喫茶に自治会長も関心をもち、自治会の活動として位置づけていく必要がある。</p> <p>◎福祉委員が社協から任命されても、自治会内で受け入れられない。</p> <p>◎ほとんどの集落は自治会単位で動いており、そこへ福祉の部分をどう切り込んでいくか、役員がどのような目に向けていくか。</p> <p>◎自治会の将来を本気で考えているところは、必然的に福祉分野に専門的な役員を置いて取り組んでいる。</p> <p>◎自治会行事に村全体の参加があり福祉委員も加わって活動している。65～75歳位の年金世代が主力。</p>
1-2 自治会福祉連絡会の活動強化	<p>◎小地域福祉活動の担い手として「福祉委員」を自治会の隣保長を基本（自治会の実情に応じて）設置し（27年度782名）、特に山崎支部においては、合併後自治会に1名設置だったのが、棟数（隣保単位）設置に広がりを見せている（23～27年度48人増）。</p> <p>◎福祉委員にはさまざまな立場（一般住民、女性会、民生協力委員、隣保長、喫茶ボランティア等）の人たちが担い手として活動しており、福祉委員としての意識や活動にズレがある。</p> <p>◎福祉委員の役割等を学んでもらう機会として「福祉委員研修会」を毎年実施しているが、25年度まで支部ごとで計画しながら進めてきたが、26年度から4支部が同じテーマで研修が出来るよう計画を進め、市内の全福祉委員対象に研修の場を設けている（27年度251名/782名）。支部によって研修会の参加者数にバラつき（多い、少ない）があり、福祉委員への関心（福祉委員の位置づけや役割等）がまだまだ薄いのが現状である。</p> <p>◎小地域福祉活動のリーダーとして、福祉連絡会の代表者（自治会長等）や代表福祉委員が担っているが、リーダーの思いや考えで小地域福祉活動の実践（進み具合）にも大きく影響している。リーダーの養成（研修等）が計画的に出来ていないことも要因である。</p> <p>◎希望する自治会には公民館等へ伺い、福祉連絡会や懇談会、学習会を開催してきたが、全自治会まで広がりを見過せられず、一部の自治会に偏っている。（26年度12地区）</p>	<p>◎福祉委員活動マニュアルの作成。福祉委員としてどのような立場の人がなっても活動できる提案。</p> <p>◎福祉委員研修会の持ち方。開催頻度（シリアルズ）、開催時期、テーマ、内容、手法等。</p> <p>◎福祉活動者のリーダーの養成（福祉連絡会代表、代表福祉委員、ふれあい喫茶・サロンのリーダー等）</p> <p>◎福祉連絡会代表者の見直し。</p> <p>◎人口減少や高齢化など自治会内の担い手が不足している中で、福祉活動者の発掘と養成。</p> <p>◎計画的な学習会や懇談会の開催。本会からの積極的なアプローチ。</p>	<p>◎自治会と福祉連絡会の関係で、福祉連絡会の役員が自治会を動かすことはほとんどの自治会で無理である</p> <p>◎自治会長がトップになり福祉連絡会を組織化し一つになった。</p> <p>◎福祉連絡会の代表を自治会長だけでなく福祉委員の中から選んでいる。</p> <p>◎地域で活動や事業をしていくには“自治会”というキーワードは大きい。</p> <p>◎モデル地区で助成金を活用し活動が活発になり、福祉委員が勉強することで意識が向上した。</p> <p>◎見守りの必要な人に何かあったときにきちんとサポートできているよう念頭に置いて活動していくことが大切。</p> <p>◎困っている人にご近所ボランティアとして手を届かそうと思えば、自治会の困りごとを自治会長や隣保長が把握していないと前に進まない。</p> <p>◎ふれあい喫茶やサロンが交流の場からステップアップしていない自治会が多いということに同感した。</p> <p>◎ふれあい喫茶に自治会長も関心をもち、自治会の活動として位置づけていく必要がある。</p> <p>◎福祉委員が社協から任命されても、自治会内で受け入れられない。</p> <p>◎ほとんどの集落は自治会単位で動いており、そこへ福祉の部分をどう切り込んでいくか、役員がどのような目に向けていくか。</p> <p>◎自治会の将来を本気で考えているところは、必然的に福祉分野に専門的な役員を置いて取り組んでいる。</p> <p>◎自治会行事に村全体の参加があり福祉委員も加わって活動している。65～75歳位の年金世代が主力。</p>
1-3 小地域福祉活動の担い手づくり	<p>◎小地域福祉活動の担い手として「福祉委員」を自治会の隣保長を基本（自治会の実情に応じて）設置し（27年度782名）、特に山崎支部においては、合併後自治会に1名設置だったのが、棟数（隣保単位）設置に広がりを見せている（23～27年度48人増）。</p> <p>◎福祉委員にはさまざまな立場（一般住民、女性会、民生協力委員、隣保長、喫茶ボランティア等）の人たちが担い手として活動しており、福祉委員としての意識や活動にズレがある。</p> <p>◎福祉委員の役割等を学んでもらう機会として「福祉委員研修会」を毎年実施しているが、25年度まで支部ごとで計画しながら進めてきたが、26年度から4支部が同じテーマで研修が出来るよう計画を進め、市内の全福祉委員対象に研修の場を設けている（27年度251名/782名）。支部によって研修会の参加者数にバラつき（多い、少ない）があり、福祉委員への関心（福祉委員の位置づけや役割等）がまだまだ薄いのが現状である。</p> <p>◎小地域福祉活動のリーダーとして、福祉連絡会の代表者（自治会長等）や代表福祉委員が担っているが、リーダーの思いや考えで小地域福祉活動の実践（進み具合）にも大きく影響している。リーダーの養成（研修等）が計画的に出来ていないことも要因である。</p> <p>◎希望する自治会には公民館等へ伺い、福祉連絡会や懇談会、学習会を開催してきたが、全自治会まで広がりを見過せられず、一部の自治会に偏っている。（26年度12地区）</p>	<p>◎福祉委員活動マニュアルの作成。福祉委員としてどのような立場の人がなっても活動できる提案。</p> <p>◎福祉委員研修会の持ち方。開催頻度（シリアルズ）、開催時期、テーマ、内容、手法等。</p> <p>◎福祉活動者のリーダーの養成（福祉連絡会代表、代表福祉委員、ふれあい喫茶・サロンのリーダー等）</p> <p>◎福祉連絡会代表者の見直し。</p> <p>◎人口減少や高齢化など自治会内の担い手が不足している中で、福祉活動者の発掘と養成。</p> <p>◎計画的な学習会や懇談会の開催。本会からの積極的なアプローチ。</p>	<p>◎自治会と福祉連絡会の関係で、福祉連絡会の役員が自治会を動かすことはほとんどの自治会で無理である</p> <p>◎自治会長がトップになり福祉連絡会を組織化し一つになった。</p> <p>◎福祉連絡会の代表を自治会長だけでなく福祉委員の中から選んでいる。</p> <p>◎地域で活動や事業をしていくには“自治会”というキーワードは大きい。</p> <p>◎モデル地区で助成金を活用し活動が活発になり、福祉委員が勉強することで意識が向上した。</p> <p>◎見守りの必要な人に何かあったときにきちんとサポートできているよう念頭に置いて活動していくことが大切。</p> <p>◎困っている人にご近所ボランティアとして手を届かそうと思えば、自治会の困りごとを自治会長や隣保長が把握していないと前に進まない。</p> <p>◎ふれあい喫茶やサロンが交流の場からステップアップしていない自治会が多いということに同感した。</p> <p>◎ふれあい喫茶に自治会長も関心をもち、自治会の活動として位置づけていく必要がある。</p> <p>◎福祉委員が社協から任命されても、自治会内で受け入れられない。</p> <p>◎ほとんどの集落は自治会単位で動いており、そこへ福祉の部分をどう切り込んでいくか、役員がどのような目に向けていくか。</p> <p>◎自治会の将来を本気で考えているところは、必然的に福祉分野に専門的な役員を置いて取り組んでいる。</p> <p>◎自治会行事に村全体の参加があり福祉委員も加わって活動している。65～75歳位の年金世代が主力。</p>

<p>2-4 災害救援活動の強化</p>	<p>◎東日本大震災や約伊半島大水害、丹波市豪雨災害等への職員派遣やボランティアバスの運行、救援物資の提供、義捐金や支援金の呼びかけなど、被災地への継続的な支援を行っている。 ◎2009年豪雨災害や東日本大震災からの教訓として、災害救援ボランティア活動支援マニュアルの見直し（23年度）、災害ボランティアセンター模範訓練の実施（25年度～）、災害ボランティアの養成（26年度～）、災害救援基金の積み立て（23年度～、年100万積立）など、計画に沿って推進。 ◎模範訓練では、防災倉庫に備蓄の機材や備品等の確認も合わせて確認し、必要な備品等について購入し計画的な備蓄を行っている。 ◎24年度、大規模災害時の教訓をもとに、災害時が発生し、事業継続が困難になる危機的状況への対応策を講じたため、「宍粟市社協事業継続計画（BCP）」を策定し、平常に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めた。 ◎27年度、宍粟市と本会で「災害ボランティアセンター」に関する協定を締結し、これにより大規模災害が起きた場合、宍粟市からボランティアセンター設置の要請を受け運営していくことになった。</p>	<p>の問題である。 ◎自治会によりきまちなとして、反省と課題の抽出（次につづく）。 ◎市と連携した災害救援活動強化（訓練等）。 ◎住民向け災害学習の場づくり、福祉連絡会での学習会や懇談会等。 ◎災害救援マニュアルやBCPの定期的な見直し。 ◎救援活動のための財源の確保。 ◎各支部の要援護者台帳の整理（様式の統一を図る） ◎災害ボランティア登録など体制の整備。ボランティアの養成。</p>	<p>◎自治会によりきまちなとして、反省と課題の抽出（次につづく）。 ◎市と連携した災害救援活動強化（訓練等）。 ◎住民向け災害学習の場づくり、福祉連絡会での学習会や懇談会等。 ◎災害救援マニュアルやBCPの定期的な見直し。 ◎救援活動のための財源の確保。 ◎各支部の要援護者台帳の整理（様式の統一を図る） ◎災害ボランティア登録など体制の整備。ボランティアの養成。</p>	<p>◎東日本大震災や約伊半島大水害、丹波市豪雨災害等への職員派遣やボランティアバスの運行、救援物資の提供、義捐金や支援金の呼びかけなど、被災地への継続的な支援を行っている。 ◎2009年豪雨災害や東日本大震災からの教訓として、災害救援ボランティア活動支援マニュアルの見直し（23年度）、災害ボランティアセンター模範訓練の実施（25年度～）、災害ボランティアの養成（26年度～）、災害救援基金の積み立て（23年度～、年100万積立）など、計画に沿って推進。 ◎模範訓練では、防災倉庫に備蓄の機材や備品等の確認も合わせて確認し、必要な備品等について購入し計画的な備蓄を行っている。 ◎24年度、大規模災害時の教訓をもとに、災害時が発生し、事業継続が困難になる危機的状況への対応策を講じたため、「宍粟市社協事業継続計画（BCP）」を策定し、平常に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めた。 ◎27年度、宍粟市と本会で「災害ボランティアセンター」に関する協定を締結し、これにより大規模災害が起きた場合、宍粟市からボランティアセンター設置の要請を受け運営していくことになった。</p>	<p>◎自治会によりきまちなとして、反省と課題の抽出（次につづく）。 ◎市と連携した災害救援活動強化（訓練等）。 ◎住民向け災害学習の場づくり、福祉連絡会での学習会や懇談会等。 ◎災害救援マニュアルやBCPの定期的な見直し。 ◎救援活動のための財源の確保。 ◎各支部の要援護者台帳の整理（様式の統一を図る） ◎災害ボランティア登録など体制の整備。ボランティアの養成。</p>
--------------------------	---	---	---	---	---

推進目標3 地域での暮らしを支えるためのつながりづくりを進めます

活動項目	2次計画の総括（進捗状況）・評価	問題・課題等	委員からの意見等
<p>3-1 総合相談事業の強化</p>	<p>◎24年度から相談ケースの共有化を図るため、ネットワーク上に相談内容を記録する「総合相談受付カードシステム」を導入（24年度262件、25年度193件、26年度156件）。相談の記録には有効な手法となっているが、支部間や職種間の相談内容の共有が図れておらず、システムの有効な活用にはまだまだ至っていない。 ◎25年度まで主任結婚相談員連絡会（年6回）を開催していたが、現在は実施しておらず、結婚相談員研修会（年1回）や支部間合同会議（年2回：山崎・一宮、年1回：波賀・千種）を行いながら、相談員の意識の向上、支部間の相互連絡や情報交換の場の充実を図っている。 ◎24年度末で心配ごと相談をやめ、25年度から無料弁護士相談（19年度開設）を2ヶ月に1回開設し、より専門的な助言を必要とする方のニーズに対応している。毎回6～8名の定員はすぐに埋まり、心配ごと相談を包括した取り組みとしてニーズが高まっている。 ◎24年度に「総合相談ガイドブック（パンフレット）」を全戸配布し、市内の相談窓口の情報を発信した。その後、点検（修正等）等行うことなく現在に至っている。 ◎介護・福祉、結婚、法律等、各相談において対応はしているものの、すべての相談において対応できる体制となっていない。第2次計画の中で、社協内の各部門が連携して住民の困りごとや課題に取り組みするよう「地域生活支援会議」の設置を進めているが至っておらず、総合的な地域生活支援体制の強化が図れていない。</p>	<p>◎災害受付システムでのタイムリーな相談内容の入力、情報共有のツールとしての意識、相談内容の分析をしっかりと行う。 ◎総合相談体制の仕組みが思い描けていない。現状を整理し今の体制で欠けているところの点検。 ◎出会いサポートセンターも含めた結婚相談窓口の強化。社協らしい結婚相談のあり方の検討。 ◎結婚相談員同士の情報交換の場づくり（合同会議の定期開催）。 ◎ガイドブックの点検と活用。見直しと修正。 ◎社協内の各部門の連携。相談システムも含めた意識の醸成。</p>	<p>◎相談カードの情報はいろんなところから集まってくるが、保管の方法や閲覧のルールはどうなのか。 ◎相談内容をまとめたものをグラフィ化したようなものがあるか。 ◎どこまで相談をあげるのか難しい。何でもあげれば良いというものではない。結果相談件数に反映している。 ◎相談をタイムリーに入力出来ない。 ◎個人情報であるため、インターネットに繋がらないシステムを今後考えていく必要がある。 ◎打ち込んだ相談から次への展開が何か見えていなければ活用できるが、そこで完結してしまうイメージを職員がもっているのではないか。次へというところが一番大事である。 ◎相談は難しい。どこで切るのか、第三者から見ても境界目が見えない。 ◎第3次計画では個人情報保護を横にどうつなぐか、どのようなルールにするのか、行政とどうコミットしていくのか課題である。</p>
<p>3-2 権利擁護活動の推進</p>	<p>◎「福祉サービス利用支援事業」は、22年度から専任の相談員を配置しており、26年度の相談件数は645件（23年度から312件増）、利用件数は23件（23年度から12件増）、生活支援員の派遣回数は439回（23年度から297回増）と増加の一途を辿っている。同事業の生活支援員は7人（山崎2、波賀3、千種2）である。 ◎25年度に、業務研究会第1班の研究をきっかけに、地域包括支援センターと福祉サービス利用支援事業や成年後見制度について情報交換や研修会を実施し、宍粟市における「成年後見支援センター」設置の必要性について話し合いを進めている。 ◎26年度に、西播磨圏域（4市3町）において、成年後見支援センターの共同設置に向けた「西播磨圏域成年後見支援センター」の設置をめざす準備会に出席し、協議の結果、平成28年4月を目途に2つの市社協に設置が決定した。 ◎社協顧問弁護士の設置については、弁護士費用も含め検討したが進展がない。</p>	<p>◎地域包括支援センターとの連携の強化。定期的な情報交換の場（連絡会の開催）。 ◎社協における法人後見のあり方検討と準備。 ◎西播磨内市町社協との顧問弁護士設置における検討の場。</p>	<p>◎相談カードの情報はいろんなところから集まってくるが、保管の方法や閲覧のルールはどうなのか。 ◎相談内容をまとめたものをグラフィ化したようなものがあるか。 ◎どこまで相談をあげるのか難しい。何でもあげれば良いというものではない。結果相談件数に反映している。 ◎相談をタイムリーに入力出来ない。 ◎個人情報であるため、インターネットに繋がらないシステムを今後考えていく必要がある。 ◎打ち込んだ相談から次への展開が何か見えていなければ活用できるが、そこで完結してしまうイメージを職員がもっているのではないか。次へというところが一番大事である。 ◎相談は難しい。どこで切るのか、第三者から見ても境界目が見えない。 ◎第3次計画では個人情報保護を横にどうつなぐか、どのようなルールにするのか、行政とどうコミットしていくのか課題である。</p>

<p>3-3 地 域 福 祉 サ ー ビ ス の 開 発 ・ 実 施</p>	<p>◎24年度から、理事と職員が4つの班に分かれ「役職員業務研究会」を設置し、2次計画の重点事業を推進するため調査や研究を行い、新たなサービスや事業の開発を進めている。</p> <p>◎25年度に、業務研究会第3班が、波賀北部地域と山崎町小茅野の2か所で開催した懇話会で、生活での困りごとやニーズの聞き取り調査を実施。交通の便の悪さや近くで食料などが買えないといった声など、買い物支援の必要性を確認し、神河町社協での買物支援の取り組み等を参考に、買い物支援サービス「お出かけ号」の試行的運行を実施。</p> <p>◎業務研究会第4班が、24年度から「ご近所ボランティア」を先駆的に進めている泉外や市内の実践等を元に研究を進め、第2期モデル地区の山崎町五十波福祉連絡会「e生活応援隊」や、第1期モデル地区の原福祉連絡会などのご近所ボランティアの活動に広がりを見せている。会員登録制たすけあい活動についても合わせて研究を進めている。</p> <p>◎業務研究会第2班は、25年度、配食サービスの利用者や介護支援専門員等へのアンケート調査や、市内弁当業者などへ「毎日配食サービス」について調査を行い、26年度、市内配食サービスを紹介したパンフレット（試作）を作成したが配布までには至っていない。</p> <p>◎「生活支援のための移送サービス」と「福祉施設と連携した地域福祉サービス」については着手しておらずに開発に至っていない。</p>	<p>◎介護保険制度改正を踏まえた生活支援サービスのあり方について、社協からの検討と発信が必要。</p> <p>◎買い物サービス、ご近所ボランティア、毎日配食サービスなど、業務研究会が進めてきた研究について今後の進め方。</p> <p>◎着手していないサービスの研究について今後の進め方。</p> <p>◎お出かけ号やご近所ボランティアなど事業化していった取組みの点検と検証。</p> <p>◎地域住民にとって必要となるサービスの検討（開発の前に）。</p>	<p>◎業務研究会3班が取り組んだ3-3の限界集落化地域への支援は3-4で展開（お出かけ号）されている。研究でなくマニュアル化が必要。</p> <p>◎市の公共交通の再編計画もあり、お出かけ号については、ニーズに基づいた取り組みにする必要がある。</p> <p>◎お出かけ号の参加者が少ないのは、やり方に問題があるのではないかと。（時期、頻度等）</p> <p>◎お出かけ号は、社協らしい履しさにあふれる事業だと感じている。人が少ないからと言って簡単にやめる訳にはいかないのでは。</p> <p>◎お出かけ号は、買い物だけでなく介護予防も含めた場を車という形で考えている。</p> <p>◎市内配食パンフレットについて、今年度中に完成し配布の予定である。</p> <p>◎パンフレットはケアマネジャーや生活支援コーディネーターや家族が活用できるものを目標に作成した。</p> <p>◎限界集落は、今後もっと厳しい状態になる可能性があり、今後大きなキーワードになる。</p> <p>◎本来の総合相談の窓口は専門相談も含め全部が集まりその担当が対応していくものであり、今回の計画の位置づけはイメージが違う。</p>
<p>3-4 限 界 集 落 化 し て い く 地 域 の 福 祉 活 動 の 推 進</p>	<p>◎地域拠点型サービスの研究には至っていないが、第5回地域福祉のつどい（H27.2）で報告のあった、「土万ふれあいの館」や「鷹巣活性化委員会」の取り組みは、地域拠点を活用した実践であり、これからのサービス開発への大きなヒントとなっている。</p> <p>◎23年度から、出前介護予防教室として、通所介護予防事業指導員等の専門職が、限界集落化していく2つの地域（波賀北部地域と山崎町小茅野…各地域2ヶ月に1回程度）へ出向き、健康体操やレクリエーション等の介護予防プログラムを提供している。</p> <p>◎「元気な地域づくり懇話会」を、25年度に波賀北部地域（第6ブロック）と山崎町小茅野で、26年度に千種町下河野で行い、生活での困りごとやニーズの聞き取り、今後地域で大切にしていきたいことなど意見交換を行った。</p> <p>◎26年度から、「暮らしの何でも相談所」を開設し、出前介護予防教室やふれあいいいサロン時に、職員が公民館に出向き、相談窓口を設け専門職が住民からの相談に対応できる体制づくりを進めているが、声の拾い上げもまだまだであり仕組みまで至っていない。</p> <p>◎25年度、懇話会から出た声を反映した取り組みとして、買い物送迎サービス「お出かけ号」を試行運行。26年度からは社協の事業に位置づけ、お盆と正月前の年2回実施しているが、参加者も少なくお出かけ号が定着していない。</p>	<p>◎住民参加の効果的で効率的な福祉サービスの研究と開発。</p> <p>◎兵庫県内の地域拠点となる場の発掘と検討。社会資源の把握。</p> <p>◎出前介護予防教室での新たな地域への関わり（アクション）。</p> <p>◎限界集落化地域の住民の声を反映した活動を進めるための定期的な懇話会の開催。</p> <p>◎暮らしの何でも相談所の定着化。公民館等で気軽に相談が受けられる体制づくり。</p> <p>◎お出かけ号の利用しやすいサービスの検討（対象、運行範囲、頻度、時期等）。</p>	<p>◎お出かけ号は、買い物だけでなく介護予防も含めた場を車という形で考えている。</p> <p>◎市内配食パンフレットについて、今年度中に完成し配布の予定である。</p> <p>◎パンフレットはケアマネジャーや生活支援コーディネーターや家族が活用できるものを目標に作成した。</p> <p>◎限界集落は、今後もっと厳しい状態になる可能性があり、今後大きなキーワードになる。</p> <p>◎本来の総合相談の窓口は専門相談も含め全部が集まりその担当が対応していくものであり、今回の計画の位置づけはイメージが違う。</p>

推進目標4 社会福祉協議会の基盤強化を進めよう

活動項目	2次計画の総括（進捗状況）・評価	問題・課題等	委員からの意見等
<p>4-1 幅広い住民が協賛活動に参加できる仕組みづくり</p>	<p>◎本会が進める事業において、理事や評議員に参加を促しながら進めており、特に理事は、理事会をはじめ各支部の事業や会議、支部地域推進委員会への参画など幅広く関わっている。</p> <p>◎25年度、第4期経営検討委員会を設置し、組織機構改革案を提案。26年度から4課（総務課、生活支援課、地域支援課、介護福祉課）を新設。また、収入財源の確保や募金の新たな仕組みなどについても検討し、今後必要に応じて委員会を設置し協議を進める。</p> <p>◎本会への理解や協力を求める一つとして会員制度（一般会員・賛助会員）があるが、一般会費については会員名簿を作成しており、住民からは強制加入との声が多く聞かれるなど、社協への理解者が薄まっている。理由として、あらたな世代や年齢層の社協活動への関わり、寄付の文化や社協活動への理解の希薄等が考えられる。</p> <p>◎毎月発行の社協広報紙「こんにちは！社協です！」や各支部年2回発行の「かわら版」では、住民が主役の、読んでもらえる、見てもらえる紙面づくりをめざしている。また、27年度からホームページをリニューアルし、より開かれた社協活動や福祉活動の情報開示に努めている。</p> <p>◎住民の声やニーズ等が気軽に聞ける手法として「ご意見箱の設置」なども検討し、試行的に実践をしているものの、声を聞く仕組みまでには至っていない。</p> <p>◎24年度に新設した「役員業務研究会」は、2次計画の重点事業の調査・研究を進める役割を担い、合わせて理事と職員のパートナーシップの強化につながっている。27年度も4班に分かれた新たなテーマで研究を進める。</p>	<p>◎社協会費の使途も含めて、寄付の文化や社協活動への理解等、あらたな世代や年齢層へのアプローチをどのように進めていくのか。</p> <p>◎募金や会費への理解が薄まっている。あらためてお互い様の考えを発信していくことが必要である。</p> <p>◎多くの市民が広報紙に登場できる紙面づくりに果たせているのか。</p> <p>◎タイムリーな情報発信（広報紙、ホームページの活用）となっているのか。</p> <p>◎3次計画の策定に合わせた業務研究会の取り組みと役割。</p>	<p>◎社協独自の課題として、職員のスリム化、業務自体もスリム化・効率化して、経費削減できないかが大事な部分である。</p> <p>◎市民の浄財への理解と有効な活用のための政策、戦略を目玉として考えていく必要がある。</p> <p>◎職員の人件費・人事の構成について経営検討委員会などで専門的な人に入ってもらっていただき改革する必要がある。</p> <p>◎会費・各種募金額は年々減少している。介護保険事業も収支が厳しい。</p> <p>◎財源は社協として辛いところ。依頼も自治会長におんぶにだっこである。地域住民の意識改革が必要である。</p> <p>◎善意銀行は現状維持の取り組みをしていくことが大事で、香典返しの見直しなどが大事である。</p> <p>◎山崎でも相当減っているが、一宮・波賀でも影響が出ている。1か月平均100万円を維持するような形でやれば大丈夫である。</p> <p>◎共同募金は人口も減っており金額も減っている。対応策をこれから考える必要がある。</p> <p>◎各支部に地域福祉推進委員会があるが、かわら版が中心で支部ごとの計画策定の議論まではなっていない。</p> <p>◎合併して大きくなってほしいところは、旧町を大切にしていきたいためには、旧町単位の支部計画が必要である。</p> <p>◎昔と比べて地域と社協のつながりも増えている割にはお金（募金等）が出たがらない。</p> <p>◎事業自体のスリム化・効率化とあるが、手を抜くわけにはいかない中で財源はどうやっていくのか。</p>
<p>4-2 支部地域福祉推進委員会の活性化</p>	<p>◎支部地域福祉推進委員会の主な取り組みとして、「支部かわら版（支部だより）」を年2回発行。委員会で選任された編集委員（かわら版編集委員会）を中心に取材や執筆等を行い、各支部に到着した身近な情報や話題の提供として、毎月発行の社協広報紙とともに定着している。</p> <p>◎支部によって委員会の進め方もさまざまで、徐々にではあるが委員会が話し合いの場になっている。しかし、各支部で中長期的に進めていく事業や取り組み（支部地域福祉推進計画の策定）についての議論にまで広がりをみせていない。</p> <p>◎26年度、千種地域福祉推進委員会では、あらたな取り組みとして、地域のつながりを深める機会を作るために「ここあったかカフェ（カフェ形式の学習会）」を開催し、住民同士の意見交換の場を設けた。委員会で協議し27年度2回開催の予定である。</p> <p>◎市内（各支部）には、行政が進める「まちづくり協議会」や「まちづくり推進委員会」等、同等の組織があるため、委員会が住民にとって分かりにくい組織となっている一面がある。</p>	<p>◎各支部での声や理事等にあがっていない。理事会の報告事項など、声をあげる機会が必要である。</p> <p>◎委員会の特徴（色）を、委員や住民にどのように出していくのか（かわら版にかわるもの）。</p> <p>◎28年度、生活支援コーディネーターや協議体の運営を本会が受託する方向で進んでいる中で、委員会の役割や位置づけ。</p> <p>◎支部地域福祉推進計画を委員会で策定することは難しく、第3次地域福祉推進計画と並行して策定していく必要がある。</p>	<p>◎地域福祉推進委員会があるが、かわら版が中心で支部ごとの計画策定の議論まではなっていない。</p> <p>◎合併して大きくなってほしいところは、旧町を大切にしていきたいためには、旧町単位の支部計画が必要である。</p> <p>◎昔と比べて地域と社協のつながりも増えている割にはお金（募金等）が出たがらない。</p> <p>◎事業自体のスリム化・効率化とあるが、手を抜くわけにはいかない中で財源はどうやっていくのか。</p>
<p>4-3 地域福祉活動財源の安定的確保</p>	<p>◎25年度、第4期経営検討委員会を設置し、会費や募金等の増額案や年間依頼回数削減につながる取り組みなど、住民の負担を増やさず中長期的に確保していくように確保していくのが検討した。</p> <p>◎26年度、地域福祉活動財源である「善意銀行預託金」が23年度（1702万円）と比較すると400万円減少し、また、「共同募金配分金」も778万円（23年度833万円）と800万円を割り込んでいる。</p> <p>◎25年度の中間報告では、介護保険事業の一定の収益（1327万円）があり、地域福祉活動財源として活用できる見通しが出ていたが、26年度は、前年度に比べ963万円の減益となり、地域福祉活動の財源化が難しくなっている。</p> <p>◎あらたな収益事業について検討できていない。第2次計画の中で着手できていない項目（取組み）となっている。</p> <p>◎赤い羽根共同募金で市内の企業（コンビニ等）等に募金箱の設置を行っているが、期間が限られており、年間を通して募金箱の設置とはなっていない。</p>	<p>◎地域福祉活動の自主財源が減少していき、中々で、事業の見直しや経費削減率を考えると、メニューの精査など喫緊の課題である。</p> <p>◎福祉活動を充実させるために募金等の使途を明らかにする見せ方や使い方の検討。</p> <p>◎自主財源（収益事業等）の確保方策について、重点的な検討する必要がある。</p>	<p>◎地域福祉活動の自主財源が減少していき、中々で、事業の見直しや経費削減率を考えると、メニューの精査など喫緊の課題である。</p> <p>◎福祉活動を充実させるために募金等の使途を明らかにする見せ方や使い方の検討。</p> <p>◎自主財源（収益事業等）の確保方策について、重点的な検討する必要がある。</p>

<p>4-4 職員の育成と研修強化</p>	<p>◎19年度に導入した人事考課制度では、人事考課の運営上の課題や評価シートの見直しを毎年行い、24年度から考課者が同じ目録やレベルで考課できるように研修会を実施。26年度からは目標考課も導入し、人材育成を主眼にした考課を継続的に実施している。</p> <p>◎24年度に、中央市社協職員研修制度の構築（OJTの推進）として、「職場研修体系プロジェクトチーム」を作り、職場研修の全体像を作成した。しかし、部門ごと（地域福祉、介護等）の具体的なプログラムを立てるところまで至っていない。</p> <p>◎法人全体では、社会的情勢や制度の動き等を踏まえた研修を実施。「新任職員研修（毎年実施）」「東日本大震災活動レポート」第2次計画（つながりふくしプラン）「新会計基準」「人事考課」「個人情報保護」「生活困窮者自立支援法」など、職員の質的向上を図るための研修の場を設け、27年度には、介護保険制度改正に伴う「総合支援事業への移行と生活支援コーディネーター」についての研修会を行った。</p> <p>◎26年度、介護保険部門では、全体（2回）と部門ごと（居宅11回・訪問介護31回・訪問入浴2回）の内部研修を行い、専門性を高めることに努めている。地域福祉部門では、計画的な実施に至っておらず、専門性を高める場が作られていない。</p>	<p>◎人事考課の考課者研修を行っているが考課の基準（レベル）の統一が図られていない。</p> <p>◎目標考課の捉え方が職員により開きがあることから、人材育成につながる目標の設定が課題。</p> <p>◎法人全体の研修は、事務局長を中心に計画しており、あとに続く職員が計画して行くことが重要。</p> <p>◎職場研修体系図をもとにした部門ごとのプログラムを構築。特に地域福祉部門の年間を通じた計画的なスキルアップの機会づくり。</p>	<p>◎地域差があるが、募金等の減収は全国的なものであり、自治会や婦人会の協力があつたところは減りが激しい。</p> <p>◎会費や共同募金は、都市部の方が関心が少なく、会員も少ないような気がしていた。</p> <p>◎社協の場合、委託事業が多いので効果が上がらない。収支のバランスを取りながら少し余裕のある環境を作らなければならない。</p> <p>◎財源の話が出てはいるが、住民は社協組織を分かっているようだが、説明していない。自治会の総会等で説明して広めていかないといけない。</p> <p>◎会費の全体会計の比率は少ないが、問題は長期に低減化していること。中央市は他の市町に比べれば頑張っている方である。</p> <p>◎事業や活動の計画になるが、前提になるのが資金と人材の問題であり、その位置づけをどうするのかが。</p> <p>◎以前は自治会別懇談会で市内各自治会を回ったが、社協離れが進んでいる中でもう一度そのようなことをしなければならぬ時期が来ているのでは。</p>
<p>4-5 安定した介護保険事業経営をめざす取組</p>	<p>◎介護事業リーダー会議（介護福祉課長、居宅4、訪問介護2、訪問入浴1、相談支援センター1）を毎月開催しており、各部門の介護サービスに従事するリーダーとして業務改善に向けた協議の場となっている。</p> <p>◎地域福祉活動財源の安定的確保（4-3）にもあっているが、26年度、介護保険事業は全体で364万円の赤字となったが、前年度に比べ963万の減益となった理由として、訪問介護サービスや訪問入浴サービスの訪問系のサービスが赤字となったことが要因となっている。</p> <p>◎全社協の経営診断を毎年受診しているが、全国でも受診協力が少なく全国的なデータが乏しく基準がわからない。しかし、受診することで、現在の経営状況（26年度は厳しい結果）に合わせ、情勢や情報が入ってくるメリットもあることから、今後も診断を受けていく。</p> <p>◎職員の育成と研修強化（4-4）にもあっているが、26年度、居宅（ケアマネジャー）では、担当支部による事例検討を行い（11回）、スキルアップ（資質の向上）に努めている。</p> <p>◎21年度から市内や本会で活躍するホームヘルパーの養成と確保に努めるため「介護職員初任者研修2級課程」を開講し（23年度11人、24年度19人）、25年度から「介護職員初任者研修」の資格に変わり、本会でも26年度から開講している（26年度11人）。27年度も受講者が12人に達し9月から開講する。</p> <p>◎介護職員初任者研修では、本会の介護福祉士やケアマネジャーが講師として、受講者に介護の知識と技術を指導している。（職員の育成と研修強化（4-4）にも関連）</p>	<p>◎リーダー会議により横のつながりが出来つつあるが、職種間の更なる連携が必要。</p> <p>◎26年度の大幅な減益への危機感を全職員が感じている。現実としっかり向き合うこと。</p> <p>◎経営診断の結果を業務改善にどのように活かすか課題。</p> <p>◎他事業所のケアマネジャーや施設等へ訪問系や通所系サービスの積極的なPR（知ってもらう）。</p> <p>◎現職のケアマネジャーに加え、有資格者も参加できるスキルアップの場づくり。</p> <p>◎初任者研修でのホームヘルパー養成の役割を果たしていく中での本会への人材確保。</p>	<p>◎地域差があるが、募金等の減収は全国的なものであり、自治会や婦人会の協力があつたところは減りが激しい。</p> <p>◎会費や共同募金は、都市部の方が関心が少なく、会員も少ないような気がしていた。</p> <p>◎社協の場合、委託事業が多いので効果が上がらない。収支のバランスを取りながら少し余裕のある環境を作らなければならない。</p> <p>◎財源の話が出てはいるが、住民は社協組織を分かっているようだが、説明していない。自治会の総会等で説明して広めていかないといけない。</p> <p>◎会費の全体会計の比率は少ないが、問題は長期に低減化していること。中央市は他の市町に比べれば頑張っている方である。</p> <p>◎事業や活動の計画になるが、前提になるのが資金と人材の問題であり、その位置づけをどうするのかが。</p> <p>◎以前は自治会別懇談会で市内各自治会を回ったが、社協離れが進んでいる中でもう一度そのようなことをしなければならぬ時期が来ているのでは。</p>

4つの推進目標とともに進めている宍粟市社協の事業総括（進捗）・評価	問題・課題等	委員からの意見等
<p>【委託事業・補助事業等】</p> <p>◎配食サービスは、23年度から4年間で1,694食減少している（26年度15,981食）。原因として利用者の入院・入所、デイサービスの利用が増えたなどの理由があげられる。26年度には、材料費の増加（消費税増税の影響も）等から、利用料を1食400円（100円増）に改定し実施している。</p> <p>◎外出支援サービス事業（市補助事業）は、23年度から4年間で3,199回減少している（26年度5,535回）。原因として、市内に指定業者（タクシードライバー）が増えたことがあげられる。合わせて、28年度から外出支援サービスを社協の業務から外し、タクシードライバーへ全面的に委託する方向である。</p> <p>◎福祉有償運送事業（社協独自事業）は、祝日の人口透析患者への対応や福祉施設への通所、市外医療機関の診察等、外出支援サービスで対応できない部分の送迎をしており、23年度から4年間で1,204回増加している（26年度2,557回）。その仕組みや制度設計から赤字となっている。赤字解消策として、26年度には30分500円を1,000円に料金改定を行い、27年度には迎車回送料金（1キロごとに80円）を適応している。</p> <p>◎市の委託を受けて、介護予防普及啓発事業（1次予防一お達者クラブ）と通所型介護予防事業（2次予防）を各支部で実施しており、23年度から4年間で1次と2次を合わせて153人増加と横ばいの状況である（26年度8,743人）。また、2次予防では、利用者を市が決定するため各即の担当職員の裁量により利用者数に影響している。</p>	<p>◎配食サービス対象者の把握と利用促進。各支部週2回のサービス実施（利用者が同じ条件で活用できるサービスづくり）。</p> <p>◎調理・配食ボランティアの減少や高齢化。新しいボランティアの確保。</p> <p>◎地域公共交通再編計画（コミュニティバス等）の中で、28年度以降の外出支援サービスの充実（タクシードライバーの対応）。</p> <p>◎福祉有償運送事業では、利用者の負担増が否めず今後の対応に更なる協議が必要。</p> <p>◎27年度の介護保険制度の改正で1次予防2次予防の枠が取り払われる中で、28年度以降の介護予防事業のあり方。</p>	<p>◎人件費の問題では赤字の原因の一つは外出支援であり、26年度は270万円の赤字になっている。</p> <p>◎配食サービスは収入850万円に對して費用が1240万円円で400万ほどの赤字である。</p> <p>◎介護予防事業は1次と2次と分けてやっているが430万円の赤字であり原因は人件費である。</p> <p>◎外出支援・配食・介護予防を少し見直せば、落胆することではないが、事業の見直しやスリム化を含めてやってみてほしい。</p>
<p>【介護保険サービス】</p> <p>◎居宅介護支援事業は、21年度から4つの事業所すべてをケアマネジャー3人体制で運営してきたが、地域の状況による実績の違いが顕著になり、「やまさき」ではケアプランの契約を限度いっぱいまで受けている状況に対し、「はが」「ちくさ」では契約数を伸ばせず、27年度から「やまさき」4人「ちくさ」2人体制で運営している。</p> <p>◎訪問介護事業は、25年度から大幅な赤字が問題となり「みなみ」で702万円と大きな減収となっている。特に「きた」全体と「みなみ」北部の利用者は、短期入所利用の増加や入院、通所介護への移行等、訪問介護の利用が抑えられる傾向があり、あわせて訪問介護の新規利用が減少している。</p> <p>◎訪問入浴介護事業は、スタッフの専属化や、サービスの効率化をめざした運営により、増益による赤字幅は233万円縮小することになったが、依然354万円の赤字となっている。特に冬季は体調不良によるキャンセルも目立ち、利用者および利用数が増えている。</p> <p>◎通所介護事業は、新規利用が少ない状況が続いており、25年度から1,199万円の減収であり、その理由として、山崎や一宮で新たな小規模デイサービス事業所等が増え、利用者が事業所を選択できる状況になったことなどが挙げられる。また、短期入所を併用される利用者が増えたことで、延べ利用回数が増え振るわない状況となっている。</p> <p>【障害福祉サービス】</p> <p>◎障害者居宅介護・同行援護は、年々利用が増え、25年度から292万円の増加となっている。同行援護については、宍粟市内では受入れ事業者が少なく、従事者資格を取得したホームヘルパーが対応している。また、障害者（児）訪問入浴介護は、利用者が少ない（26年度実利用者1名）が、必要なサービスとして提供している。</p> <p>◎相談支援センター「ゆめびらん」を25年12月に開設し、障がいがあることで生活に困りごと（就労、福祉サービス等）を抱えている方やその家族等の生活を支援している。（計画件数：25年度54件、26年度44件）</p>	<p>◎地域に開かれた介護サービスの事業所として、地域（民生委員等）や関係機関（地域包括支援センターや市内外の介護事業所等）との連携の強化。</p> <p>◎介護報酬のマイナス改定を受けた介護サービス事業の経営努力。</p> <p>◎社協の訪問介護・訪問入浴介護・通所介護事業所の利用者の開拓と拡大。</p> <p>◎利用者の幅広いニーズへの柔軟な対応。（社協職員としての専門性の発揮）</p>	<p>◎配食サービス対象者の把握と利用促進。各支部週2回のサービス実施（利用者が同じ条件で活用できるサービスづくり）。</p> <p>◎調理・配食ボランティアの減少や高齢化。新しいボランティアの確保。</p> <p>◎地域公共交通再編計画（コミュニティバス等）の中で、28年度以降の外出支援サービスの充実（タクシードライバーの対応）。</p> <p>◎福祉有償運送事業では、利用者の負担増が否めず今後の対応に更なる協議が必要。</p> <p>◎27年度の介護保険制度の改正で1次予防2次予防の枠が取り払われる中で、28年度以降の介護予防事業のあり方。</p>

① 「第2期中央栗市地域福祉計画」における
市民アンケート調査結果の概要について（H27.9まとめ）

【調査目的】

中央栗市の市民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定する基本資料として活用するために実施。

【調査概要】

- 地域：中央栗市全域
- 対象：20歳以上の住民2,000人を地区別・年齢別に無作為抽出
- 期間：平成26年9月12日～9月26日
- 方法：郵送による配布回収
- 回収状況：配布数2,000件 有効回収数1,049件（有効回収率 52.5%）

中央栗市の現状と課題

(1) 地域の担い手について
ボランティア活動の経験がある市民は4割程度にとどまっており、優先して取り組むべきことは「地域の福祉活動を担う人材の育成と確保」が3割を超え高かった。
地域活動を活性化するためには、地域福祉を中心となって担う人材の育成や確保が重要。また、ボランティアなどの地域活動の担い手を養成する上で、子どもの頃から福祉教育や、高齢者や退職世代を含め、幅広い市民に福祉学習を提供していくことが必要。

⇒基本目標1「地域福祉を進める担い手づくり」

(2) 地域のつながりについて

市民が考える「地域」の範囲については、「自治会」が最も多く、次に「隣近所」「町単位」の順。優先して取り組みべきことは、「地域住民同士が助け合い、支え合う仕組みづくり」の割合が最も高かった。
総人口は減少傾向にある中、65歳以上の人口は増加しており、特に今後は後期高齢者が増加していくことが予想される。また、高齢者夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯が増加傾向にあり、ひとり親世帯についても母子世帯が増加傾向にある等、支援を必要とする世帯が増加している。

このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いの仕組みをつくっていくとともに、さまざまな手段によって地域の中で困っている人を支援する仕組みづくりが重要。

⇒基本目標2「地域で支え合う仕組みづくり」

(3) 福祉サービスについて

福祉サービスを利用している人は4割程度で、「介護保険サービス」が最も高く、「高齢者福祉サービス」「障がい者福祉サービス」「子育て支援サービス」の利用もあり、年代などによって異なっていることがうかがえる。地域福祉に関わる団体として、「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」の名称も活動内容知っている人は4割程度、「地域包括支援センター」については2割に満たない状況。

身近な地域で、さまざまな生活課題に対応したきめ細やかな福祉サービスを適切に受けられることができるよう、福祉サービスの提供の際に中心となる民生委員・児童委員や社協、地域包括支援センターなどの周知を図るとともに、提供体制を整えることが必要。

(4) 相談支援体制について

不安や悩み事の相談は、「家族、親戚、きょうだい」「友人」など個人的なつながりを基盤としたものを中心で、「市役所などの官公庁」などの相談機能を持つ公的機関の利用は1割未満にとどまっている。

こうした現状の中、相談体制については相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につなぐことや、初期相談体制の強化など、総合的に取り組んでいくことが必要。

また、相談窓口の周知などの福祉の情報提供について、「広報紙」や「知り合いを通して」の入手が多い傾向にあることから、地域でのつながりの中で人を介した情報提供の仕組みを検討するとともに、インターネットなどのIT技術の活用など、きめ細かな展開が求められる。

(3) (4) ⇒基本目標3「サービスが適切に受けられる仕組みづくり」

(5) 災害時に関することについて

今後、高齢化の進行によって、要介護認定者数も増加しており、災害などの緊急時に助けが必要となる方が増加が考えられる中、市民の防災意識の高揚と地域にある組織や団体などとの連携を図りながら、防災体制を強化していく必要がある。

(6) 暮らしやすさについて

現在住んでいる地域の暮らしやすさについて、「道路や交通機関等の使いやすさ」「病院など医療関係施設」「買い物などの利便さ」に対する不満が比較的高く、高齢者や障がいのある方などが地域で生活するためには、交通手段、道路、公共施設利用時の不便さの解消が重要な課題。

(5) (6) ⇒基本目標4「安全で安心なまちづくり」

② 「兵庫県老人福祉計画及び兵庫県介護保険事業計画」における
市民アンケート調査結果の概要について（H27.9まとめ）

【調査目的】

計画策定の基礎となる高齢者の身体や生活の状況、福祉ニーズ等の把握を目的に、市内にお住まいの一般高齢者と要介護等認定者を対象とした高齢者日常生活状況調査、及び高齢者のみ世帯を対象にした高齢者世帯調査を実施しました。

【調査概要】

【高齢者日常生活状況調査】

- 対象：兵庫県在住の65歳以上の高齢者2,000人（無作為抽出）
要支援・要介護認定者は、要支援1～2、要介護1～3が対象
- 時期：平成25年12月
- 方法：郵送による配布、回収
- 回答結果：配布数2,000件 回答数1,540件（回答率77.0%）

【高齢者世帯調査】

- 対象：高齢者のみ世帯の高齢者200人（無作為抽出）
- 時期：平成26年5月
- 方法：訪問による聞き取り調査
- 回答結果：配布数200件 回答数200件（回答率100.0%）

高齢者日常生活状況調査

- ① 配偶者や単身の子どもが介護している世帯が多く、家族介護の機能が低いと考えられるため、家族介護を支援するための介護サービス提供基盤の整備が必要。
- ② 関節の病気や高齢による衰弱を原因とする運動機能の低下予防は要支援認定の予防につながる
- ③ 認知症の早期発見・早期対応の仕組みを整備することが要介護認定の予防につながる
介護者の高齢化が進みつつあり、今後、さらに家族介護機能の脆弱化や介護負担の増加が予測されるため、家族介護を支援するための介護サービス提供基盤の整備が必要
- ④ 回答者の約5割が介護が必要になっても在宅での生活を望んでおり、暮らし慣れた在宅での生活が継続できる体制づくりが必要
- ⑤ 外出の控えや閉じこもりを防止するため、運動機能の維持・向上を目的とした予防策が必要
- ⑥ 「足腰の痛み」を予防・改善することは閉じこもり予防につながる。高齢者が定期的、継続的に運動に取り組める場作りが必要。
- ⑦ 転倒予防の幅広い啓発と実践につながる転倒予防対策が必要
- ⑧ 歯の痛み合わせの悪さは転び易さにつながるため、入れ歯と転倒予防に着目した啓発が必要
- ⑨ 今後は、認知症予防のため、認知症の早期発見・早期対応の仕組みを整備することが

必要

⑩ 老人クラブにおける市民全体の活動を検討するとき、圏域別の参加状況の違いに配慮が必要と考えられる

⑪ 必要

⑫ これまでも制度の周知を実施しており、高齢者の人権・権利を護る制度について一定程度認知度が高まっているが、制度を知らない人が知っている人を上回っているため、今後も周知を継続し、認知度をさらに高める必要がある

高齢者世帯調査

○健康観

高齢者のみ世帯の45.5%は健康であると回答している一方、25.0%は健康でない
と回答している

○見守り状況

高齢者のみ世帯の方の78.0%は、週1～3回の頻度で声かけを受けていると回答している。声かけの主体は、「子ども・その家族」が74.1%、「近所」が60.5%となっていて、高齢者のみ世帯の多くの高齢者は日常的に家族や地域に声かけを受けていることが伺える。この傾向は、単独高齢者に限っても同様の傾向。

一方、声かけをほとんど受けていない、もしくは月1～2回と回答している人が8.5%いて、地域から孤立している可能性のある人がいる事が伺える。このような高齢者を対象に見守りをおこなった声かけを行い、必要な支援につなげていくことが必要

○配食サービス利用状況

高齢者のみ世帯の方の14.0%が配食サービスを利用していると回答し、86.0%の人は利用していないと回答している。高齢者のみ世帯の多くの高齢者は、「いまは困っていないから」という理由で、配食サービスを利用していない状況。

ただし、今後の利用意向では、利用すると回答した人が45.0%となり、潜在的なニーズは一定数あることや、今後も利用しないと回答した人の理由が「今は困っていない」が多いことから、今後、高齢者のみ世帯の生活を支えていくため、配食サービスを充実させていくことが重要。

○日常生活支援（困りごと）

高齢者のみ世帯の方の68.5%が困りごとはないと回答している。困りごとの内容は、「電球や蛍光灯などの交換」（9.0%）、「買物」（7.5%）、「外出」（7.0%）などがあがっている。「買物」「外出」は、高齢者を孤立させないためにも支援が必要。

③ 「第4期宍粟市障害福祉計画」における
障がいのある人の生活実態調査結果の概要と今後の方向性について
(H27.9まとめ)

【調査目的】

障がいのある人の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的に実施。

【調査概要】

●対象：平成26年2月末現在、宍粟市に居住している障害者手帳所持者、自立支援医療

●期 間：平成26年3月7日～平成26年3月31日

●方 法：郵送による配布回収

●回収状況：配布数2,537件 有効回収数1,521件（有効回答率 60.0%）

将来もっと暮らしやすいようになるために必要なこと

- ・年金手当など経済的支援の充実
- ・障がい者が高齢になっても同じサービスが受け続けられるしくみ

福祉サービスがもっと利用しやすくなるために必要なこと

- ・どんなサービスがあるのかもっと情報がほしい
- ・利用の申請・手続き方法をわかりやすくしてほしい

今後充実してほしい情報

- ・福祉サービスの内容・利用方法に関する情報がほしい
- ・住まい・暮らしに関する相談・情報提供窓口に関する情報がほしい

福祉・生活に関する相談に希望すること

- ・どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい
- ・身近な地域で気軽に相談できるようにしてほしい
- ・個人情報他に伝わらないよう十分配慮してほしい

今後働き始めるために必要なこと

- ・仕事探しの相談・情報提供を充実してほしい

外出回数を増やすために必要なこと

- ・福祉タクシーなどによる送迎サービス
- ・外出時の介助・ガイド
- ・バスなどの交通機関が使いやすいようになること

独立して生活するために必要なこと

- ・困ったときにいつでの相談できる体制
- ・保健・医療サービス
- ・外出の手段

- ・差別や虐待などの不適切な扱いをなくすために必要な取り組み
- ・障がいや障がいのある人に対する理解を深める広報・啓発活動を行う
- ・学校などで障がい者に対する差別や偏見をなくす教育を行う

《課題のまとめ今後の方向性》

- 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化等への対応
 - ・多様化するニーズに対応できる適切なサービスの提供
 - ・親亡き後を見据えたサービスの提供体制の構築
 - ・地域において生活の場や活動の場の確保
 - ・ヘルパー等の人材育成

○就労支援の充実

- ・障がいに関わった職種・業務を増やし、就労意欲のある人を就労につなげる取り組みが必要
- ・企業や支援者の意識改革と就労継続に向けた取り組みが必要
- ・就労支援の充実に向けた支援体制の構築が課題

○施設入所者等の地域生活への移行

- ・住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくための基盤整備が必要

○包括的な相談体制づくり（生涯を通じた相談支援）

- ・生涯にわたって適切なサポートを受けられる体制づくりが必要
- ・その人らしい生活を継続支援するために、医療・介護・福祉・福祉・教育等の連携を図り、生涯にわたる一貫した支援体制を充実させていくことが必要

○障害のある児童への支援の充実

- ・放課後デイや保育所等訪問支援など、障がいのある児童の支援体制の強化
- ・子育て部門や教育・医療部門等の関係機関との連携が必要

○宍粟市地域自立支援協議会を中心とした支援の実施

- ・障がい福祉や地域福祉に関する機関との連携と県・西播磨圏域等の広域的な支援と連携・協力を得た地域自立支援協議会を中心に、地域ニーズや個別ニーズに合わせたシステムづくり・体制づくりが必要

④ 「第2次大栗市少子化対策推進総合計画」における
市民アンケート調査結果の概要について（H27.9まとめ）

【調査目的】

平成21年度に「大栗市次世代育成支援地域行動計画」を見直し、後期計画を策定するに
あたり、子育て世代の生活実態や子育て支援に関する要望・意見を把握するため、「大栗市
次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施。

【調査概要】

- 地域：大栗市全域
- 対象者：市内在住の就学前児童をお持ちの世帯（就学前児童調査）
市内在住の小学生児童をお持ちの世帯（小学生児童調査）
- 調査期間：平成21年2月27日～平成21年3月9日まで
- 調査方法：【就学前児童保護者 回収率 80.2%】幼稚園・保育所より配布、回収
在宅児世帯は郵送による配布、回収
【小学生児童保護者 回収率 93.3%】小学校より配布、回収

現状と今後の方向性

●子育てに関する悩み相談相手

- ・「近隣の友人・知人」が7割。「保育所・幼稚園の仲間」が3割。
- ・地域の子育て力が低下が指摘されているが、同じ立場にある人同士の間つながりは強い
- ・ママハウス（子どもが生まれる前から育児仲間作り・母性、父性を育てる）

●社会全体で支えるしくみづくり

- ・子育ての情報入手先「市の広報や施設の掲示板」が3割
- ・広報に「子育てパーク」「母子健康カレンダー」を毎月掲載、しーたん通信の活用
- ・「育児の方法が分からない」の割合が高くなっていて一子育てガイドブック作成
- ・子育てボランティアなど各団体を横断的につなぐ支援のネットワークづくり
- ・個々のサークル活動の支援、子連れも安全で楽しむ場
- ・経済的負担の軽減のニーズ
（「保育所・幼稚園にかかる費用負担を軽減」「医療費の軽減」が高くなっている）
- 広報・HPで制度の周知に努める

●就業構造の変化で子育てニーズが多様化

- ・H21～H30の10カ年を計画期間として、全中学校区で幼保一元化を推進
- ・多様な教育・保育、総合的な子育て支援（延長保育、一時預かり、障害児保育）

●放課後の子ども居場所づくり（活動拠点）

- ・放課後子ども教室（遊び・生活の場づくりを提供）
- ・地域の協力を得ながら地域の交流活動を促進

●支援が必要な子どもへ

- ・児童虐待防止対策（大栗市要保護児童対策地域協議会が対策にあたる）
- ・メンバーは民生・児童委員、幼稚園、保育園、学校、保健・医療、子ども家庭センター、
警察
- ・一人親家庭の自立（就労支援・相談支援、障がい児施策

●次代の親の育成・ワークライフバランス推進

- （安心して子育て・仕事を両立できるまちづくり）
- ・若者の出会いの場づくり（地域絡ぐるみで支援）
- ・社協の事業（大栗市出合いサポート事業）への積極的な支援
- ・男女共同参画講演会の開催、育児介護制度の普及啓発、子育て講座（父親が参加しやすい
土日）

●家庭や地域の教育力の醸成

- ・地域資源を活用した農業体験、ふれあい交流、世代間交流
- ・親子の図書館利用の推進、読書ボランティアの育成で地域で読書を通して子育て支援
- ・ブックスタート事業：読み聞かせで親子のふれあいを深める。10か月健診で給本配布

●若者の健全育成（就業形態の多様化・若者の自立の遅れ）

- ・フリーター、ニートが高水準で推移（自立しなくてはならない）
- ・学校・子育てボランティア・子ども会・自治会と連携し一層、地域ぐるみで
- ・学校、公共施設を拠点とし、地域人材や組織を活用（民生委員・児童委員）
- ・家庭、学校、企業（事業所）、地域が相互に協力し一体的に取り組み
- ・スポーツクラブ21（スポーツを通して交流・全小中学校区に設立している）

●子どもを守る安全の確保

- ・災害に対する基礎知識の習得（防災Cでの学習の機会・防災教育・避難訓練）
- ・学校では通学路安全マップが作成（交通安全教育）
- ・メール連絡システム（H19導入）、しーたん通信、子ども110番の家

●若者の流出（雇用の場）

- ・地産産業の振興・企業誘致・個人起業の推進
- ・大栗で新たに起業する人を支援し、雇用の機会拡大
- ・大栗の中小企業の経営安定をはかり、新規の融資

●居住環境の確保

- ・自治会が子どもと高齢者の遊び場として、広場の整備や遊具の修理を行う場合に助成
（4自治会）
- ・魅力ある公園づくり
- ・子育て世帯へ定住促進（市営分譲地は購入一部助成）

⑤ 「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」における

市民アンケート調査結果の概要について（H27.9まとめ）

【調査目的】

「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の実態、要望・意見等を把握することを目的に実施。

【調査概要】

- 地域：宍粟市全域
- 対象者：就学前児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「就学前児童」が
いる世帯・保護者（就学前児童調査）
小学生児童：平成25年10月1日現在、宍粟市在住の「小学生児童」が
いる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）の末子がいる全世帯
1,440件
小学生（6歳～11歳）の末子がいる世帯から1,000件を無作為抽出
- 調査期間：平成25年11月29日（金）～12月13日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収状況：配布数2,440件 有効回収数1,093件（有効回収率 44.8%）

宍粟市の現状と課題

(1) 子どもが健やかにはぐくまれる環境の充実が求められています

現状・課題

少子高齢化を背景とする子どもと家庭をめぐめる状況は、宍粟市においても日々変化してきています。県や国と比べると、高齢者の割合は年々高くなる一方、子どもの割合は県や国より若干高いものの、年々減少している現状です。

また、合計特殊出生率に関しても、県や国と比べると、差が縮小傾向にあり僅差で高くなっている現状です。このことから、出生数の減少スピードは速いと考えられます。

今後の方向性

宍粟市において安心して子どもを産み、大切に育てることができている環境を整備することが重要です。そして一人ひとりの子どもが健やかにはぐくまれるために、虐待、障がい、家族の状況等の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもと子育て家庭を支援することが今後必要となります。

(2) 地域・社会ぐるみでの子育て支援の取り組みが求められています

現状・課題

宍粟市では、子育てを支援するための様々な事業を展開しており、認知度は一定数ありますが、利用度と利用意向に関しては、事業によって差があり、利用しやすい環境を整備することが必要です。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、緊急時に子どもを預けられる親類や相談相手も持たず、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にみられます。国や県は核家族世帯の割合が減少傾向にあるのに対して、本市では人口減少とともに世帯数が増加し、核家族が増えている現状がうかがえます。

今後の方向性

子育て支援センターやファミリーサポートセンター等の子育て支援施設の整備・活用はもちろん、延長保育、一時預かり、各種健診事業等の制度に関する取り組みの拡充を図り、地域と行政が子育て支援の連携を高めていくことが重要です。

(3) 仕事と子育てを両立させる取り組みが求められています

現状・課題

宍粟市における核家族世帯の割合は、平成12年の50.1%から年々増加傾向にあり、今後とも核家族世帯の増加が予測されます。その中で、ひとり親と子どもの世帯が増加傾向にあります。

また、宍粟市の女性の労働力率は、県や国と比べても高い割合となっており、働く女性が増えていることも現状としてあげられることから、母親＝労働者であるという認識をもち、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが課題となります。

今後の方向性

仕事と子育ての両立支援に関して、母親のみを支援の対象として考えるのではなく、父親はもちろん、祖父母等の親族を巻き込んだ家庭のなかで、積極的に子育てに携わることのできる環境づくりや子育て世帯を周囲が応援する基盤を整備することが必要です。

アンケート調査

宍粟のことを考えてみましょう ～身近なこと・まちのこと～

【調査の目的】

第3次地域福祉推進計画の策定にあたり、宍粟の身近なこと・まちのこと（気になるところ、気になる人、いいところ、こんなまちに暮らしたい等）について調査を行い、その声を整理・分類し、計画に反映させることを目的に調査を実施。

【調査の方法】

第3次地域福祉推進計画策定作業部会メンバーが、策定委員と宍粟市社協職員（正規・常勤・非常勤）115人に、宍粟のことを考えてみましょうシートを配布し回収を行う。

【調査実施期間】 平成27年9月11日（金）～9月17日（木）

氏名()	
*宍粟のことを考えてみましょう。 ～身近なこと・まちのこと～	
気になるところ 気になる人 	自然がいっぱいの宍粟ですが、それ以外にいいところ、好きなどころ
↓	↓
こんなところをしたい	こんなまちに暮らしたい
宍粟市社会福祉協議会 第3次地域福祉推進計画 作業部会	

【 宍粟のことを考えてみましょう ～身近なこと・まちのこと～ 】

区分	気になるところ	気になる人	いいところ、好きどころ	こんなところにしたい、こんなまちに暮らしたい
① つながり	<ul style="list-style-type: none"> ・人のつながりが希薄 ・自治会の継続性 ・地域との関わりが薄い ・交流の場が少ない ・周辺部と中心部の格差 ・空き家、空き店舗の増加、利活用 ・空きバンク ・住民意識の低下 ・廃校、廃園による地域の衰退 ・廃校、廃園の利活用 ・放棄田の増加 ・荒地の増加 ・地域の集まる場がない ・個人情報共有と管理 ・サービス利用で家族と希薄に 	<p>【高齢者世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症のひとり暮らし高齢者 ・主人が亡くなった認知症の症状があるひとり暮らし高齢者 ・地域とのつながりが途絶えている男性ひとり暮らし高齢者 ・閉じこもりがちな高齢者 ・集落のいずれかに住んでいるひとり暮らし高齢者 ・高齢者世帯で外出できない人 ・子どもが出て行って帰ってこないひとり暮らし高齢者 ・日中ひとり暮らしの高齢者 ・同居家族はいるが実質は独居高齢者 ・買い物帰りに大きな袋を下げて国道沿いを歩いている年配の人 ・限界集落化していく地域の高齢世帯 ・高齢者ドライバー <p>【障がい者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人（精神） ・知的障がいのある子ども <p>【介護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身で親の介護をしている人（特に息子さん） ・未婚男性で親の介護をしている人 ・老老介護の世帯（男性介護者） <p>【困窮者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者 ・親の年金頼りに生活している50～60歳代の男性 ・仕事がない人 ・親族はいるが経済的援助が受けられない人 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おとなりさん」がある（もっと助け合い、声かけができるように） ・積極的な声かけができること ・困った時に隣近所で助け合える関係 ・ご近所づきあいが残っている ・留守を頼めるご近所がある ・住民同士のつながり（支え合いや助け合い）がまだまだある ・地域は高齢化しているが、近所づきあいもあり、助け合いの気持ちは強いとところが好きです ・持ちつ持たれつのお互いの思いがある ・隣近所の野菜や料理のおすそ分け ・人と人とのつながりがある ・地域の（人との）つながりが強い ・月1回は隣保で集まる地区が多い ・月に一度お大師講など気さくに相談できる場がある ・町中の人がお互いの事をよく知っている ・地域力の強さがある ・一度取り掛かったことは熱心に続ける ・村中で行事に参加してみんなで盛り上げる ・祭りがあることで、地元「残る」「帰ってくる」人が多い ・昔ながらの祭りと、催し物が受け継がれている ・昔ながらの伝統行事を大切にしている ・地域文化の継承 ・都会に比べてイベントや祭りごとが多い ・都会と違い人が少ないので学校などでひとり一人をよく見てもらえる 	<p>【居場所・拠点・生きがい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃校の利用（旧千種東小学校のように市民に開放する 老人ホーム、介護施設） ・社会的な居場所のある地域を ・近頃メディアでも古民家の活用で町おこしをしているところが多い。公民館とは違い温かさが感じられて、いつでも集える場が確保できれば人も集まっていくのでは？もちろん発信していくことは大切 ・いつでも気兼ねなく利用できる憩いの家が、各自治会にほしい（空き利用） ・・建物の維持費は市の助成で賄う ・商店街の古い民家や空き店舗を利用して、にぎわうまちに（もみじ祭り、藤祭りの時など、周りに店もない…） ・一人暮らしの人など、同じ心身状態の人たちが集まり、同じ家で楽しく共存できれば楽しい ・高齢者の活躍の場（仕事や趣味を生かして、地域に積極的に参加してもらえる場をつくる） ・若男女がそれぞれの役割と居場所のある町 ・長年の文化、風習を大事にしながらも新しい価値を生みだせるまち ・イベントを集中させて、宍粟フェスティバル・・・なんなら学校も休みにして、市全体のお祭りイベントで全員集まれる <p>【つながり・助け合い・支え合い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣保単位で、いつでも集まり、お互いが支え合って過ごせたらよい ・高齢化で一人暮らしの方が増えているので、地域の方で支え合えるようにしたい ・誰もが気兼ねなくSOSが言える関係性（環境）。困りごとを他人事で終わらせない、地域で話し合える場がある ・地域の福祉力を高めていけるまち ・人と人とのつながりを大切に、人にやさしいまち ・とても優しい宍粟の友達からもらった、やさしいぬくもりのあるまち ・ご近所と協力したい、元気で楽しく過ごせるように ・困った時に家族のように助け合える地域関係 ・地域の中で困っている人を支援する仕組み作りや、ご近所のボランティア活動が快くできる町 ・一人暮らしや高齢者の方が安心して暮らしていけるような町にしたい（例えば、見守りや話し相手、相談の、特技を生かしてサロンを開きたい）
居場所				
拠点				
生きがい				

区分	気になるところ	気になる人	いいところ、好きどころ	こんなところにしたい、こんなまちに暮らしたい
① つながり 助けあい 支え合い 居場所 拠点 生きがい	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化、高齢化 ・地域の担い手不足 ・若者の流出 ・障がい者と家族の高齢化 ・リーダーがいる自治会とそうでない自治会の差 ・ひとり親、共働き等の病児預かり ・住民パワーで活性化している地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりのリーダーとして頑張っている自治会長 ・定年Uターンされた高齢夫婦 ・独身の若者 ・未婚者 ・これから実業を担う若者 ・進学等で実業を離れた子どもたち ・遊び相手が近所にいない児童 ・近所づきあいの悪い人 ・近所づきあいの少ない人 ・地域のことに関心がない人 ・地域との関わりを拒む人 ・人の悪口を平気で言う人 ・相手の事を考えず傷つける言動をする人 ・異国の地から来て住んでいる人 ・出かける場のない人 ・元気な高齢者の方々 ・地域の役など負担が集中している人 ・地域の役割での役割の無い人 ・いつも笑顔で接する住民 ・引きこもり、不登校 	<ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りが元気 ・高齢になっても農作業ができるので元気な人も多い ・やさしい人が多い(おせっかいは含む) ・気さくな人が多い ・おばちゃんのパワーがすごい ・人情豊かな人柄 ・温かい人間性 ・思いやりのある人が多い ・田舎は人がやさしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が信頼し合って、声掛け、助け合える人づくり、コミュニティづくりが大切 ・隣の人の顔を知らないなんて事のない町 ・子どもからお年寄りまでお互い見守りができる市に ・子ども、若者から高齢者が集える場が沢山出来るといいと思う(多くの知恵や知識を持ったお年寄りの方々と自由に集まれる場所) ・子育てを地域で関わりの持てること ・障がいがある人も健康な人も安心して集える居場所づくり ・個々の自由や考え、価値観を大切にしながら、お互い様の気持ちで大切に考えられるまち ・個人情報を知りたがる、誰もが地域の事を知っており高齢者が気軽に交流できるまち ・新しく越してきた人も、すんなりと受けこめるような懐の深いまち ・離れて暮らされている家族が、定期的に帰省等して、両親や兄弟と太いパイプで繋がりが、地域との交流もできるようにしたい
② 地域の担い手				<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が住みやすい、魅力あるまち(働き口、保育所、給食費発生等の子育て支援、レジャー施設など) ・実業で育った子どもたちが、ふるさとに帰ろう、帰りたいと思える実業であって欲しい ・子どもや若者、お年寄りが安心して日々を一生懸命働いて、気持ちよく暮らせるまち ・若い世代の人も農業で生活できるまち ・実業において仕事が出来て家族を持ち人口が増えるまちにした ・子どもたちに実業の良いところを教え伝えていきたい。(いろいろな行事に参加しながら) ・若者が元気な年配の方からいろいろ教わり作る(新しいもの) ・住民だれもが主役になれるまち ・若年層の(子ども等)の活気で溢れるまち ・若い人が、ここに住みたいと思えるようなまち ・買い物やレジャーでなく、若い人が子育てを楽しめるようなところ ・若い人に働き場所が多くあって、同居できる・・・ ・若い人たちの働く場があり活気ある町にしたい ・地域性の良いところは残り古い考えを取り除き若者が暮らしやすい町 ・若いカブツルが少しでも増えて、子どもの声が隣近所から聞こえるところ ・使用されていない土地等を使って雇用を生み、若い人が都会に出なくても充分生活できる仕事がある町になってほしい。

区分	気になること	気になる人	いいところ、好きなこと	こんなところにしたい、こんなまちに暮らしたい
③ 福祉学習	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいの人とのかわり方 ・介護予防について考える場 ・認知症への理解 ・個人情報のある方（取り扱い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー層 ・元気な高齢者の方々 ・団塊の世代 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の地域について真剣に考えている人が多い ・社協や福祉への理解者がたくさんいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の問題を地域の問題として捉えてくれるまち ・気になる人を排除せず配慮する地域に ・気づかれにくい、ひきこもりの人へ支援の手が行き届くまことにしたい ・病気をしても、どんな障がいを持って生まれても、生きづらいつい事をかかえたとしても、地域の身近なところに気を付けてくれる人、相談できる人がいる町（地域）が理想 ・生活のしづらさや困りごとを受け止めてともに支え合う地域に（ニーズをもらさない支援ネットワークをつくる。入口と出口をつくる。相談支援者のバックアップが必要） ・自分の地域の課題としっかり向き合えるまち ・住んでいる人とお互いを助け、見守りともに明るく楽しく助け合つて、生きていけるところに一人ひとりの意識を高められる地域 ・障がい者、お年寄りが安心して暮らせる（経済的にも福祉面でも）形だけの優しさではなく一人一人が思いやれるまち ・ボランティアに参加するにも、弁当代や交通費くらいはもらえるような仕組みがあればよい（有償ボランティア） ・団塊の世代が活躍できる、働ける場所（仕事など）があれば良い ・みんなが出来る事を増やして気軽に参加してもらえる場を作る ・「自分たちでやるぞー」と思っって行動を起こす地域やグループの助成を手厚くして、他の地域やグループへの広がりがほしい
④ ボラテ ィア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの高齢化、減少 ・ボランティアの発掘 ・婦人会の解散による女性の活躍の場 ・シルバーパワワーの活用（退職世代等） ・若い世代のボランティアの養成 ・企業の社会貢献（フィランソノビー） ・ボランティア連絡会への加入団体の減少 ・ボランティア活動の拠点の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害もなく生活環境に恵まれている ・比較的災害は少ない地域である ・子どもの登下校の見守りなど、自治会、老人クラブ等協力体制が出来ている ・消防団等の活動がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまち ・道幅が広く防災に強い明るいまちで暮らしたい ・事件や事故のない安全なまち ・必要以上には干渉しないが、気軽に声かけが出来て、いざという時には助け合うことが出来るまち ・高齢化社会の中で医療・福祉が充実して災害に強い ・安心・安全で心豊かに過ごしたい ・福祉委員や民生委員、自治会役員が連携を密にして、災害時に素早く対応できる強固な体制づくり 	
⑤ 災 防 防 安	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の安全度 ・自主防災組織 ・消防団員の減少 ・危険場所の再確認 ・行政からの細やかな災害情報 ・要援護者の対応 ・地理によって孤立しやすい集落 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、土地等所有の障がい者（維持・管理できない） ・知的障がいと健常者の中間の方（障害福祉サービスや一般就労双方に難しい） ・金融機関で何度も通帳の再発行をしている人 		
⑥ 権利擁護				

区分	気になること	気になる人	いいところ、好きなこと	こんなところにしたい、こんなまちに暮らしたい
⑦ 買い物 交通 移動	<ul style="list-style-type: none"> 交通の利便性にかける 買い物ができる場がない 	<ul style="list-style-type: none"> 外出支援サービスの利用者（来年度からどうなるのか） 買い物弱者 		<ul style="list-style-type: none"> 年をとっても住みやすい町に。病院や買い物に便利に行ける 高齢になっても不便なく暮らせる交通環境 交通の便の課題は多くあると思いますが、冬場であっても自由に移動ができ活動しやすいまちになれば良いと思う 高速道路、鉄道の通っている所で、街灯のついた町に暮らせたらいいのと思います
⑧ 財源	<ul style="list-style-type: none"> 自主財源の減少 自主財源の確保（収益事業の検討等） 社協会費や善意銀行預託金の集金が困難 			<ul style="list-style-type: none"> 社協事業や活動の内容を地域の方々に広く知っていただきたい。（必要財源を求めため）
⑨ 介護 医療 健康	<ul style="list-style-type: none"> 老々介護 在宅生活ができなくなるとすぐに施設へ 在宅介護の不安 障がい児（者）デイがない 開業医の高齢化 往診できる病院が少ない 医療機関の不足 夜間救急の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルでひとり暮らしの方 人工呼吸器装着やターミナルの方で家族支援が望めない人 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のケアが充実し楽しい日々が送れるまち 保健、福祉、医療面が充実したまち 健康長寿で若者が定着できるまち（仕事、医療、暮らし、絆） 100歳体操をもっと広める 総合病院としての機能が充実したまち 安心して暮らせる町（医療・介護・買い物など） 病院がたくさんあって、行きたいところを選べるまちに暮らしたい 緊急時における対応処置の確立（救急医療情報の点検等も含めて…） 自己実現の場作り（高齢者の持ち味を生かす）
⑩ 社協事業 サービス 等	<ul style="list-style-type: none"> 社協のサービスがある中で本当にサービスが必要とされる方にサービスが届いていないか 独居だとサービスが使えるが夫婦や二人暮らしだと利用できない 相談受付システムの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方（福祉サービス利用者） 福祉サービスを拒否する人（福祉の世話になるのは恥という昔の考え） デイサービス利用者などで顔を見かけなくなっただけ 福祉サービスを利用されていない障がい者 		<ul style="list-style-type: none"> 話しやすい人、頼みやすい人がいれば、その先の支援体制や福祉サービスは赤栗市にもそう不足しているとは言えないと感じます。 キーマンになる人、コーディネートする人が赤栗の地域性をこれからの赤栗をつくって下さる様に願います 気陰に相談できる場所があること 職場・地域で現在、昔のやり方に固執して、新しい方法を考えたり受け入れたりできない方々に、高齢・人口の減少の現実をちゃんと見つけ、思案してもらえたらいいのですが。 社協の中でも、情報を共有するコミュニケーション力を高める、福祉力を高める事を実践してもらいたい
⑪ その他	<ul style="list-style-type: none"> 働き口が少ない 防災カメラの普及 マイナンバー制度 国政・法案、議員に不安 地球温暖化 地域公共交通再編計画の導入後 幼保一元化について 等 		<ul style="list-style-type: none"> 都会にはない農地や水環境がある おいしい野菜がいっぱいある 冬場を除けば本当に住みやすい 温泉施設が何か所かある 金融機関が充実している 等 	<ul style="list-style-type: none"> 国道29号をもっと活性化（山崎町内しかにぎわいがいいような気が…） 公共施設の充実（スポーツ施設等余暇を気楽にすごせる所） シェアハウスを増やす 田舎、過疎を逆手に取った『人生の楽園』に！ 等

第2期宍粟市地域福祉計画（行政計画）の施策の整理（H27.10まとめ）

第2期宍粟市地域福祉計画	宍粟市社協 第2次地域福祉推進計画（個別活動項目） 市計画の施策と重複している主な項目に☑	第3次地域福祉推進計画へ（重要度の高い内容や施策）
<p>基本目標1. 地域福祉を進める担い手づくり</p> <p>【基本施策】（実施主体）</p> <ul style="list-style-type: none"> * (1) 市民活動・ボランティアへの参画促進 * 近所ボランティアの推進（社協） * 住民福祉座談会の実施（社協） * ボランティア・市民活動センターの強化（社協） * 退職世代の参加促進（社協） * ボランティア活動の連携の支援（社協） * 情報の発進（市・社協） * 認知症サポーターの養成（市） * 生活支援サービスの体制整備（市） * 市民後見人候補者の養成（市） <p>(2) 地域や学校での福祉学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> * 生涯学習の推進（市・社協） * 学校での学習の推進（学校） * 福祉学習の実施（社協） * 情報の提供（市） * 出前講座の実施（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ☐ ボランティアセンター運営委員会の開催 ☑ ボランティア・市民活動センターの強化 ☐ 企業団体等の社会貢献活動の推進 ☐ 障がい者の生活支援ボランティアの養成（ガイドヘルプ等） ☑ 団塊の世代のボランティア活動への参加促進 ☐ 多様な NPO を生み出す支援 ☐ 当事者のニーズ把握（実態調査） <ul style="list-style-type: none"> ☐ 地域向けの福祉学習プログラムの開発・研究 ☐ 自治会（福祉連絡会）で福祉学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> * ボランティア連絡協議会との連携 * ボランティアセンターの充実 * 人材の育成や発掘 * 退職世代等ボランティア活動への参加促進 <ul style="list-style-type: none"> * 学校や地域での福祉学習の推進
<p>基本目標2. 地域で支える仕組みづくり</p> <p>【基本施策】（実施主体）</p> <ul style="list-style-type: none"> * (1) 小地域福祉活動の活性化 * 見守りネットワークの構築（社協） * ふれあいサロン・喫茶の支援（社協） * 自治会福祉連絡会の支援（社協） * 研修会の開催（社協） * 民生委員・児童委員、民生、児童協力委員との連携（市） * 社会福祉協議会との連携（市） <p>(2) 地域福祉資源の活用・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> * あんしんすこやか会議の設置（市） * シルバー人材センターとの事業拡大（市） * コミュニティ・ビジネスの促進（市） * 見守りネットワークの拡大（市） * 社会福祉法人の活動推進（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 福祉連絡会組織化の提案 ☑ 小地域福祉活動モデル地区指定事業の実施 ☑ 小地域福祉活動実施要綱の見直し ☑ 小地域福祉活動パンフレットの作成 ☑ 福祉委員の活動マニュアルの作成 ☑ 見守りネットワーク体制の強化 ☑ 生活支援ボランティア活動（近所ボランティア）の推進 ☑ ふれあいサロン・喫茶の立ち上げ支援 ☐ ふれあいサロン・喫茶の計画的実施の推進 ☐ ニーズ発見・相談機能をもつふれあいサロン・喫茶の推進 ☐ 生活支援サービス（近所ボランティア）の開発 ☐ 会員登録制たすけあい活動の立ち上げ研究 ☑ 福祉委員研修会の開催 ☑ 小地域活動研修会（リーダー養成等）の開催 ☐ 住民福祉座談会の開催 ☐ 地域拠点型サービスの開発実施の研究 	<ul style="list-style-type: none"> * 行政との連携 * 行政と連携した福祉連絡会への支援 * 行政と連携した福祉委員の体制整備 * 見守りネットワーク体制の強化 * 民生委員児童委員との連携 * 生活支援サービスの開発や推進・充実 * 役員業務研究会の継続実施と具体化にむけた取り組み * 限界集落を乗り越えるための地域づくり提案 * 集落福祉のあり方と地域拠点型サービスの開発 * 空き家や廃校などを活用した生活支援サービスの提案と推進 * 近所ボランティア活動の提案と推進 * 相談や見守り機能をもつふれあいサロン・喫茶活動の推進 * 支援や見守りが必要な人の居場所づくり * 福祉活動のリーダー発掘と養成 * 支部地域福祉推進委員会の活性化 * 見守りシートの提案

<p>(3) つながりを深めるコーディネート機能の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> *生活支援コーディネーターの配置 (市) *認知症地域支援推進員の配置 *生活困難者自立支援法に基づく相談支援員・就労支援員の配置 (市) *地域子育て利用者支援専門員 (仮称) の配置 (市) *ファミリーサポートセンター (市) *家庭児童相談室 (市) 	<p>□ 粟米市福祉関係専門職連絡会の設立支援 □ 福祉施設と連携した地域福祉サービスの開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> *生活支援コーディネーターの配置や協議体等 *生活支援コーディネーターの養成や行政との連携 *介護予防につながる社会参加の場づくり *生活支援サービスの充実に向けて行政や地域との連携を図る *高齢者の活躍の場づくり
<p>基本目標3. サービスが適切に受けられる仕組みづくり</p> <p>【基本施策】(実施主体)</p> <p>(1) 情報提供の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> *メーリングリストの活用 (市) *パンフレットの普及 (社協) *社会福祉協議会 (社協) *情報提供の強化 (市) *障がい配慮した情報提供 (市) *意思疎通支援事業 (市) *ガイドブックの活用 (市) <p>(2) 相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> *民生委員・児童委員の活動推進 (市・社協) *学校との連携強化 (市) *相談事業の強化 (市・社協) *社会福祉協議会との連携 (市) *福祉サービス利用援助事業の啓発 (市・社協) *成年後見支援センターの設置検討 (市・社協) *権利擁護センターの設置検討 (市・社協) *相談支援事業所 (市・社協) *市民相談センター (市) *地域包括支援センター (市) *基幹相談支援センター (市) *家庭児童相談室 (市) *ハローワーク出張相談 (市) <p>(3) 生活困難者などへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> *民生委員・児童委員 (市) *福祉サービス利用援助事業の推進 (社協) *地域ケア個別会議の開催 (市) *医療と介護連携会議の推進 (市) *当事者組織の活動支援 (市) 	<p>□ 総合相談受付システムの導入 □ 主任結婚相談員連絡会の定例開催 □ 無料弁護士相談事業の実施 □ 多機能な相談所づくりの推進 □ 福祉サービス利用援助事業のさらなる推進 □ 福祉後見センター (権利擁護センター) の設立 □ 社協顧問弁護士の設置 □ 出前ふれあいサロン、お達者クラブの実施 □ 暮らしの何でも相談所 (仮称) の設置提案 □ 元気な地域づくり懇話会 (仮称) の開発 □ 地域包括支援センターと社協との定期的な連絡会の開催 □ 社協ご意見箱の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 社協内部の情報整理 (小地域、介護等) と台帳統一化 * 障がい、高齢、生活などの情報を一元化 * 活用できる情報の共有化 * 行政や民生委員児童委員等との連携 * 行政と連携した情報管理と情報提供のルール化 * 高齢者や障がい、子どもなど誰にも配慮した情報の発信 * 配食サービスバンプレット <ul style="list-style-type: none"> * 関係機関との連携 (行政・民生委員等) * 「ゆめぷらん」との連携や情報共有 * 出会いサポートセンター (結婚相談) の充実 * 福祉サービス利用援助事業の推進と体制強化 * 社協の法人後見の準備や体制整備 * 行政と連携した成年後見制度の促進 * 西播磨成年後見センターとの連携 * 継続した顧問弁護士の契約や法律相談の充実 * 相談受付システムの有効活用 * ひきこもりへの相談窓口や行政、民生委員児童委員との連携 * 地域包括支援センターとの連携

<p>*若者サポートステーションによる支援 (市)</p> <p>*生活困窮者自立支援法による支援 (市)</p>	<p>基本目標4. 安心で安全なまなちづくり</p> <p>【基本施策】(実施主体)</p> <p>(1) 緊急時における要配慮者への支援</p> <p>*自主防災マップの作成推進 (市)</p> <p>*自主防災会の活動支援 (市)</p> <p>*民生委員・児童委員 (市・福祉委員)</p> <p>*災害学習会の開催 (社協)</p> <p>*災害ボランティア訓練の実施 (市・社協)</p> <p>*災害救援ボランティアの活動支援 (社協)</p> <p>*事業継続計画 (BCP) (社協)</p> <p>*防災訓練の実施 (市・社協)</p> <p>*救急医療情報キットの活用促進 (市)</p> <p>*福祉避難所の確保 (市)</p> <p>*要配慮者支援対策の充実 (市)</p> <p>*安心見守りコール (緊急通報システム) の周知 (市)</p> <p>*徘徊高齢者等家族支援サービス事業の推進 (市)</p> <p>*ひとり外見守り・徘徊SOSネットワークの構築 (市)</p>	<p>☑災害救援ボランティア活動支援マニュアルの点検</p> <p>☑災害ボランティアセンター設置訓練 (防災訓練) の実施</p> <p>☑災害救援機材や備品の計画的な備蓄</p> <p>☐災害学習会 (被災・防災・ボランティア養成) の開催</p> <p>☐災害救援基金の計画的な積立</p>	<p>*災害救援ボランティア活動支援マニュアルの点検</p> <p>*災害に備えた要配慮者台帳の整備</p> <p>*民生委員児童委員と連携強化と情報共有</p> <p>*BCPの点検と情報更新</p> <p>*市と連携した災害ボランティア訓練の実施</p>
<p>(2) 支え合いのまちづくり</p> <p>*自治会福祉連絡会への支援 (社協)</p> <p>*青色防犯パトロールの推進 (市)</p> <p>*世代間交流の推進 (自治会・PTA・社協)</p> <p>*子どもの見守り (自治会・ボランティア・PTA)</p> <p>*出合いサポートセンター (出合い応募事業) (市・社協)</p> <p>*善意銀行 (社協)</p> <p>*疾病・介護予防 (市)</p> <p>*子育て支援体制の充実 (市)</p> <p>*一時預かり事業 (市)</p> <p>*放課後児童健全育成事業 (学童保育所) (市)</p> <p>*しそう元氣げんき大作戦事業 (市)</p>	<p>☑買い物弱者のための買い物サービスの実施検討</p> <p>☑生活支援のための移送サービスの開発</p> <p>☐男性介護者の会への支援</p> <p>☐障がい者団体への支援</p>	<p>☐地域の拠点を生かした子育て支援活動の推進</p> <p>☐一人親家庭への支援</p>	<p>*行政と進める自治会福祉連絡会への関わり</p> <p>*見守りや役割づくりを含む世代交流</p> <p>*地域包括支援センター等との連携強化</p> <p>*行政担当課との定期的な連携会議の開催</p> <p>*社会貢献・地域貢献を行う団体との連携</p>
<p>(3) すべての人にやさしいまちづくり</p> <p>*自治会集会施設等の改修・改築の補助 (市)</p> <p>*買い物支援サービスの実施 (社協)</p> <p>*福祉有償運送の実施 (社協)</p> <p>*バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 (市)</p> <p>*移動支援事業 (ガイドヘルプ) (市)</p> <p>*住宅改修の活用促進</p>	<p>*買い物や見守りなどの生活支援サービスの推進</p> <p>*福祉有償運送事業の実施</p> <p>*当事者組織への支援や連携</p>		

<p>*公共交通の編成(市) *外出支援サービスの周知(市・委託事業者)</p>	<p>*評議員・理事会のあり方の検討と強化 *社協経営検討委員会の設置と検討 *共同募金配分金活用検討委員会の設置 *会費制度の見直し *定款、構成の見直し *役割りや位置づけの検討 *支部推進活動計画(支部計画)の策定 *自主財源確保にかかる検討委員会の設置 *介護保険増益の地域福祉活動財源化 *収益事業の検討 *市内の企業商店へ募金箱の設置 *人材育成を主眼においた人事考課の継続実施 *職員の外部研修への積極的参加 *定期的な職員内部研修の実施 *尖栗市社協職員研修制度の構築(OJTの推進) *社会福祉士・介護福祉士等専門資格取得の奨励 *介護職員リダー会議の設置 *全社協の経営診断事業の受診 *社協ケアマネージャースキルアップ *介護員養成研修事業の実施</p>	<p>*社協自主財源の確保方策 *赤字事業に対する対策や経費削減の検討 *社協各種事業の検討 *計画的な人材育成 *人材育成を主にした人事考課の継続実施</p>
<p>尖栗市老人福祉計画 第6期尖栗市介護保険事業計画</p> <p>基本目標1. 多様なニーズにあった生活支援・介護予防の推進</p> <p>【基本施策】 (1) 生活支援サービスの充実 (2) 健康づくり・疾病予防の推進 (3) 介護予防の総合的な推進</p>	<p>穴栗市社協 第2次地域福祉推進計画(個別活動項目) 市計画の施策と重複している主な項目に☑</p>	<p>第3次地域福祉推進計画へ(重要度の高い内容や施策)</p> <p>*行政との連携(生活支援サービス推進会議等) *地域や住民による支え合いの仕組みづくり *介護予防事業の今後のあり方 *生活支援コーディネーターとの連携 *ボランティアとの連携 *本当に支援が必要な人の洗い出しやリスト化等</p>
<p>基本目標2. 身近な地域で支え合う体制づくり</p> <p>【基本施策】 (1) 相談体制・情報提供の充実 (2) 地域包括支援センターの機能強化 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 地域ケア会議の推進 (5) 認知症支援体制の推進 (6) 家族介護への支援 (7) 権利擁護体制の推進 (8) 高齢者の地域での見守りの推進</p>		<p>*総合相談事業の充実 *地域包括ケアとの積極的な連携 *総合相談事業の強化と関係機関等との連携 *情報交換などのルール化 *提供する情報の充実 *社協介護福祉課職員を始め各課職員の連携(介護・ケアマネ・地域) *市内各介護関係の事業所連絡会の設置 *地域ケア会議等への積極的な関わり *男性介護者の会や在宅介護者の会への支援と連携 *福祉サービス利用援助事業のさらなる推進と人材・人件費の確保 *介護予防を含めた地域の見守り体制整備や居場所づくり・生きがいづくり *毎日型配食サービスなどの提案と推進(見守りサービス)</p>

<p>基本目標 3. 質の高い豊かな生活づくり</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生きがいづくりの推進 (2) 暮らしやすい環境づくり 		<p>*福祉団体などの当事者組織支援と関係機関との連携</p> <p>*新しい活躍の場や見守りの場づくり</p>
<p>基本目標 4. 安心で快適な暮らしを支える介護サービス等の充実</p> <p>【基本施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅サービスの推進 (2) 施設・居住系サービスの推進 (3) 高齢者福祉施設の充実 (4) その他介護保険サービスを利用しやすくするための方策 (5) 介護給付適正化事業の推進 (6) 介護人材確保の推進 (7) 介護サービスの情報公開 		<p>*介護予防事業の今後の検討（行政の意向確認が必要）</p> <p>*介護サービス事業の収支バランスや今後のあり方協議</p> <p>*介護サービスパンフレット（チラシ）やケアマネ事業所へのPR</p> <p>*地域と密着した介護サービスのあり方を検討</p> <p>*人材確保と育成</p>

用語解説

あ 行

イコールフィッティング

商品やサービスを販売している双方が対等の立場で競争が行えるよう、基盤や条件を同じにすること。他の経営主体との公平性。

NPO

Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織(団体)の意。利潤追求をしない、組織の社会的使命の実現をめざして活動を行います。特定非営利活動促進法に基づく、特定非営利活動法人(NPO 法人)として法人格を持つものから、市民活動団体やボランティアグループも含んだ法人格を持たない団体、また社協も含む幅広い意味として使う場合もあります。

OJT

On the Job Training の略で、職場での実務を通じて行う従業員の企業内教育や・教育訓練手法のひとつで仕事を通じて必要な知識・技術・態度などを計画的・継続的に指導し、業務能力や力量を育成する。

か 行

ガバナンス

統治のあらゆるプロセスをいう。政府、企業などの組織のほか、領土、ITシステム、権力などにも用いられる広い概念である。組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行う、意思決定、合意形成のシステム。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法で定められた専門的な資格の一つで、要介護者または要支援者の心身の状況や希望に応じて、適切な介護サービスを利用できるよう、市区町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者である。

ケアワーカー

高齢者や障がい者などに日常生活の動作上の援助サービスを直接行う専門職。介護福祉士、訪問介護員(ホームヘルパー)、施設の介護職員などの呼称。

こども食堂

主に貧困家庭やひとり親家庭の子どもを対象に、栄養バランスの取れた食事や地域の人々とのふれあいの時間を無料または安価で提供する取り組み。十分な食事を取れなかったり、一人で食事をしていたりする子どもたちを支援するため、NPO 法人などが実施している。

コミュニティワーカー

地域社会の生活問題の解決のため、住民の主体的な活動を側面から援助する専門的な福祉職。地域における住民福祉組織(福祉連絡会等)や住民主体の地域福祉活動を支援する。

コンプライアンス

法令遵守。特に、企業や事業団体がルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。

さ 行

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人を言い、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等あげられている。

災害ボランティアセンター

被災地を中心とした内外のヒト・モノ・資金・情報をつなげ、コーディネートする拠点として設置される。多くの場合は、社会福祉協議会がその運営の中核的な役割を担う。

事業継続計画（BCP）

Business Continuity Plan の略で、大規模災害等の不測の事態を想定して、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画をいう。

宍粟市高齢者地域支え合い活動事業

日頃から地域や高齢者のお宅を訪問する機会のある企業や事業者の協力により、高齢者を見守る活動の一つ。宍粟市では、本事業に協力いただける事業者等と協定を締結し活動を進めている。

就労継続支援事業所

障害者総合支援法に基づき、企業への就職が難しい障がい者に、就労機会を提供し、技能訓練などをする事業所。雇用契約を結んで障がい者に賃金を支払う「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」がある。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。平成 28(2016)年4月に施行。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成 24(2012)年6月成立、平成 25(2013)年4月に施行。

生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。平成 27(2015)年4月施行。

生活支援コーディネーター

平成 27(2015)年4月施行の介護保険制度改正により新しく配置されることになった職種。生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う。

生活福祉課題

地域福祉の視点として、経済的困窮や社会的孤立などによって地域住民に広がっている多様な生活課題とともに、その中でさらに深刻化している福祉課題を一体的にとらえる用語として「生活福祉課題」と表現している。

成年後見制度

認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人などが財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。自己決定の尊重、残存能力活用、ノーマライゼーションの理念に基づき平成 12(2000)年度に施行された。

た 行

団塊の世代

高学歴化、サラリーマン化、都市化といった戦後の変化の象徴であり、消費文化の中で育ったいわゆる第 1次ベビーブーム世代(1947 年～1949 年生まれ)を指す。

地域活動継続計画 (DCP)

District Continuity Plan の略で、大規模災害等が発生し救助がこないときやインフラ機能(電力、上下水道、通信、ガス、交通など)が失われたときに、地域全体で連携して助け合うための方法を策定するもの。事業継続計画(BCP)の概念を採用した、地域の災害対応のこと。

地域ケア個別会議

個別ケースの支援内容の検討を通して、地域課題の発見と共有を目的に、地域課題に応じた地域づくりや資源の開発などを行う。主な構成員は、本人、家族、自治会、民生委員・児童委員、ケース関係者等。主催は宍粟市地域包括支援センター、各保健福祉課。

地域ケア推進会議

保健・医療・福祉などの代表者が参加し、地域ケア個別会議から提出された個別課題を地域課題として取り上げ、更には政策形成に結びつけ効果的な運営をめざす。主催は宍粟市地域包括支援センター。

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。実施主体は市町村。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が置かれ、専門性を活かして連携しながら業務にあたっている。

な 行

西播磨成年後見支援センター

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守るために、西播磨 4 市 3 町がたつの市社会福祉協議会に委託し、平成 28(2016)年 5 月、たつの市揖保川総合支所内に開設。広域で事業を実施するのは兵庫県内で初である。

2025年問題

団塊の世代が平成 37 年(2025)年頃までに後期高齢者(75 歳以上)に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念される問題を言う。また、要介護者や認知症高齢者の増加にともなう介護施設、人材の不足も懸念されている。

日常生活自立支援事業(旧福祉サービス利用援助事業)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が、不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

ノーマライゼーション

デンマークの知的障がい者の運動から始まった思想で、バンクーミッケルセンによって定義された。「正常化」と訳されることが多い。障がい者といえども一人の人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活ができることを地域社会の中で保障しようとする人権・平等の考え方である。

は 行

PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4つの工程をサイクルとして繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

福祉委員

身近な地域(自治会・隣保)における生活福祉課題(困りごと)を、見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見し、民生委員・児童委員や自治会長、社協の専門職等と連携しながら生活福祉課題の解決に向け取り組んでいく地域のボランティア。自治会の隣保数を基本に選出。

福祉学習

福祉への理解や関心を深めながら、他者を認め合える地域住民相互の連帯や心のつながりのある福祉の土壌づくりを目的とした学習。その対象は、学校、地域、企業等多岐にわたる。

福祉連絡会

自治会全体で福祉のまちづくりを進めていくために、高齢者等の地域での見守りネットワークや生活福祉課題(困りごと)を話し合い解決するしくみとして、自治会長や民生委員・児童委員、福祉委員等の関係者で構成する組織(ネットワーク)をいう。

ふれあいサロン・ふれあい喫茶

高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所(公民館等)に気軽に出掛けていき、仲間づくり・生きがいがづくり・介護予防などを目的に行う交流の場である。

保健福祉圏域

本計画書の 13 頁に記載。

ボランティアコーディネーター

住民のボランタリーな活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう住民と住民または組織をつないだり、組織内での調整や活動に対する相談を行う専門職。

計画策定の経緯

●策定委員会

委員会	月日	会場	主な協議事項	出席者
第1回	6/22(月)	一宮保健福祉センター	委嘱状交付/ 委員等紹介/ 策定委員会設置要綱について/ 正副委員長の選任について/ 第2次地域福祉推進計画の概要について/ 第2期宍粟市地域福祉推進計画(案)について/ 計画期間について/ 作業部会について/ 策定スケジュール(案)について	12名
第2回	7/30(木)	一宮保健福祉センター	第3次地域福祉推進計画の計画期間について/ 第3次地域福祉推進計画の策定スケジュール(案)について/ 第2次地域福祉推進計画の総括(進捗)と課題抽出について(推進目標1・2)	12名
第3回	8/31(月)	一宮保健福祉センター	第2次地域福祉推進計画の総括(進捗)と課題抽出について(推進目標3・4)/ 4つの推進目標と宍粟市社協の課題と分析について	11名
第4回	9/30(水)	一宮保健福祉センター	4つの推進目標(第2次地域福祉推進計画)と宍粟市社協の課題と分析について/ 生活福祉課題の抽出から計画策定までの流れと「宍粟のことを考えてみましょうシート」について/ 市の福祉に関する諸計画から課題抽出について	9名
第5回	10/26(月)	一宮保健福祉センター	第2期宍粟市地域福祉計画との関連について/ 第3次地域福祉推進計画案(推進目標、活動項目、個別活動項目)について	9名
第6回	11/26(木)	一宮保健福祉センター	策定委員との意見交換の報告について/ 第3次地域福祉推進計画の推進視点について/ 第3次地域福祉推進計画体系図(案)について	9名
第7回	12/25(金)	一宮保健福祉センター	推進目標:社協組織基盤について/ 個別活動項目「今後の取り組みについて」の整理と訂正等について/ 第3次地域福祉推進計画体系図(案)の見せ方・表現について	10名
第8回	1/28(木)	一宮保健福祉センター	第2期宍粟市地域福祉計画における主要施策関連部局のヒアリング報告/ 第3次地域福祉推進計画体系図(案)について/ 第3次地域福祉推進計画章立て(案)について	12名
第9回	2/24(水)	一宮保健福祉センター	第2期宍粟市地域福祉計画、宍粟市老人福祉計画・第6期宍粟市介護保険事業計画の進捗/ 第3次地域福祉推進計画体系図(案)について/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について/ 第3次計画の進行管理について/ 各委員からのコラムについて	9名
第10回	3/25(金)	一宮保健福祉センター	第3次地域福祉推進計画体系図(案)について/ 第3次地域福祉推進計画の地域目標とサブタイトル(キャッチフレーズ)について/ 第3次地域福祉推進計画の愛称について/ 支え合いネットワーク関係図(仮称)について/ 地域の実践活動紹介(拠点・居場所等)について/ 計画書の構成と章立てについて/ 4月以降のスケジュールと今後の方針について	8名

第 11 回	6/20(月)	一宮保健福祉センター	第 3 次地域福祉推進計画書(案)の内容確認と承認について/理事会への報告と計画(案)の承認手続きについて	10 名
--------	---------	------------	---	------

●作業部会

作業部会	月日	会 場	主な協議事項
第 1 回	7/15(水)	メイプル福祉センター	計画の推進期間について/ 策定スケジュール(案)の作成について/ 次回策定委員会への提出資料について
第 2 回	7/22(水)	一宮保健福祉センター	第1回作業部会の振り返り/策定スケジュール(案)の作成について/ 宍粟市社協第2次計画の評価と課題について(推進目標 1.2)
第 3 回	8/10(月)	一宮保健福祉センター	計画の推進期間について/ 策定スケジュール(案)の作成について/ 宍粟市社協2次計画の総括(進捗)と課題の抽出について(推進目標 1.2.3.4)/ 宍粟市社協の課題分析について(事業報告等)/ 養父市社協視察研修について
第 4 回	8/24(月)	メイプル福祉センター	宍粟市社協2次計画の総括(進捗)と課題の抽出について(推進目標 3.4 修正分)/ 各町(支部)の要援護者台帳について/ 養父市社協視察研修について
視 察	8/26(水)	養父市社協大屋支部	養父市社協視察研修/ 養父市社協第2次地域福祉推進計画の策定経緯や進捗等について
第 5 回	9/10(木)	メイプル福祉センター	養父市社協視察研修の振り返り/ 宍粟市社協2次計画の総括・抽出課題の点検(推進目標 1.2.3.4)
第 6 回	9/16(水)	一宮保健福祉センター	宍粟のことを考えてみましょうシートについて/ 市の福祉に関する計画の課題抽出について/ 4つの推進目標と宍粟市社協の課題と分析について/ 策定委員長との打合せについて
第 7 回	9/28(月)	宍粟防災センター	市の福祉に関する計画の抽出課題について/ 宍粟のことを考えてみましょうシートについて(支部ごとの取りまとめと整理)
打合せ	10/7(水)	兵庫県福祉センター(神戸市)	県社協にて松澤委員長・杉田部長からの指導 第 2 期・第 3 期兵庫県地域福祉支援計画の概要について/ 第 2 期宍粟市地域福祉計画の概要及び宍粟市老人福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画の概要について/ 第 3 次地域福祉推進計画の今後の進め方・柱立て等について
第 8 回	10/14(水)	千種保健福祉センター	打合せでの確認について/ 第 2 期宍粟市地域福祉計画の主要施策と宍粟市社協第 2 次地域福祉推進計画の個別活動項目の確認作業について/ 第 5 回策定委員会に向けての資料について
第 9 回	10/19(月)	宍粟防災センター	宍粟市社協第 3 次地域福祉推進計画案(推進目標、活動項目、個別活動項目)について
第 10 回	10/23(金)	メイプル福祉センター	宍粟市社協第 3 次地域福祉推進計画案の体系について
第 11 回	11/2(月)	宍粟防災センター	これまでの振り返りと課題について/ 今後の進め方について(体系図の具体化、関係者との確認と共有、進捗報告)
訪 問	11/10(火) ～19(木)	宍粟市内	策定委員との意見交換訪問 藤原誠委員・助光委員(10日)/ 中野委員・小沼委員(11日)/ 段林委員・藤原早苗委員(13日)/ 船曳委員・丸井委員(16・19日)
第 12 回	11/13(金)	一宮保健福祉センター	策定委員との意交換報告について/体系図の作成について

第 13 回	11/20(金)	一宮保健福祉センター	策定委員との意見交換報告について/ 健康福祉部との連携会議について/ 社協広報紙での紙面作成について/ 体系図の作成について
第 14 回	12/7(月)	宍粟防災センター	職員会議での進捗報告について/ 体系図の作成について/ 活動項目、個別活動項目の見直しについて
第 15 回	12/14(月)	宍粟防災センター	体系図の作成について/ 活動項目、個別活動項目の見直しについて/ 活動項目①～⑥まで確認
第 16 回	12/18(金)	宍粟防災センター	市地域福祉計画との整合について/ 個別活動項目「今後の取り組み」の整理について/ 体系図と活動項目シート①～⑫の確認
第 17 回	1/14(木)	メイプル福祉センター	策定委員会の振り返り/ 2次計画と行政計画との整合について/ 章立ての組み立てについて/ 平成 28 年度事業計画の立案と整理について
ヒアリング	1/18(月)	宍粟市役所	第 2 期宍粟市地域福祉計画主要施策関係部署へのヒアリング(意見交換)
第 18 回	1/20(水)	宍粟防災センター	行政計画担当課との意見交換について/ 体系図、活動項目、個別活動項目の修正/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について
第 19 回	2/12(金)	一宮保健福祉センター	第 2 期宍粟市地域福祉計画における主要施策関連部局とのヒアリングシートについて/ 体系図、活動項目、個別活動項目の修正/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について
第 20 回	2/18(木)	一宮保健福祉センター	体系図、活動項目、個別活動項目の修正/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について/ 章立ての組み立てについて/ 第 3 次計画の進行管理について
第 21 回	3/9(水)	一宮保健福祉センター	体系図、活動項目、個別活動項目の確認/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について/ 拠点、居場所づくりの紹介(コラム)について/ 章立ての組み立てについて/ 4月以降のスケジュールについて
第 22 回	3/16(水)	一宮保健福祉センター	体系図、活動項目、個別活動項目の確認/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について/ 拠点、居場所づくりの紹介(コラム)について/ 章立ての組み立てについて/ 4月以降のスケジュールについて
第 23 回	3/23(水)	一宮保健福祉センター	地域福祉目標について/ 体系図、活動項目、個別活動項目の確認/ 地域ネットワーク関係図(仮称)について/ 拠点、居場所づくりの紹介(コラム)について/ 章立ての組み立てについて
第 3 次地域福祉推進計画 計画書の執筆作業			
第 24 回	5/23(月)	一宮保健福祉センター	第 3 次地域福祉推進計画 内容の確認/ 松澤委員長との打合せについて/ 今後のスケジュールについて
打合せ	5/30(月)	兵庫県福祉センター(神戸市)	第 3 次地域福祉推進計画 計画書内容の確認
第 25 回	6/10(金)	一宮保健福祉センター	第 3 次地域福祉推進計画 計画書内容の最終確認

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

第3次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の第3次地域福祉推進計画を策定するため、定款第18条に基づき、委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、第3次地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(委員の選任及び任期)

第3条 委員会は、12人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 本会理事・評議員
- (2) 市民・市民団体の代表
- (3) 市内のボランティア
- (4) 市内の専門機関・施設の役職員
- (5) 学識経験者

2 委員は、本会の理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、計画の策定が終わるまでとする。

(正副委員長)

第4条 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を統括し、委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者を委員会に招き意見を聞くことができる。

(理事会への報告)

第6条 委員会は、計画の策定段階の状況を必要に応じ本会理事会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 策定作業を円滑に進めるため、委員会に補助機関としての実務者による作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定作業の細部にわたる検討を行い、本会職員等の実務者で構成する。

3 作業部会の部会員は、委員会で協議し選任する。

(策定手順)

第8条 計画は、委員会で策定終了後、本会理事会へ報告し、理事会の議決及び評議員会の議決を得て決定されものとする。

(経費)

第9条 委員会及び作業部会の必要な経費については、本会社会福祉事業会計区分から予算の範囲内において支出する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

策定委員名簿

宍粟市社会福祉協議会

第3次地域福祉推進計画 策定委員名簿

(敬称略)

	役職名	区分	氏名	備考
1	委員長	学識経験者	松澤 賢治	流通科学大学 サービス産業学部講師(前教授) 兵庫県社会福祉協議会 元福祉部長・ボランティアセンター所長
2	副委員長	市民 市民団体の代表 市内のボランティア	船曳 順市	第2期地域福祉計画推進委員会 委員長 宍粟市老人クラブ連合会会長
3	委員	理事・評議員	梶本 みゆき	宍粟市社協理事
4	委員		志水 史郎	宍粟市社協理事 宍粟市健康福祉部次長
5	委員		段林 繁	宍粟市社協前副会長・理事
6	委員		山根 勝	宍粟市社協理事
7	委員	市民 市民団体の代表 市内のボランティア	助光 和雄	土万ふれあいの館館長
8	委員		藤原 早苗	福田自治会前代表福祉委員
9	委員		藤原 誠	鷹巣活性化委員会事務局長
10	委員		丸井 豊子	原ささゆりの会前代表
11	委員	市内の専門機関 施設の役職員	中野 剛志	ひまわりの家代表
12	委員		小沼 経子	NPOさつき 前理事長
13	オブザーバー	兵庫県社協	杉田 健治	兵庫県社協地域福祉部長
14	オブザーバー	宍粟市社協	森本 都規夫	宍粟市社協会長

第3次地域福祉推進計画 職員名簿

	所属	役職名	氏名	備考
1	本部	事務局長 一宮支部長	可藤 和成	事務局次長・介護福祉課長 (H28.3.31 まで)
2	本部	事務局次長 介護福祉課長	○ 春名 章宏	事務局次長・山崎支部長 (H28.3.31 まで)
3	山崎	生活支援課長 山崎支部長	◎ 春名 豊滋	地域支援課長・波賀支部長 (H28.3.31 まで)
4	千種	地域支援課長 千種支部長	□ 波多野 好則	地域支援課主任・千種支部長 (H28.3.31 まで)
5	本部	総務課長	前野 瑞恵	
6	波賀	生活支援課主任 波賀支部長	坂本 幸子	波賀支部コミュニティワーカー (H28.3.31 まで)
7	本部	ボランティア コーディネーター	□ 三宅 あゆみ	一宮支部コミュニティワーカー (H28.3.31 まで)
8	山崎	コミュニティワーカー	□ 山本 めぐみ	千種支部コミュニティワーカー (H28.3.31 まで)
9	山崎	生活支援コーディネーター	□ 森井 裕矢	山崎支部コミュニティワーカー (H28.3.31 まで)
10	波賀	コミュニティワーカー	□ 田中 祥仁	ボランティアコーディネーター (H28.3.31 まで)
11	一宮	通所介護事業所 生活相談員	□ 段林 八重子	
12	波賀	介護支援専門員	□ 岩田 江美	
13	本部	事務局長	山本 正幸	H28.3.31 まで在職
14	波賀	コミュニティワーカー	□ 平 有利菜	H28.3.31 まで在職

※「◎」は策定委員会責任者。「○」は策定委員会副責任者。「□」は作業部会メンバー。

宍粟市社協 第3次地域福祉推進計画

2016（平成28）年8月発行

編集・発行 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

〒671-4137 兵庫県宍粟市一宮町閨賀 300 番地

電話 0790-72-8787 FAX 0790-72-8788

<http://www.shiso-wel.or.jp>

E-mail: shakyo@shiso-wel.or.jp

宍粟市社協 第3次地域福祉推進計画
2016年度～2019年度

支え合い ふくしプラン

だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり
～ほっとけない、をほっとかない宍粟に～